

やまがた 子育て応援プラン

(平成 27 年度～31 年度)

一人ひとりの希望が叶い、みんなで支え合う
「子育てするなら山形県」の実現に向けて

【山形県次世代育成支援行動計画】
【山形県子ども・子育て支援事業支援計画】

平成 27 年 3 月

山 形 県





一人ひとりの希望が叶い、みんなで支え合う 「子育てするなら山形県」の実現に向けて

子どもたちが夢と希望を持って健やかに心豊かに成長するとともに、誰もが安心して子どもを
み育てることができることは、私たちの願いです。

県では、子育て支援や少子化対策について県民の皆様と共に考え、子どもの成長に合わせたきめ
細かい支援を行うために、平成 22 年 3 月に「山形県子育て基本条例」を制定し、その基本的な考
えのもと、子育て支援や、若者の活躍支援、結婚支援などの具体的な施策を「やまがた子育て応援
プラン」としてまとめ、県民の皆様の協力をいただきながら取組みを進めてまいりました。

未だ子育てを取り巻く社会情勢は厳しいものがありますが、一方で、本県には生命の源である水
や、森、田園など緑あふれる豊かな自然、そして先人が磨き上げてきた精神文化と知恵や技、さら
には食や祭り・伝統行事など多くの地域資源が受け継がれてきております。

このたび策定した新たな「やまがた子育て応援プラン」では、本県の次代を担う子どもたちや若
者が郷土への愛着と誇りを持ち、この豊かな自然や文化と関わりながら、郷土で活躍できる環境づ
くりを進めてまいります。さらに、結婚や子育てへの一人ひとりの希望が叶う社会を目指し、結婚、
妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援を展開するとともに、日本一高い三世同居率や地域
の連帯感など「山形らしさ」を活かした社会全体による支え合いを推進してまいります。

このプランを確実に推進し「子育てするなら山形県」と実感できる社会の実現に向けては、県民
の皆様をはじめ、地域や企業の皆様の参画による“県民総ぐるみ”の取組みが不可欠でありますの
で、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、このプランを策定するにあたり、子育てするなら山形県推進協議会の委員各位をはじめ、
貴重なご意見をいただきました県民の皆様にご心から御礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

山形県知事 吉村 美栄子

目次

第1部 総合的な子育て支援・少子化対策

1 計画策定にあたって

- (1) 趣旨・背景 3
- (2) 計画の性格 4
- (3) 計画期間 4

2 計画の推進

- (1) 計画の推進体制 5
- (2) 各主体の役割 6
- (3) 計画の評価等 7

3 少子化の現状とその影響

- (1) 少子化の現状 8
- (2) 少子化の影響 11

4 少子化の社会的背景

- (1) 結婚観・家庭観の多様化 12
- (2) 家族形態の変化 20
- (3) 地域との関わりの希薄化 22
- (4) 労働の実態 23
- (5) 子育て中の就労環境 28
- (6) 若者の県外転出 31

5 少子化の主な要因と施策の方向性

- (1) 未婚化・晩婚化の進行 33
- (2) 子育ての不安感・負担感の増大 34
- (3) 女性の就労継続の厳しさ 35
- (4) 若者人口の減少・雇用環境の変化 36

6 前計画の評価において計画に盛り込むべきとされた基本的な考え方

- (1) 計画策定の際に考慮すべき視点 37
- (2) 新たな施策の展開方向 39
- (3) 前計画の進捗状況 40

7 計画の基本的な考え方	
(1) 目指す社会	44
(2) 基本的視点	45
(3) 施策の構成	45
(4) ライフステージに応じた施策の展開	58

8 具体的な施策	
基本の柱1 結婚支援の充実・強化	59
基本の柱2 子育て支援の充実・強化	63
基本の柱3 仕事と家庭の両立支援の推進	81
基本の柱4 若者が活躍できる環境づくりの推進	90

9 計画に掲げる数値目標	
	101

第2部 保育サービス等の提供

～ 子ども・子育て支援法に基づく「教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期」～

1 就学前児童の保育等の状況	
	103
2 区域の指定	
	105
3 保育サービス等の提供に係る取組方針	
	105
4 教育・保育施設及び地域型保育事業	
	106
5 地域子ども・子育て支援事業	
	108

■ 参考資料

山形県子育て基本条例	111
子育てするなら山形県推進協議会条例	114
子育てするなら山形県推進協議会委員名簿	116
「子育てするなら山形県」推進本部設置要綱	117

第1部 総合的な子育て支援・少子化対策

1 計画策定にあたって

(1) 趣旨・背景

山形県では、本県に生まれ、育つすべての子どもが健やかに心豊かに成長するとともに、誰もが「子育てするなら山形県」と実感できる社会を実現することを目指して、平成22年に制定した「山形県子育て基本条例」の考え方を踏まえ、同年、「やまがた子育て応援プラン」（山形県次世代育成支援行動計画後期計画）を策定し、子育て支援・少子化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、依然として出生数の減少が続くなど、少子化の流れに歯止めがかからない現状にあります。結婚や妊娠、出産は個人の考え方や価値観に関わる問題であり、個人の自由な選択が最優先されることは言うまでもありませんが、一方で、少子化の進行による社会生活への深刻な影響も見込まれる状況にあります。

また、県外への転出者数は、高校卒業の時期である18～19歳と大学等を卒業する時期の22～23歳が多くなっており、18～26歳では転出者数が転入者数を上回り若者の県外流出が続いております。

これら本県における人口減少は、若年労働力の減少等による社会活力の低下や、年金などの社会保障費用に係る現役世代の負担の増大、社会生活サービスの低下などをもたらすことが懸念されます。

人口減少・少子化の要因としては、出会いの少なさや結婚観・家庭観の変化等に起因する未婚化・晩婚化の進行、経済的負担の増大や核家族化の進展による子育ての不安感・負担感の増大、さらには非正規雇用の増加などによる雇用環境の変化や若者の就業の場の不足などがあげられます。

このような少子化を伴う人口減少について、民間の有識者で構成する日本創成会議が昨年5月に行った提言では、全国の自治体の半分が将来消滅する可能性があるとの試算を行い、本県においても35市町村のうち、28市町村（8割）が消滅可能性都市(※)と推計されました。本県では、このような危機的状況を踏まえ、部局横断による総合的な対策を推進する「人口減少対策プロジェクトチーム」を立ち上げ、幅広い観点から効果的な人口減少対策に結び付けられるよう取組みを進めてまいりました。政府においても克服すべき国家的課題と位置付け、国と地方が総力を挙げて取り組む必要がある課題として、「まち・ひと・しごと総合戦略」の中で「長期ビジョン」や「総合戦略」が策定されています。

本県においても、地域社会の根幹を揺るがす大きな危機であるとの認識の下、「人口減少対策プロジェクトチーム」による検討の成果を活かしながら取組みを一層強化していく必要があり、目指す社会を掲げ、具体的な施策を強力に推進していく指針として、新たな「やまがた子育て応援プラン」を策定するものです。

※ 消滅可能性都市

2010年（平成22年）から2040年（平成52年）までの間に、「20～39歳の女性人口」が、50%以下に減少する自治体

(2) 計画の性格

「やまがた子育て応援プラン」は次の3つの法令等に基づき策定する計画です。

- 次世代育成支援対策推進法(※) (平成15年法律第120号)に基づく山形県の行動計画です。
- 子ども・子育て支援法(※) (平成24年法律第65号)に基づく県子ども・子育て支援事業支援計画です。
- 山形県子育て基本条例(平成22年3月県条例第4号)に基づき、第3次山形県総合発展計画(※)を上位計画として、「子育て支援・少子化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に策定する計画です。
- さらに、「山形県子ども・若者ビジョン」(※)、「第6次山形県教育振興計画」(※)など関係計画と連携した計画とします。

※ 次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るために平成15年7月に制定された法律。国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を推進するための措置を講ずるもの。

※ 子ども・子育て支援法

すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の措置を講ずるもの。

※ 第3次山形県総合発展計画

県づくりの指針となる本県の総合計画。平成22年3月策定。

※ 山形県子ども・若者ビジョン

子ども・若者育成支援推進法に基づく都道府県子ども・若者計画及び山形県青少年健全育成条例に規定する青少年の健全な育成に関する基本計画。

※ 第6次山形県教育振興計画

本県教育の目指すべき姿と、中期的に総合的かつ計画的に取り組むべき施策の方向性と具体的な取り組みをまとめたもの。教育基本法に基づく「地方公共団体における教育振興基本計画」として位置付け。

(3) 計画期間

- 平成27年度から31年度までの5ヵ年計画です。
- 計画期間内であっても、今後の社会情勢の変化に伴い、適切な計画の推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行います。

(1) 計画の推進体制

① 県における推進体制

- 条例の基本理念に沿って、全庁的な推進体制である「子育てするなら山形県」推進本部(※)を中心に、関係部局相互の連携を図りながら、総合的に施策を展開します。

【基本理念】

- ・子どもの権利を尊重し、その最善の利益を考慮すること。
- ・父母その他の保護者が、子育ての第一義的責任を有するものであること。
- ・県、市町村、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者が適切な役割分担の下に連携し、協力すること。
- ・結婚、出産及び子育てに関する個人の意思を尊重すること。

② 県民各層の参加と協働

- 県民総ぐるみで子育て支援に積極的に取り組むため、「山形みんなで子育て応援団」や、各地区で展開する「地域みんなで子育て応援団」(※)において県民運動を推進するなど、県民各層の参加と協働により施策を積極的に展開していきます。
- また、子育てするなら山形県推進協議会(※)は、「山形みんなで子育て応援団」(※)の活動に関する企画・運営の役割を担います。

※「子育てするなら山形県」推進本部：次代の山形県を担う子どもを健やかに育成するとともに子育て家庭を社会全体で支援する環境づくりを総合的かつ効果的に推進するための、知事を本部長とする全庁的組織。

※「山形みんなで子育て応援団」：県民総ぐるみで子育てを支援していくため、関係団体、企業及び行政機関等が本県の少子化対策の必要性について理解を共有し、各々の役割分担に従い、連携しつつ、率先して具体的な活動を実践する県民運動の推進母体。

※「地域みんなで子育て応援団」：子育て家庭が応援団の活動を身近に感じ、よりきめ細かな支援を受けられることができるよう、県内4地域において県民運動を行う組織。

※ 子育てするなら山形県推進協議会：県民が「子育てするなら山形県」と誇れる地域社会の実現に向けて、県民と行政、企業が一丸となり、それぞれの立場で、子どもと子育て家庭への支援の取組みを推進するための組織で、外部委員等からなる。

(2) 各主体の役割

- 計画の推進にあたって、各主体がそれぞれの立場でその役割と責任を果たし、お互いに連携協力しながら積極的かつ主体的に取り組んでいくことが大切です。

〔県の役割〕

- 計画に基づき、子育てや子どもの健やかで心豊かな育ちを支援するため、総合的に施策を推進します。施策の推進にあたっては、行政のみならず、県民、家庭、企業、保育所等、地域社会などの役割が十分果たされるよう、必要な支援、情報提供に努めます。

〔市町村の役割〕

- 市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画等に基づき、関係機関・団体等と連携のもと、結婚支援、保育、地域の子育て支援、母子保健、学校・家庭教育などの施策をきめ細かく展開することが求められます。

〔県民の役割〕

- 県民一人ひとりが子育てや子どもの育ちに関心をもち、それぞれの立場でできることから支援していくことが求められます。
- それぞれの地域において、すべての世代の県民が互いに協力し、子どもたちが地域の特色ある資源を活用した自然体験、文化体験、社会体験など、本県の特色を生かした体験をすることができるよう支援していくことも大切です。

〔家庭（保護者）の役割〕

- 家庭（保護者）は子どもの発達・成長に第一義的な責任を有しており、子どもが育っていくための基礎的な場として、きわめて重要な役割を担っています。父母その他の保護者は、男女が共に家事や育児を担い家族の絆を大切にしながら、愛情と責任を持って模範となり、子どもが基本的な生活習慣を身に付け、健やかで心豊かな人間となるよう育むことが求められます。

〔企業（事業者）の役割〕

- 企業は、仕事と家庭の両立を図るうえで、大きな役割と責任を担っています。育児休業制度の普及・定着をはじめ、働き方の見直し、女性の活躍など、男女共に子育てをしながら安心して働くことができる職場環境の整備を積極的に推進することが求められます。

〔保育所・幼稚園・学校の役割〕

- 家庭や地域との連携を図りながら、子どもが心身ともに健やかに育つことができる環境づくりを進めるとともに、豊かな人間性や社会性を育み、生命をつなぐ教育の推進や、結婚や子育てを含めたライフデザイン形成支援に取り組んでいくことが求められます。

〔地域社会の役割〕

- 地域社会は、子育て家庭や子どもの健やかで心豊かな育ちを支えていくための大切な場です。いわゆる「ご近所」づきあい、町内会など地域コミュニティをはじめ、子育てサークル、NPO、団体などが相互に連携しながら、子どもの遊び場の提供や安全対策など、子どもの健全育成のための取組みが求められます。

(3) 計画の評価等

① 計画の評価体制

- 施策の評価は、「子育てするなら山形県」推進本部において行います。
- 施策の評価に際しては、外部委員等からなる子育てするなら山形県推進協議会において、外部評価を行います。

② 評価手法

- 計画に盛り込まれた施策については、施策ごとの数値目標を設定し、毎年度、その状況を把握・検証することで、計画の進捗状況を評価します（数値目標は、P101～に記載）。
- 施策の効果を評価するにあたっては、「目指す社会」の実現に向けた計画期間内における施策の効果という視点から、次のとおり指標を設定し、検証していきます。

< 施策の効果の検証につなげる指標 >

目指す社会 ①	結婚や子育てへの一人ひとりの希望が叶い、安心して子どもを 生み育てることができる社会	① 合計特殊出生率	H25 : 1.50 (1.47※) ⇒ 1.70 (東北大学再計算値) ※カッコ書きは厚生労働省「人口動態統計」
		② 婚姻率 (20~44 歳)	H25 : 16.07 ⇒ 上昇 ※山形県の 20~44 歳人口千人あたりの婚姻件数 (県子育て支援課調べ)
目指す社会 ②	県民や地域、企業等の参加により世代を越えてみんなで子育て を支え合う社会	① 育児休業取得率	H25 : 男性 0.7% ⇒ 13% 女性 87.3% ⇒ 90% (山形県労働条件等実態調査結果報告書)
		② ファミリー・サポート・センターにおける サービス提供会員数	H25 : 1,776 人 ⇒ 2,300 人 (県子育て支援課調べ)
目指す社会 ③	子どもが郷土に愛着や誇りを持ち、自然や文化と関わりながら、 将来の夢を描いて生き生きと暮らすことができる社会	① 「夢や目標を持つ」子どもの割合	H25 : 小学生 89.2%、中学生 74.6% ⇒ 上昇 (文部科学省「全国学力・学習状況調査」)
		② 若者の県外転出 (18~30 歳)	H25 : 転出超過者数 3,603 人 ⇒ 縮小 (山形県の人口と世帯数)

③ 評価を踏まえた対応

- 評価結果は、翌年度以降の施策の改善につなげていきます。
- 評価結果については、毎年度その内容を公表します。

3

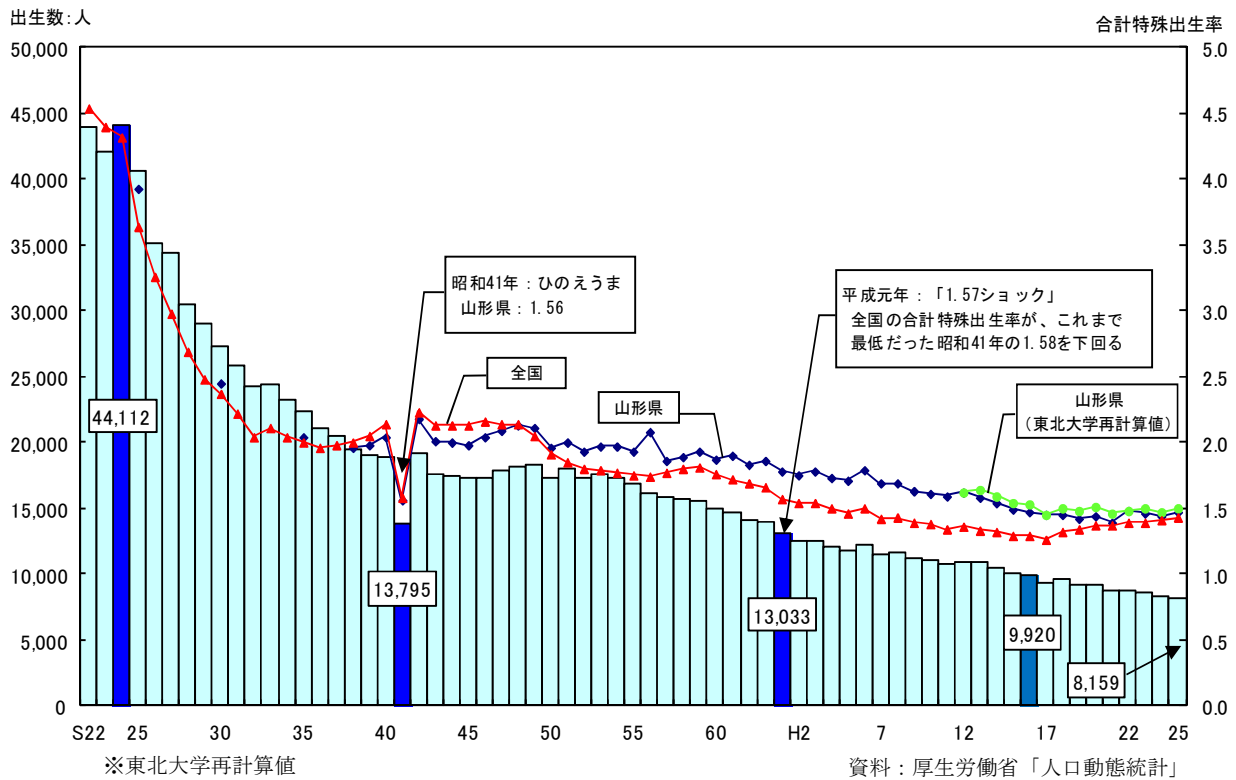
少子化の現状とその影響

(1) 少子化の現状

① 出生数、合計特殊出生率の低下

- 本県の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期（昭和22～24年）には約4万4千人、第2次ベビーブーム期（昭和46～49年）には約1万8千人でしたが、以降、減少傾向が続き、平成16年には1万人を割り込み、平成25年には8,159人となっています。
- 合計特殊出生率は、第1次ベビーブーム期直後の昭和25年には3.9を超えていましたが、それ以降急激に低下しました。さらに、第2次ベビーブーム期以降も減少傾向が続き、平成21年には1.39まで落ち込みましたが、平成25年には1.50（※東北大学再計算値）になるなど近年は下げ止まり、若干の上昇基調がみられます。

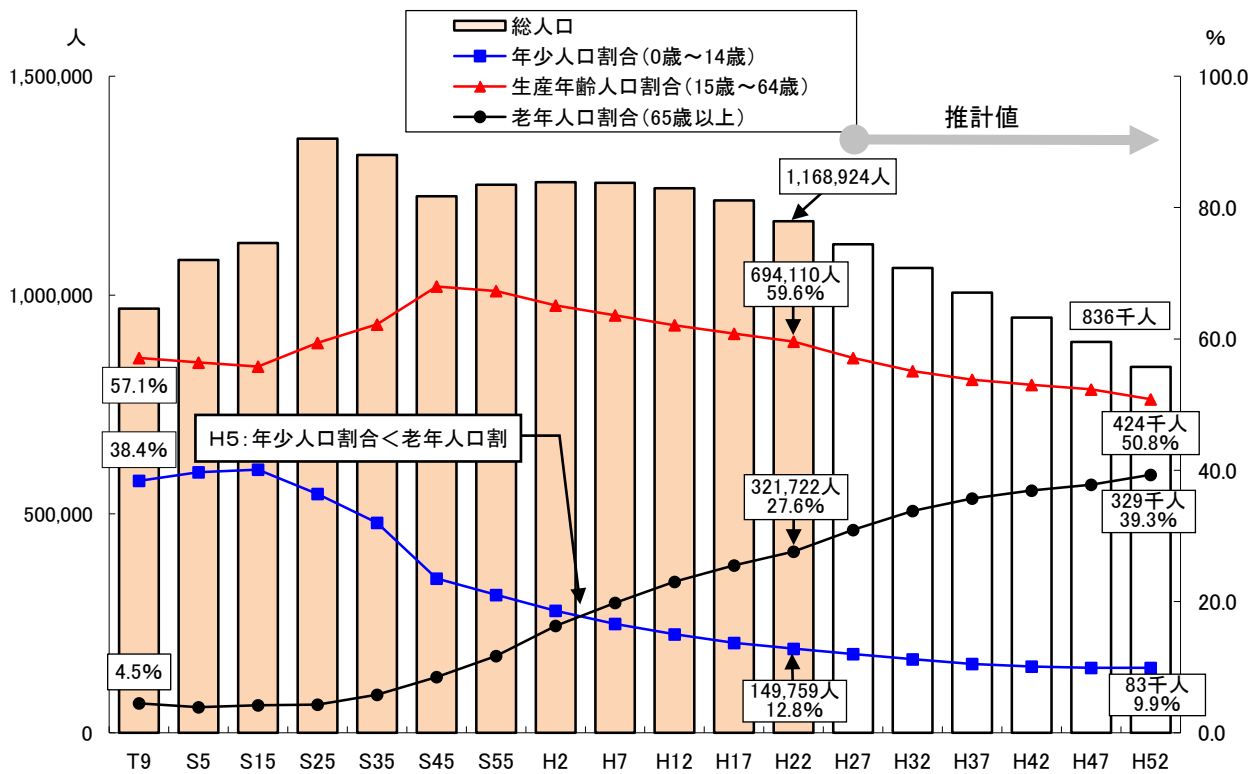
図1 出生数及び合計特殊出生率の推移



② 人口の減少

- 本県の人口は、昭和 20 年代をピークに 120 万人台で推移してきましたが、平成 5 年には老年人口の割合が年少人口を上回るとともに人口の減少傾向が顕著になり、平成 22 年には約 116 万 9 千人まで減少しています。
- 今後の将来推計によれば、このまま抜本的な対策を行わず出生率が改善されないと、人口減少が続き平成 52 年には 83 万 6 千人まで減少すると予測されています。

図2 本県の人口の見通し

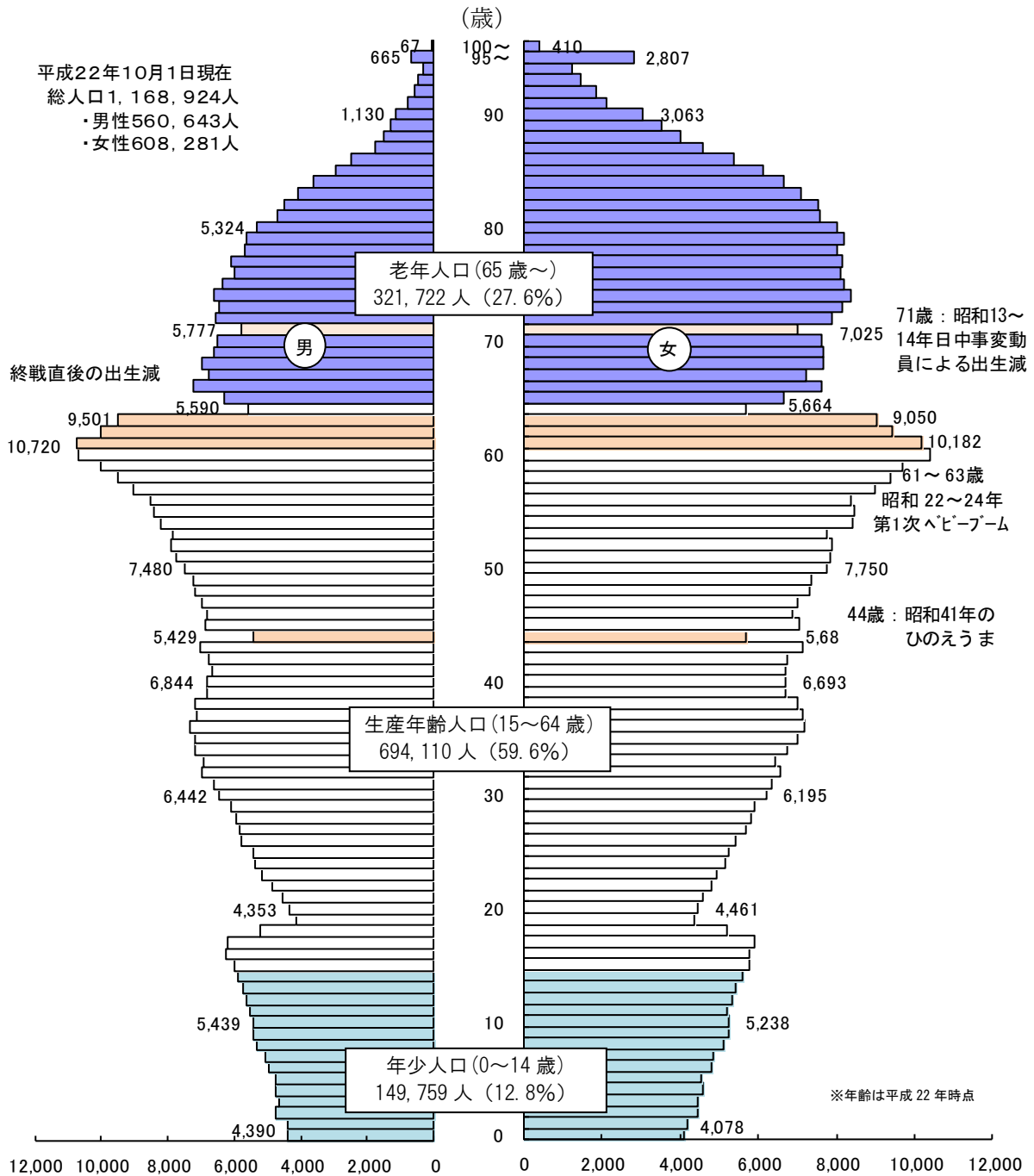


出典：平成 22 年までは国勢調査、平成 27 年以降は将来推計人口
 (推計値は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成 25 年 3 月)』より)

③ 人口構成の変化

- 本県の人口構成は老年人口の増加、第1次ベビーブーム期の人口の増加と出生率の低下などの要因により、底辺の裾野が狭まる“つぼ型”となっています。
- 中でも、結婚や出産に大きく関わる年代（20～39歳）の女性人口は約11万9千人となっており、40年前（昭和45年）と比べると約6万4千人（約35%）減少しています。

図3 本県の人口構成



資料：総務省「国勢調査」（平成22年）

(2) 少子化の影響

① 子どもや家族への影響

- 同年代の仲間や異年齢の子どもとの交流機会の減少により、子ども同士による社会性や協調性を育みながら成長していく機会が減少するなど、子どもの健やかな成長への影響が懸念されます。
- 世帯の人数も減少し、単身者や子どものいない世帯が増加するなど、「家族」の形が変容することから、家族の支え合う機能の低下が懸念されます。

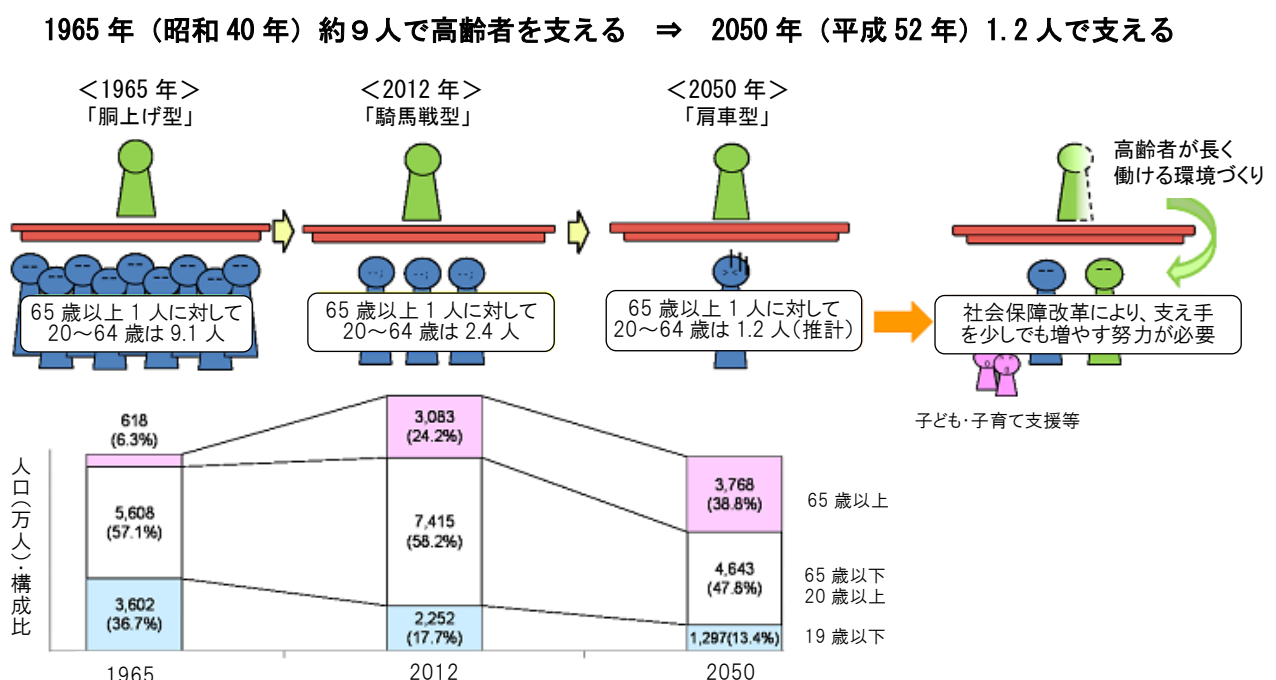
② 地域社会への影響

- 子どもや若者の減少により高齢化が進行し、地域の防犯や消防などの自主的な住民活動の継続が困難になるなど、地域社会の活力の低下、コミュニティ機能の弱体化が懸念されるとともに、孤独死や無縁化など社会的孤立が一層深刻になる恐れがあります。
- 高齢化は、地域活動を支える世代の減少にもつながり、田畑や森林の管理、伝統行事や地域文化の継承が次第に困難になっていきます。

③ 経済活動・社会保障制度への影響

- 人口の減少による需要の縮小とともに、人口構造の高齢化が進むことから、将来に向けた消費意欲が低下するなど、地域経済の活力の低下が懸念されます。
- 少子化の進行により生産年齢人口が減少し、働き手の確保が難しくなるほか、高齢化の進行は年金、医療、介護等の社会保障費の急速な増大をもたらし、現役世代の税や社会保険料の負担の増大につながっていきます。

図4 社会保障の維持



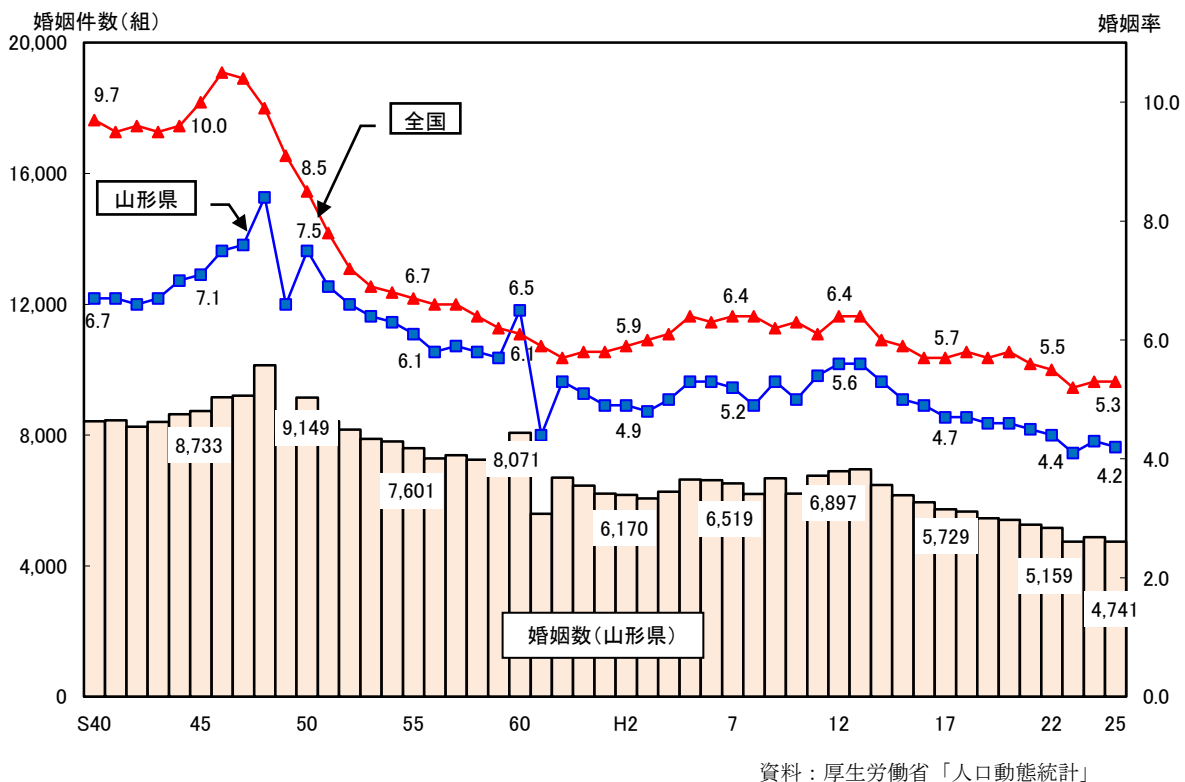
資料：財務省「社会保障の維持・充実」（総務省「国勢調査」「人口推計」、社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（出生中位・死亡中位）」）

(1) 結婚観・家庭観の多様化

① 未婚化の進行

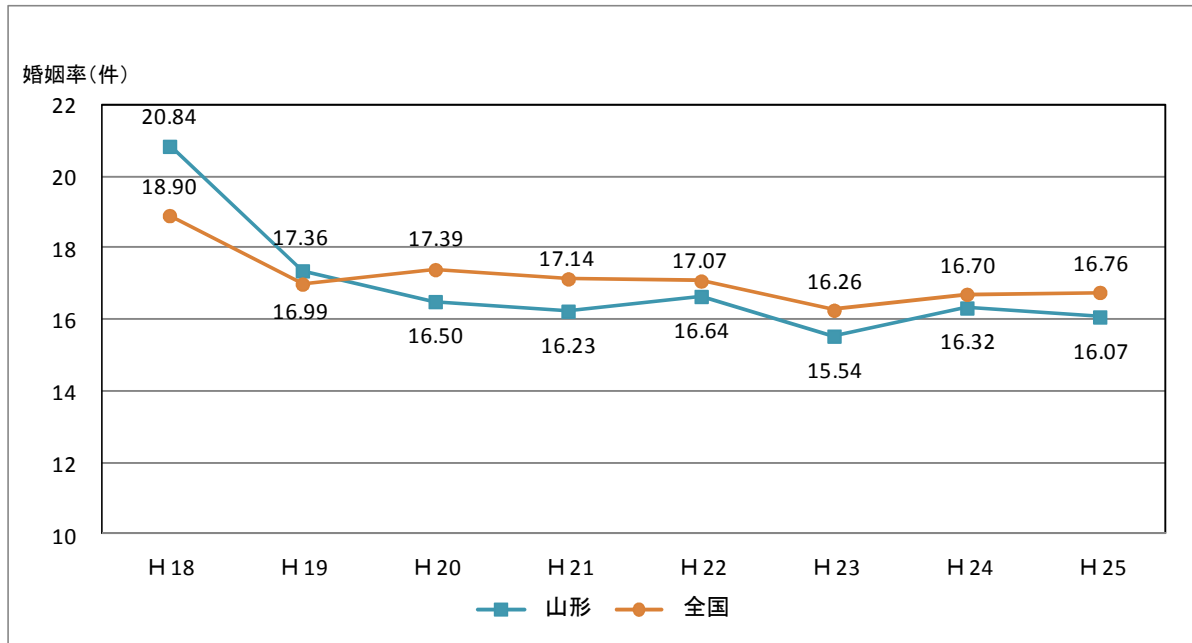
- 本県では、第1次ベビーブーム世代が25歳前後の年齢を迎えた昭和40年代半ばから後半にかけて、婚姻件数は10,000組以上、婚姻率(※)も8.0以上になるなどしましたが、その後は婚姻件数、婚姻率とも低下傾向となっています。平成23年には婚姻件数4,739組、婚姻率4.1と過去最低となり、昭和40年代と比べ、半分近くの水準となっています。また、高齢化の要因を除外した20～44歳における婚姻率でも全国平均を下回る状況となっています。
- 未婚率は各年代で男女ともに引き続き上昇しています。平成22年の国勢調査では、男性が、25～29歳で66.7%、30～34歳で43.3%、35～39歳で32.8%、女性では、25～29歳で52.8%、30～34歳で28.3%、35～39歳で18.1%となっています。
- 生涯未婚率について、平成22年とその30年前(昭和55年)を比較すると、男性は1.63%から18.71%、女性は2.99%から6.87%へ上昇しており、特に男性の割合の上昇が著しく、約2割の男性が生涯未婚となっています。

図5—1 婚姻件数及び婚姻率の年次推移



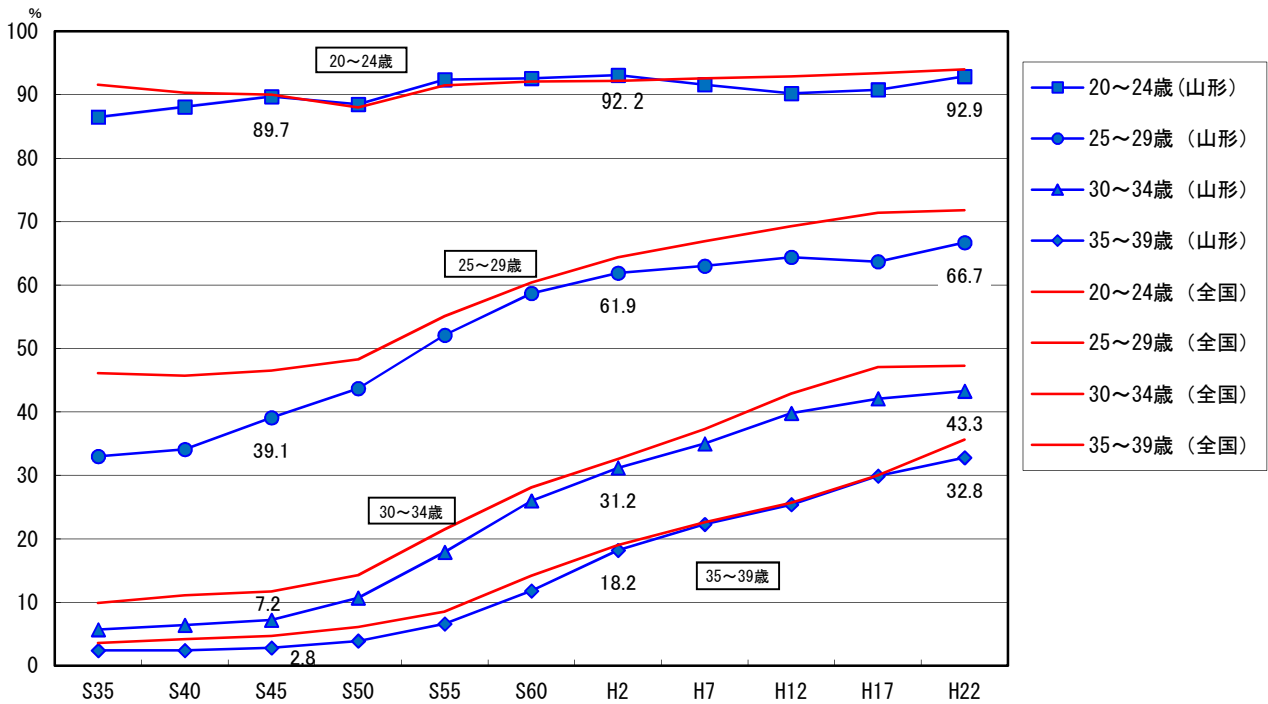
※婚姻率：人口1,000人当りの婚姻件数。

図5-2 20~44歳人口における婚姻率



資料：県子育て支援課調べ

図6-1 年齢別未婚率の推移（男性）



資料：総務省「国勢調査」

図6-2 年齢別未婚率の推移（女性）

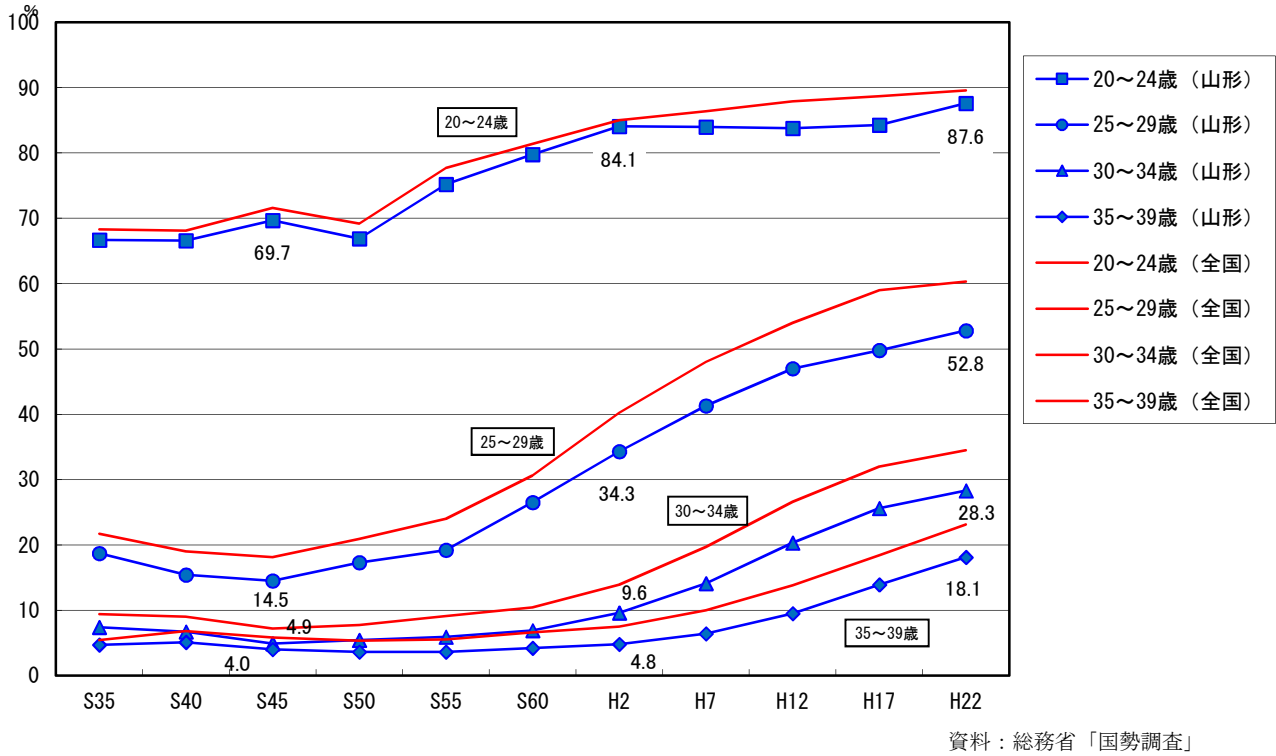
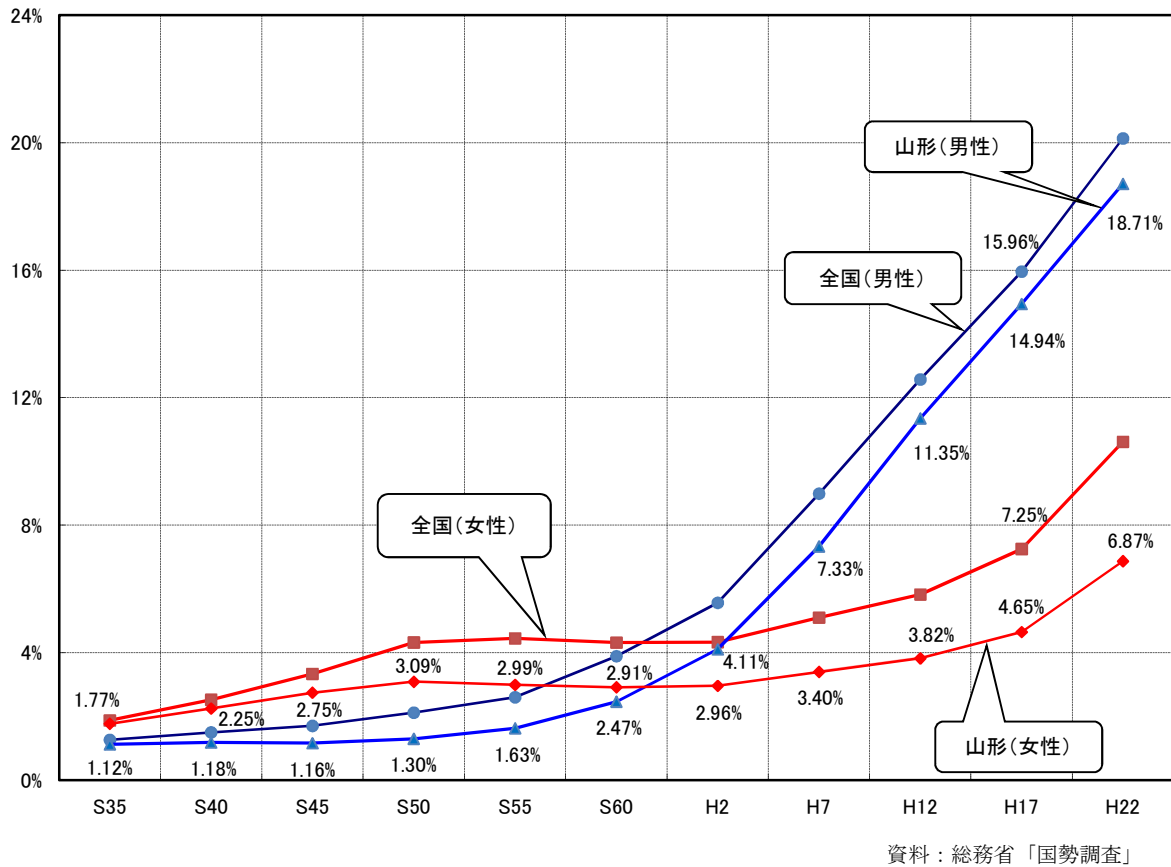


図7 生涯未婚率の推移

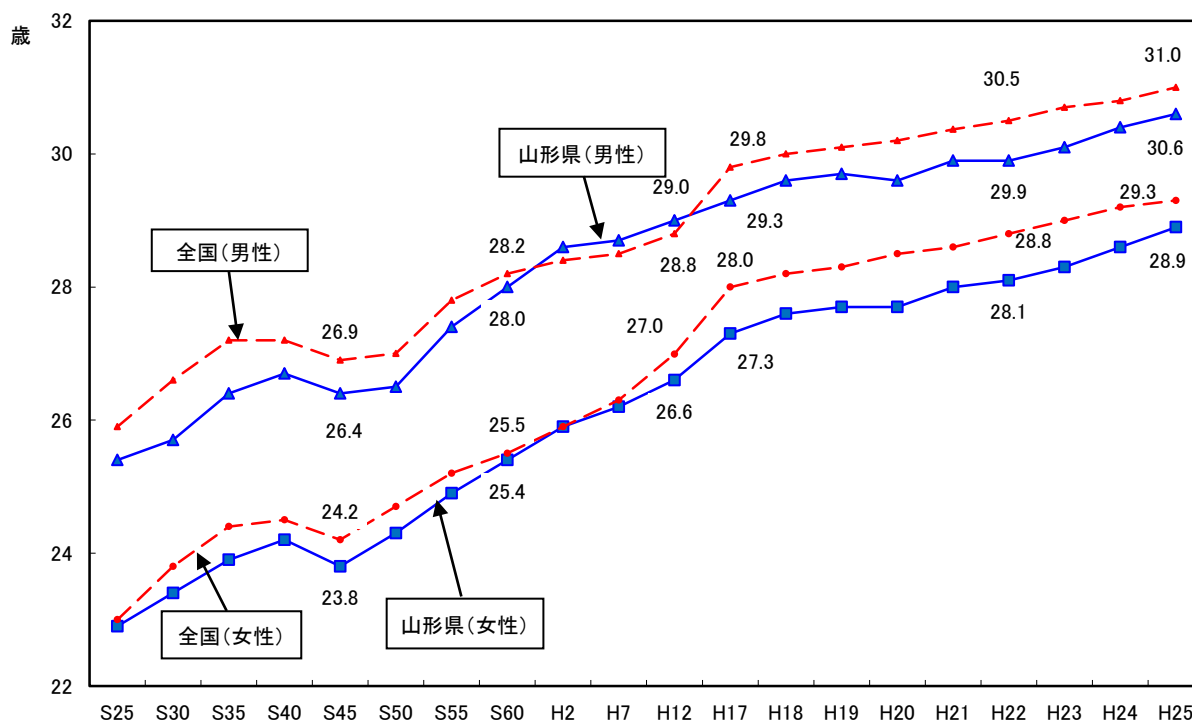


※生涯未婚率：45～49歳と50～54歳の未婚率の平均値

② 晩婚化・晩産化の進行

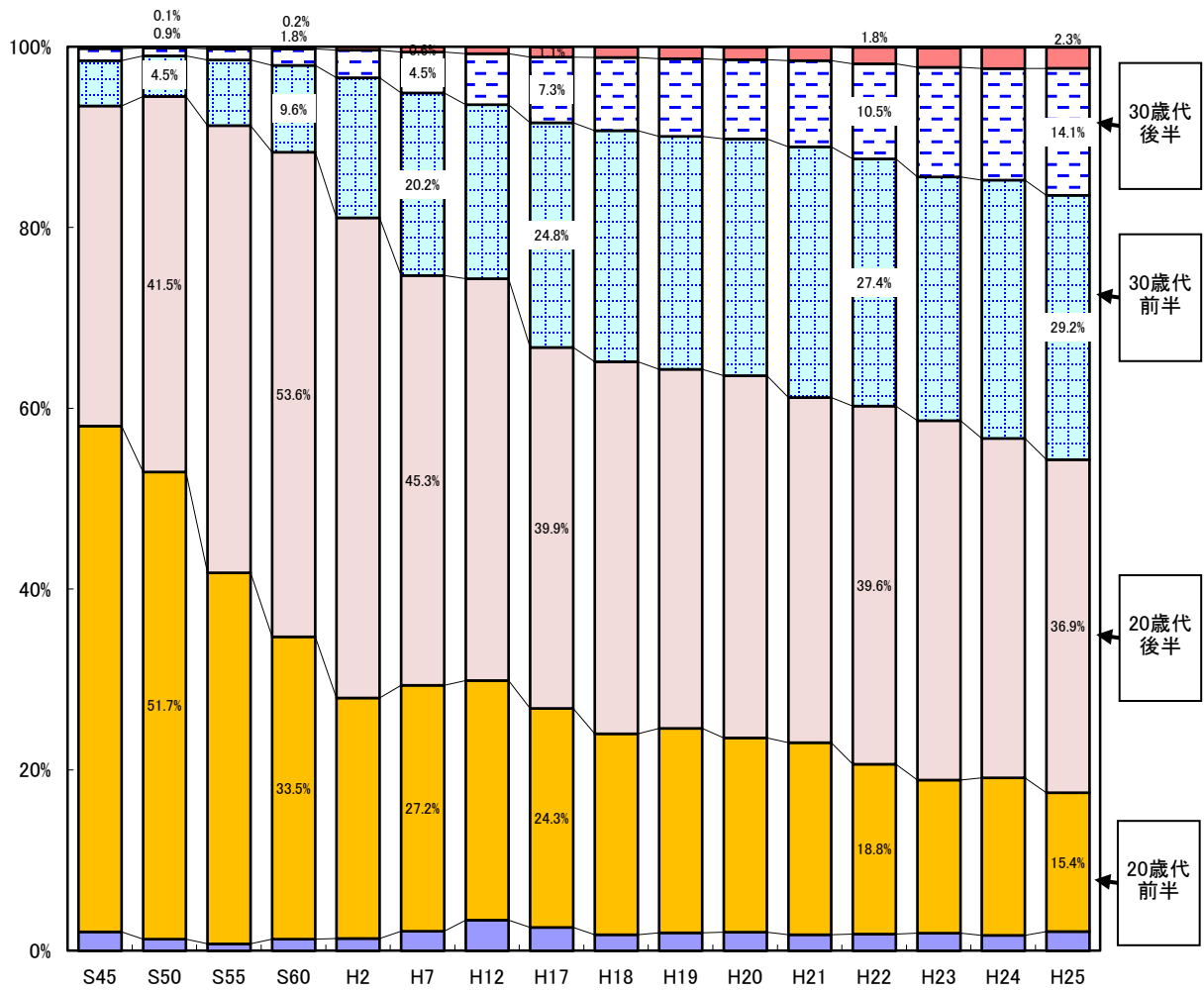
- 本県の平均初婚年齢は昭和45年には男性が26.4歳、女性が23.8歳でしたが、平成25年で男性が30.6歳、女性が28.9歳となり、40年余りで男性が4歳以上、女性は5歳以上上昇しています。
- 第1子を出生する年齢については、30歳代の割合が増加している傾向にあります。出生順位別に母の平均年齢をみると、第1子については24.7歳（昭和50年）から、昭和50年当時の第2子出生時の平均年齢27.0歳を超える29.2歳まで上昇、第2子についても、27.0歳（昭和50年）から、昭和50年当時の第3子出生時の平均年齢29.5歳を超える31.2歳まで上昇しており、およそ40年間で出生時の母の年齢が子ども1人分上昇したことになります。
- 母の年齢階級別の出生率（女性人口千対）においても、昭和50年代以降、20歳代が低下し、30代が上昇しており、「晩産化」の傾向がうかがわれます。

図8 平均初婚年齢の推移



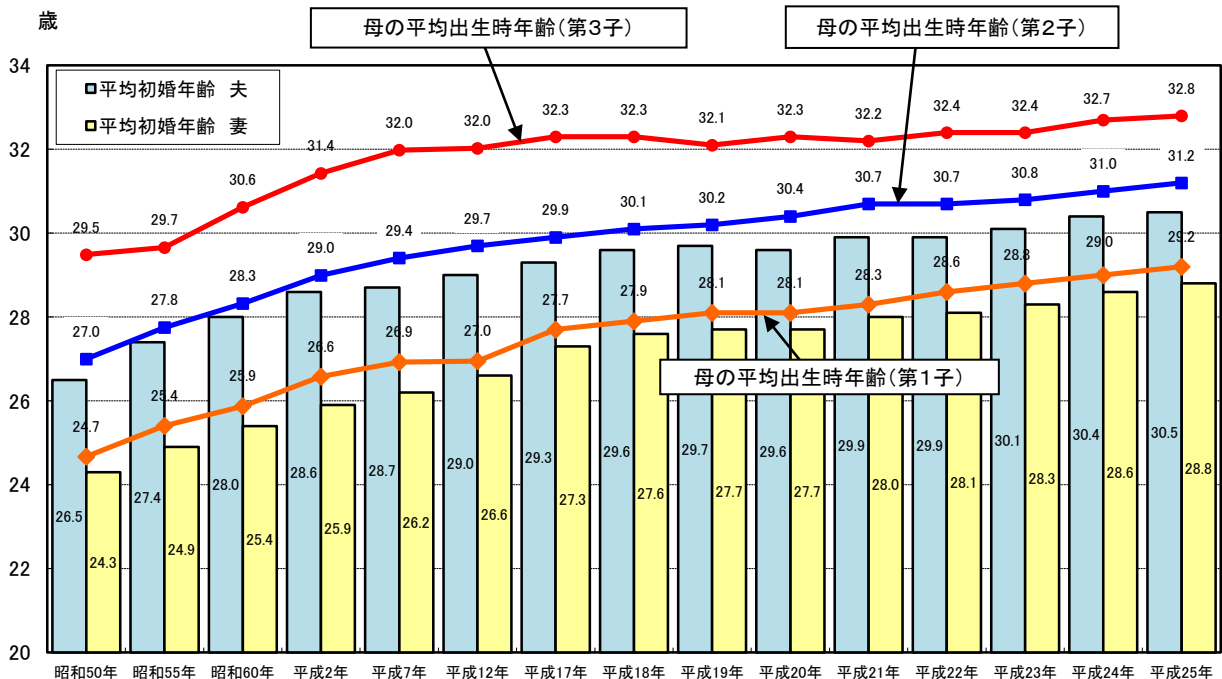
資料：厚生労働省「人口動態統計」

図9 母の年齢別（5歳階級）第1子の出生の推移



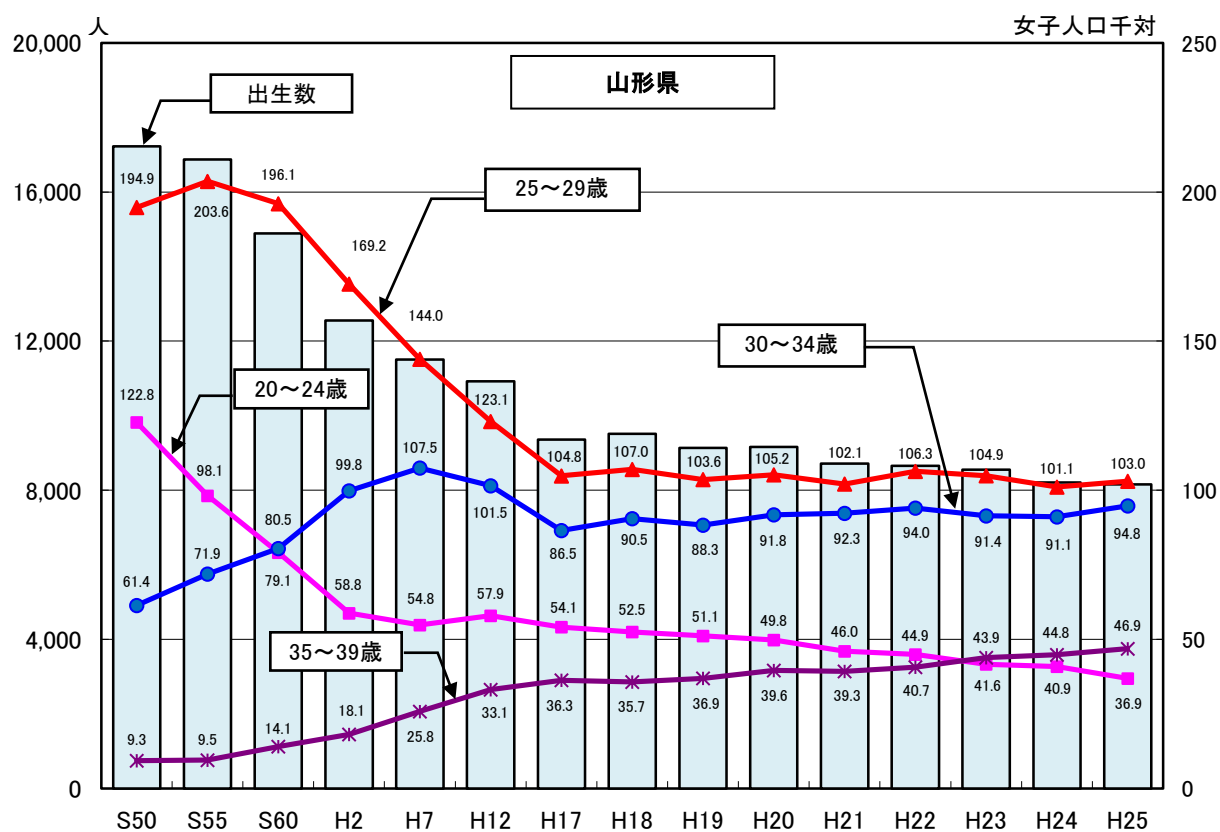
資料：厚生労働省「人口動態統計」

図10 平均初婚年齢と母親の平均出生時年齢の推移



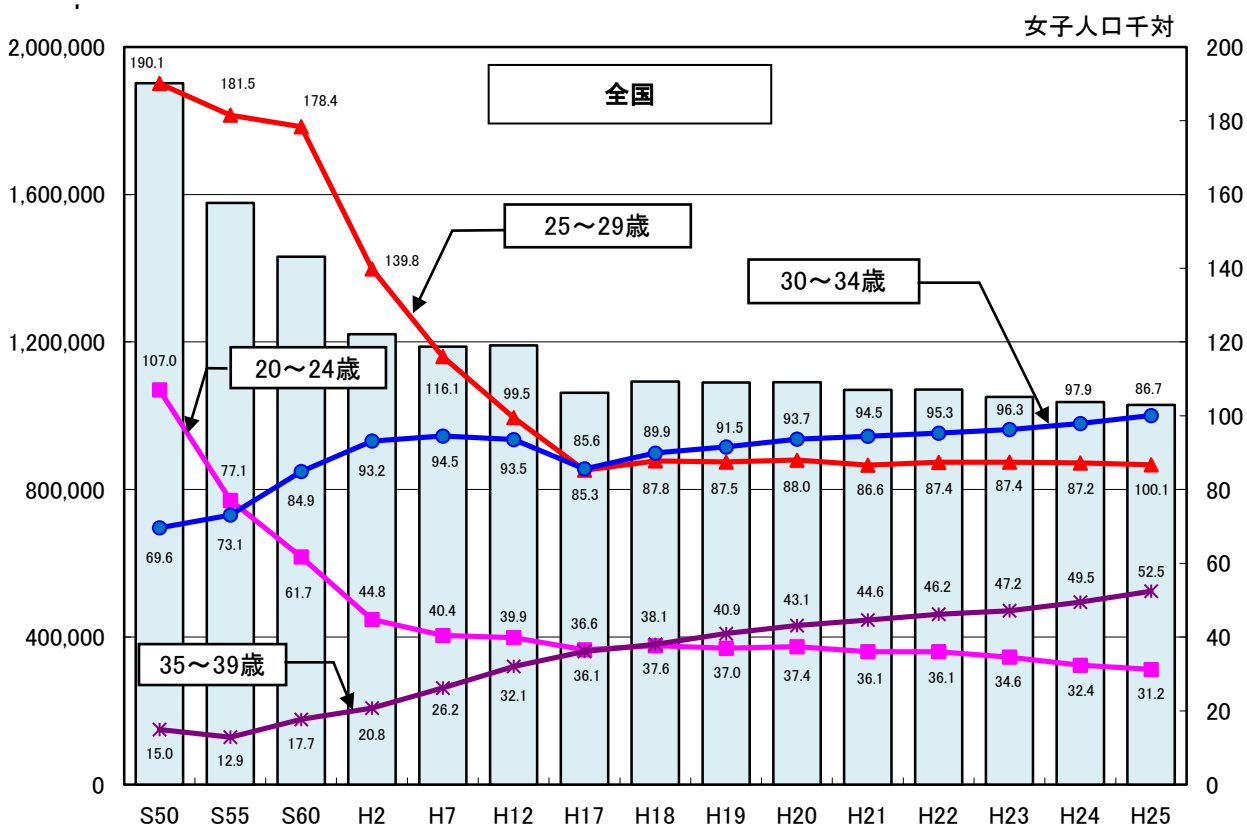
資料：平均初婚年齢は厚生労働省「人口動態統計」、出生順位別にみた母の平均年齢は県子育て支援課調べ

図 11-1 母の年齢別（5歳階級）出生率の推移（山形県）



資料：厚生労働省「人口動態統計」、山形県「山形県の人口と世帯数」

図 11-2 母の年齢別（5歳階級）出生率の推移（全国）



資料：厚生労働省「人口動態統計」、山形県「山形県の人口と世帯数」

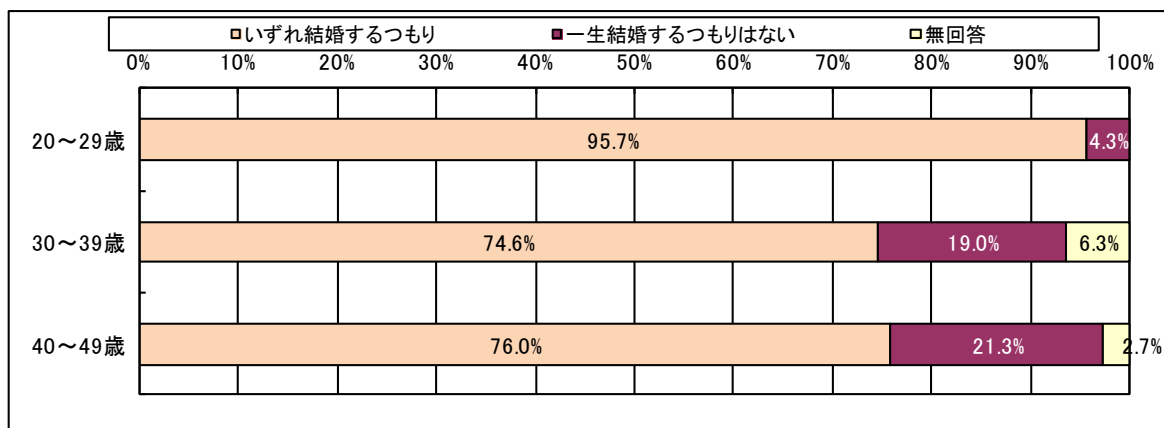
■結婚観・家庭観 ～平成 25 年度県政アンケート調査から～

- 県政アンケート調査によれば、20～40 代の未婚者の 83.7%が「いずれ結婚するつもり」と回答しています。
- 一方で、20～40 代の未婚者の 13.3%が「一生結婚するつもりはない」と回答しています。

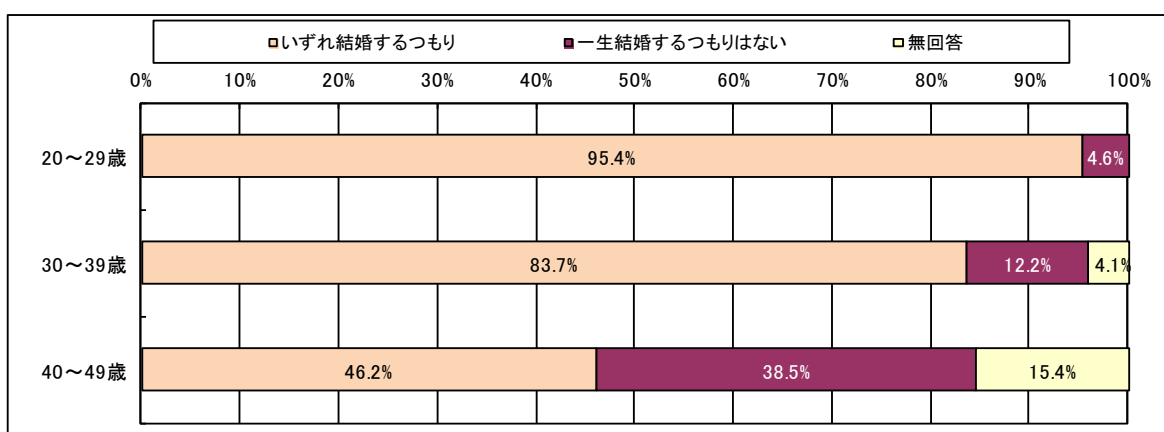
図 12 未婚者の結婚の意思

	いずれ結婚するつもり	一生結婚するつもりはない
20～40 代未婚者	83.7%	13.3%
男性	83.5%	13.9%
女性	84.0%	12.3%

【男性】未婚者の結婚の意思



【女性】未婚者の結婚の意思



資料：山形県「平成 25 年度県政アンケート調査」

○ 30～40 代の未婚者の独身にとどまっている理由の第1位は、「適切な相手にめぐり合わないから」（男性 63.0%、女性 74.7%）となっています。

一方で、「独身の自由さや気楽さを失いたくない」「必要性を感じない」「趣味や娯楽を楽しみたい」というライフスタイルの多様化も見られます。

図 13 独身にとどまっている理由

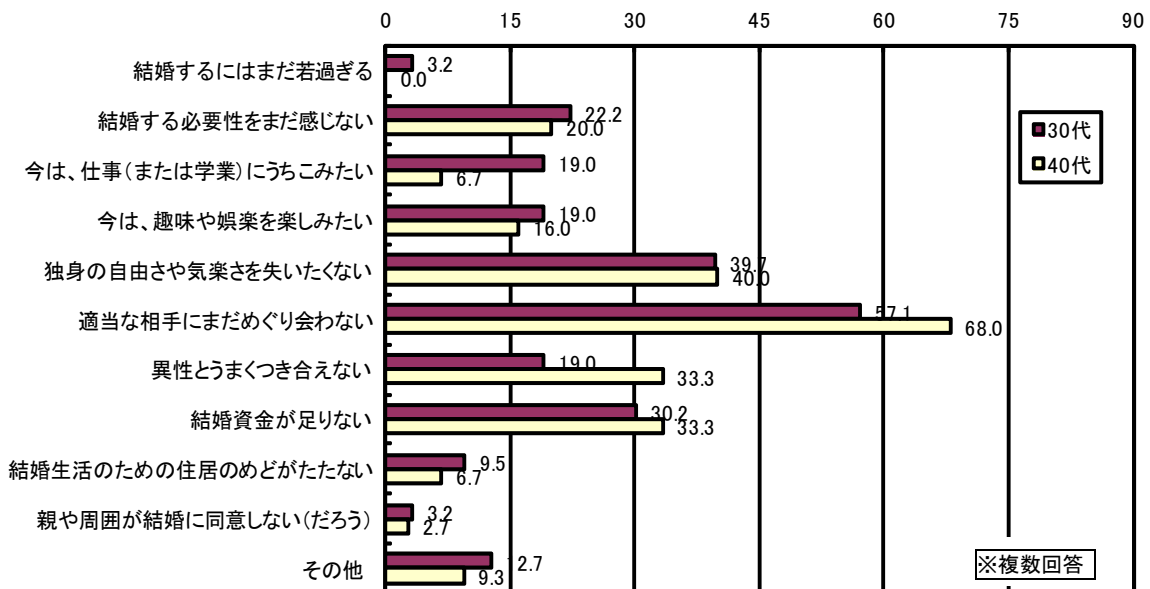
30～40代未婚者	適切な相手にめぐり合わないから	異性とうまく付き合えない	結婚資金が足りない	独身の自由さや気楽さを失いたくない	必要性を感じない	趣味や娯楽を楽しみたい
男性	63.0%	26.8%	31.9%	39.9%	21.0%	17.4%
女性	74.7%	21.3%	14.7%	33.3%	32.0%	17.3%

←結婚できない主な理由→

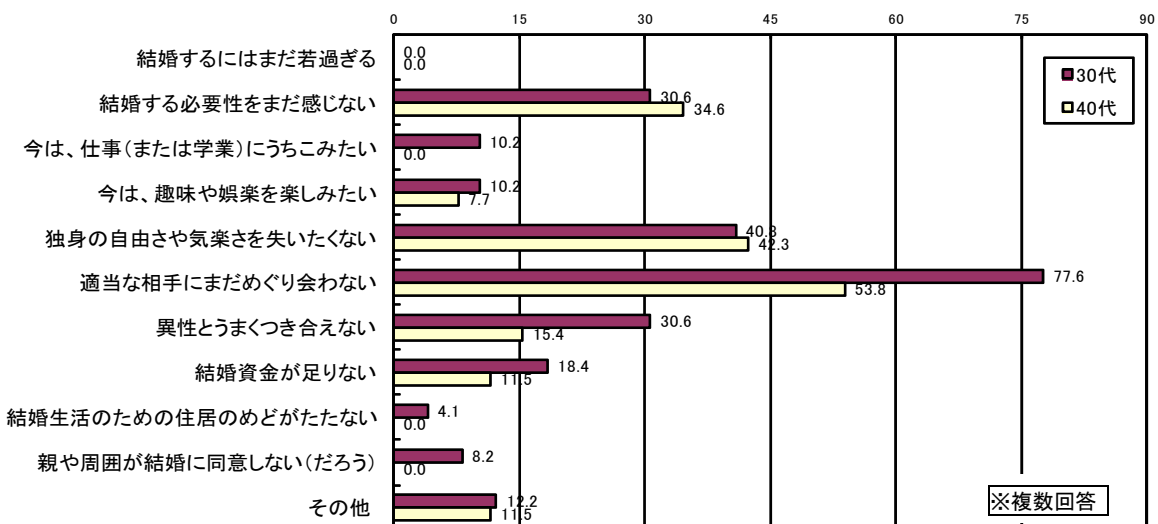
←結婚しない主な理由→

※複数回答

独身にとどまっている理由（男性）



独身にとどまっている理由（女性）

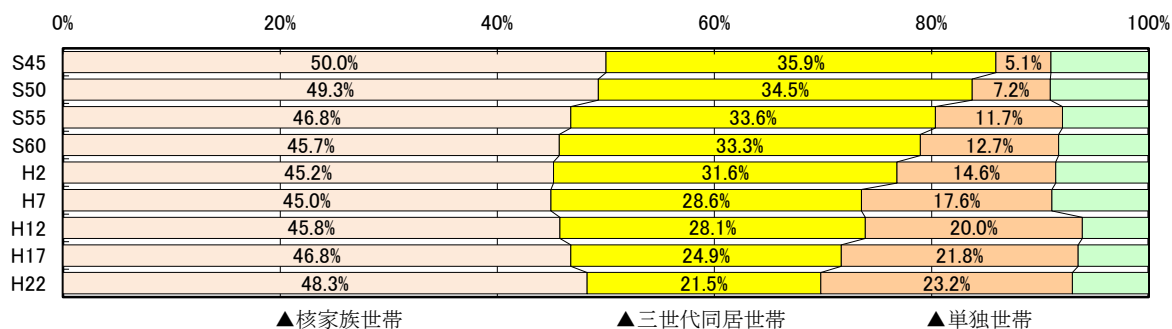


資料：山形県「平成 25 年県政アンケート調査」

(2) 家族形態の変化

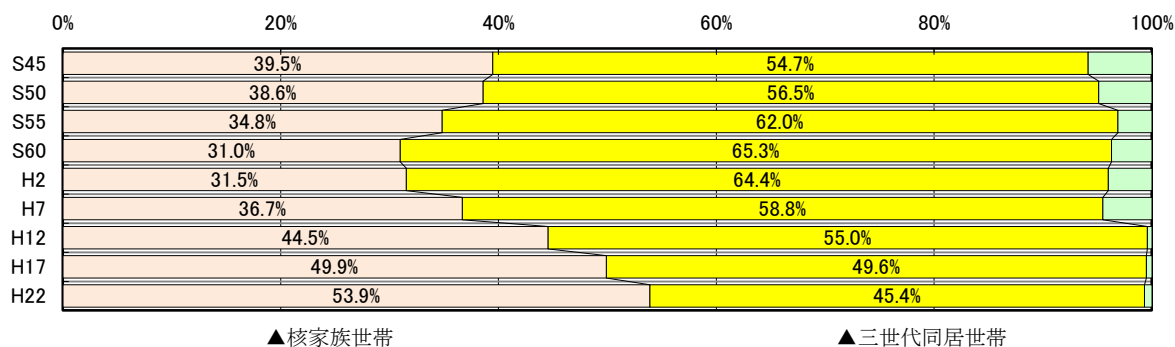
- 本県における三世同居率は21.5%で全国第1位（平成22年）となっていますが、その割合は年々低下してきています。中でも、6歳未満の子どものいる世帯については、昭和60年以降、核家族世帯の割合が約3割から5割超へ大幅に増加し、三世同居率は6割を超えていたのが約4割台まで大幅に減少しています。
- 一般世帯数については近年ほぼ横ばいの状況にある一方で、1世帯あたりの世帯人員数の平均は昭和初期の6人台から年々減少し、昭和50年に4人を割り込み、平成23年には3人を割る状況になっています。
- 世帯数が横ばいの中で、ひとり親世帯数については母子家庭・父子家庭ともに年々増加しており、平成13年を基準とした場合、10年後の平成23年では母子家庭が36%増、父子家庭が31%増と大幅に増加しています。要因としては離婚が影響しており、離婚組数は20年前に比べると2割以上増加しています。
- 核家族化の進展、世帯あたりの人員数の減少、ひとり親世帯の増加など家族形態の変化により家族内での子育てに関わる人の数が減ってきており、子育ての負担が一人だけ、特に母親にかかるようになってきています。家庭内で子育てに関して相談する相手がいなくなると、子育ての孤立化を招く一因にもなることから、子育て家庭を支える必要が一層高まっています。

図14 家族類型別の世帯割合の推移



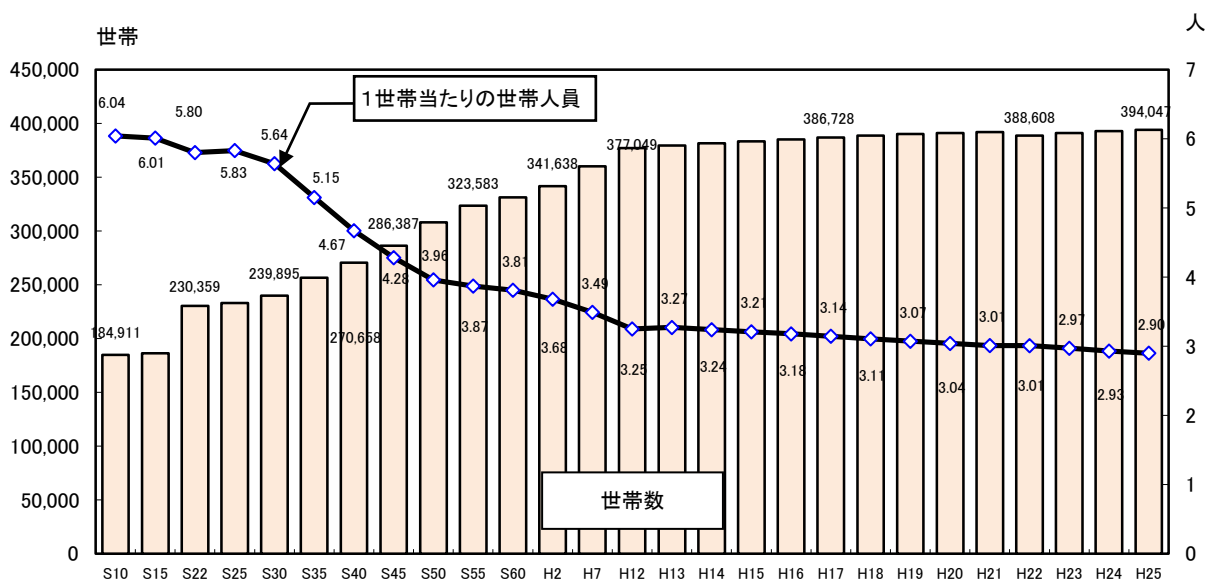
資料：総務省「国勢調査」

図15 6歳未満の児童のいる世帯の家族類型別の世帯割合の推移



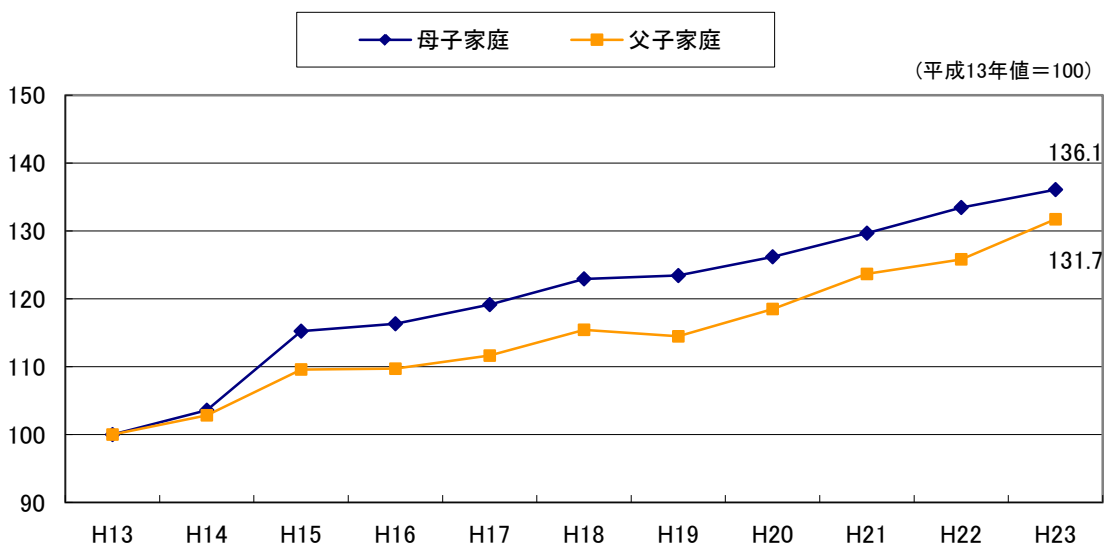
資料：総務省「国勢調査」

図 16 世帯当たりの人員数の推移



資料：県統計企画課「山形県の人口と世帯数」

図 17 ひとり親世帯の推移



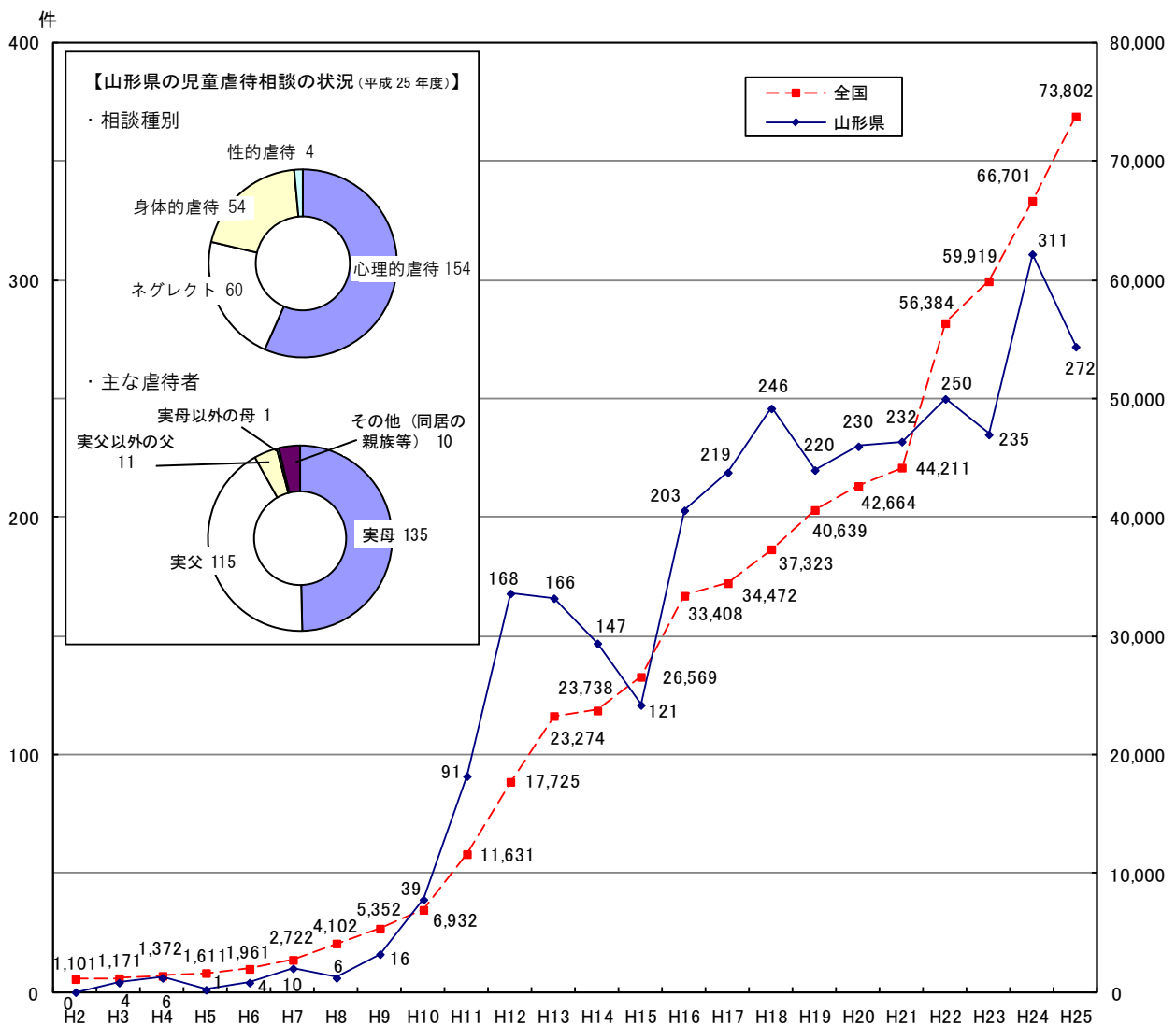
資料：県子ども家庭課調べ

※ 離婚組数 H25：1,675組
H5：1,349組

(3) 地域との関わりの希薄化

- 都市化の進行や地域に対する親近感の希薄化、他人の関与を歓迎しない人の増加などの傾向が地域活動の減少につながり、その結果、地域の関わりの希薄化が進んでいると考えられます。
- 地域のつながりが希薄になっている中では、地域の子育てを支援する機能が低下し、子育てに関する悩みを気軽に相談できる相手がいない等の育児の孤立化につながっています。さらには児童虐待の発生の要因になる場合もあり、虐待の認定件数も増加傾向にあります。
- 平成 23 年に発生した東日本大震災を機に、家族・地域の“絆”が見直されていますが、もともとあった地域の“絆”の重要性を再評価し、子どもの育ちや子育てについて地域で支えていけるような環境づくりが求められます。

図 18 児童虐待認定件数の推移



※ 平成 22 年度の全国件数は福島県を除く集計

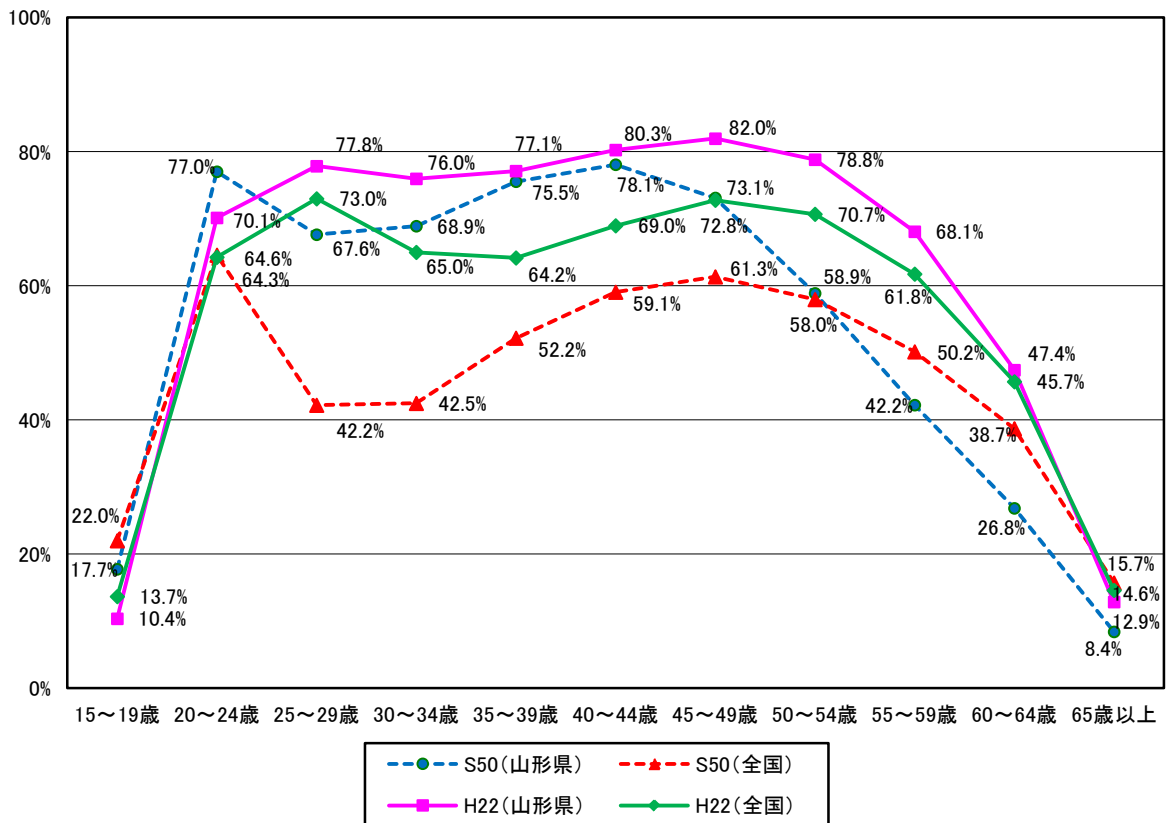
資料：県子ども家庭課調べ

(4) 労働の実態

① 高い女性の就業率

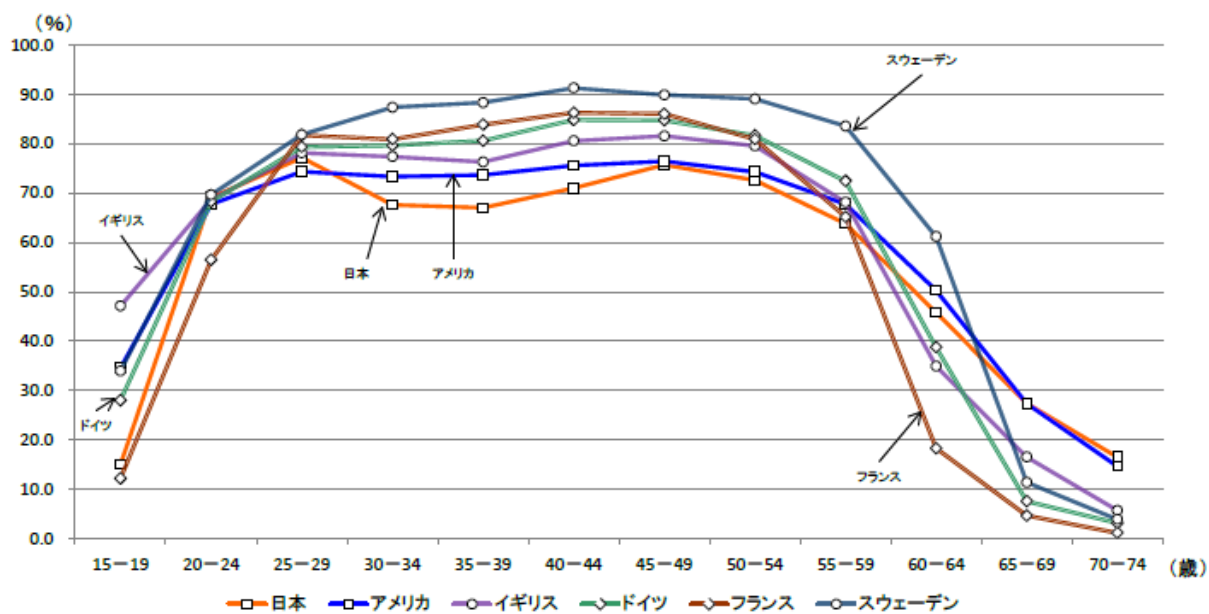
- 本県の女性の年齢別就業率は、どの年齢においても全国に比べ高い水準にあります。一般的に20代後半から30代の結婚・出産期には女性の就業者数は減ることから労働力率は下がる傾向にありますが、本県の場合は全国に比べて労働力率の落ち込み（いわゆるM字カーブ）が小さく、本県の女性は子育て期にあっても、働いている割合が高くなっています。
- 日本では、社会全体として長時間労働を前提とした働き方の見直しが進んでいないことなどからM字カーブがみられますが、欧米主要国ではM字カーブはみられません。フランスやスウェーデンにおいては、高労働力率と出生率上昇の同時回復を達成しており、近年は、女性の労働力率が高い方が、出生率も高くなる傾向にあるとされています。

図 19-1 女性の年代別労働力率



資料：総務省「国勢調査」

図 19-2 主要国の女性の年代別労働力率



資料：労働政策研究・研修機構（JILPT）「データブック 国際労働比較 2013」

② 夫婦共に働いている割合の高さ

- 本県の平成 22 年の共働き世帯率は 55.1%で、全国平均を 11.6 ポイント上回っており、全国第 2 位となっていますが、20 年前の平成 2 年と比べると 10 ポイント程度低下しています。
- 本県の子どものいる夫婦の共働き世帯は 72.8%で全国平均を 18.8 ポイント上回っており、7 割を超えて推移しています。20 年前と比較しても 4 ポイント程度の低下にとどまっています。
- また、夫が就業、妻が非就業のいわゆる専業主婦のいる世帯率は 20.7%で減少傾向にあり、子どものいる夫婦についてみてもこれまでの増加傾向から減少に転じています。
- 本県は働きながら子育てをする女性の割合が全国に比べて多いといえます。

図 20 共働き世帯の推移

■夫婦の労働力状態

	夫婦のいる 一般世帯	共働き世帯		夫が就業、妻が非就業			
		山形県	全国	山形県	全国		
H2	263,278	175,649	66.7%	48.1%	62,109	23.6%	40.8%
H7	266,279	169,177	63.5%	47.0%	65,930	24.8%	39.6%
H12	267,404	161,469	60.4%	44.8%	63,556	24.2%	36.4%
H17	262,698	151,790	57.8%	44.4%	59,785	22.8%	32.8%
H22	253,838	139,768	55.1%	43.5%	52,481	20.7%	29.2%

■子どものいる夫婦の労働力状態

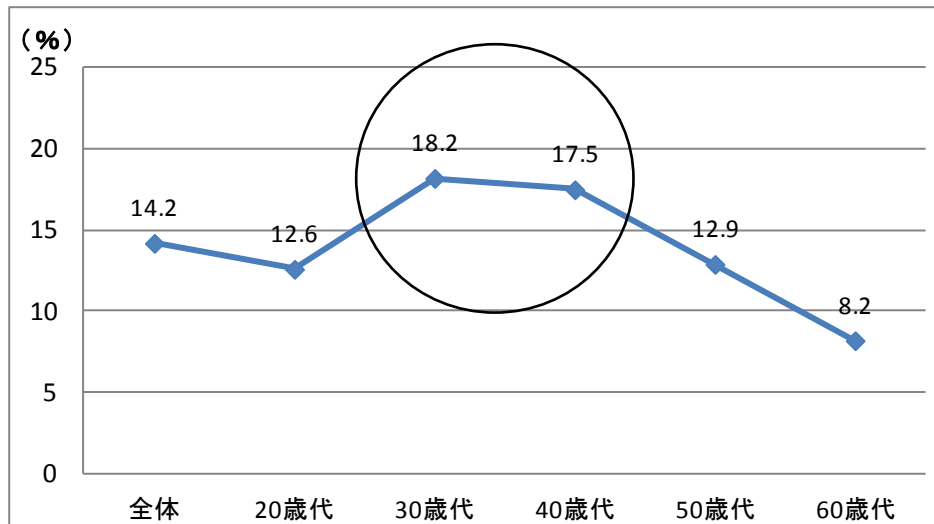
	夫婦のいる 一般世帯	共働き世帯		夫が就業、妻が非就業			
		山形県	全国	山形県	全国		
H2	140,538	107,753	76.7%	51.0%	31,429	22.4%	47.7%
H7	128,203	96,372	75.2%	50.0%	30,739	24.0%	48.3%
H12	114,678	84,088	73.3%	49.7%	28,912	25.2%	47.8%
H17	102,121	74,230	72.7%	52.3%	25,828	25.3%	44.2%
H22	89,965	65,503	72.8%	54.0%	21,203	23.6%	40.0%

資料：総務省「国勢調査」

③ 労働時間

- 週 60 時間以上の長時間労働をしている男性雇用者の割合は、子育て期にある 30 代で 18.2%、40 代では 17.5%と、他の年代に比べ高い水準となっています。

図 21 年代別就業時間が週 60 時間以上の男性雇用者の割合（全国）



資料：総務省「労働力調査」

※（週当たり労働時間の意味）

週 60 時間以上は長時間労働と定義（（8 h 労働 + 4 h 残業）×週 5 日）

④ 雇用環境の変化・賃金水準の低さ

- 雇用をめぐる状況をみると、近年、企業の雇用形態は正規雇用以外の様々な就業形態が拡大し、パートタイム、有期雇用などの非正規雇用が増えてきており、20代までの非正規雇用率は低下しているものの、30代以上では非正規雇用の割合は増加傾向にあります。

図 22 年齢階級別非正規雇用比率

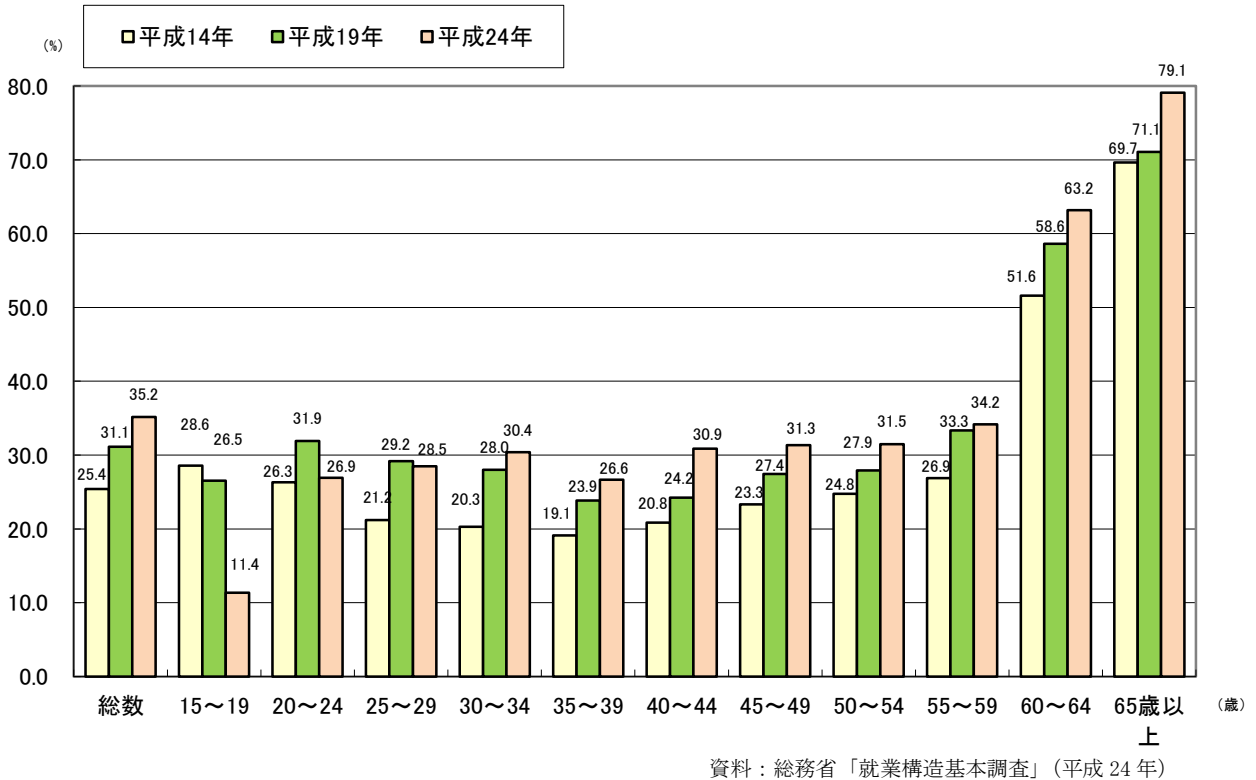
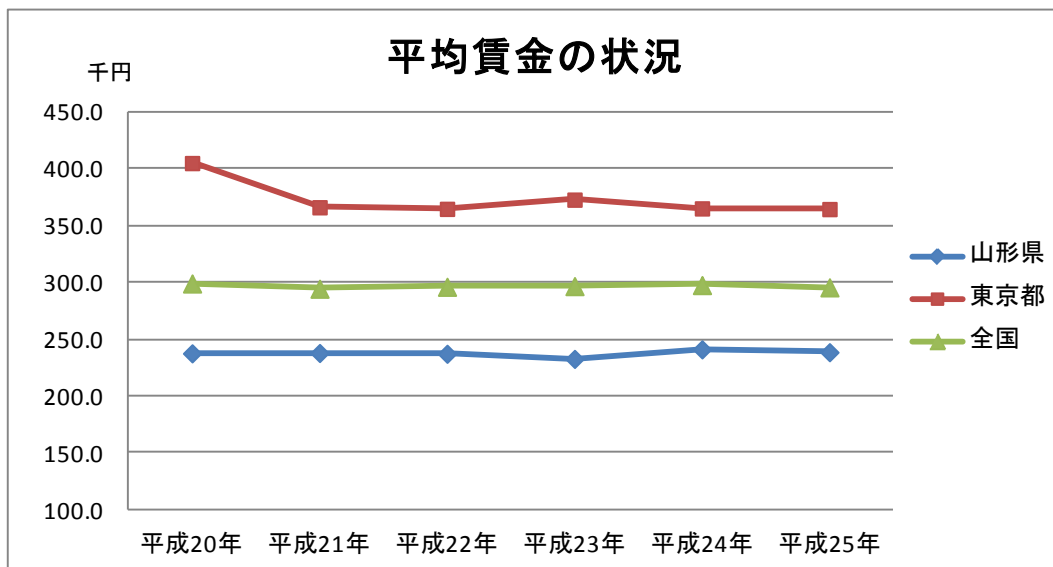


図 23 平均賃金の状況

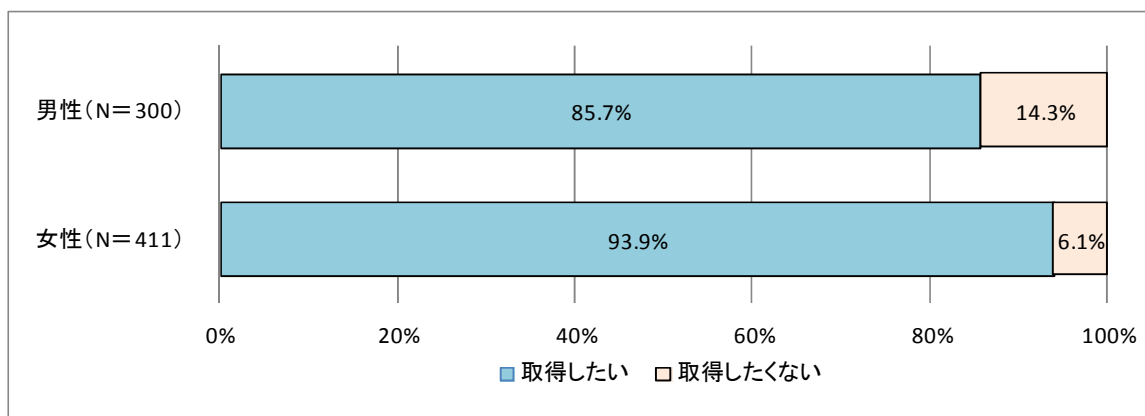
- 本県の平均賃金水準は全国40位代で推移しており、低賃金傾向にあります。



(5) 子育て中の就労環境

- 育児休業の取得希望について調査したところ、「取得したい」と答えた人の割合は、男性が85.7%、女性が93.9%と非常に高くなっています。
- 平成25年の女性の育児休業取得率は全国平均が0.6ポイント低下したのに対し、本県では4.0ポイント上昇し、全国平均を4ポイント以上上回っています。
- 一方、本県の男性の育児休業取得率は0.7%と前年を下回り、低迷している状況となっています。
- 子どもがいる夫婦の第2子以降の出生割合を休日の夫の家事・育児時間別にみると、「家事・育児時間なし」では9.9%であるのに対し、「8時間以上」では68.5%に第2子以降が生まれており、家事・育児時間が長いほど子どもが生まれている割合が高くなる傾向があります。
- 出産前に仕事に就いていた人の第1子出産後の就業調査では、出産後も就業を継続していた女性は約4割にとどまり、残り6割の女性は無職になっているという調査結果が出ています。

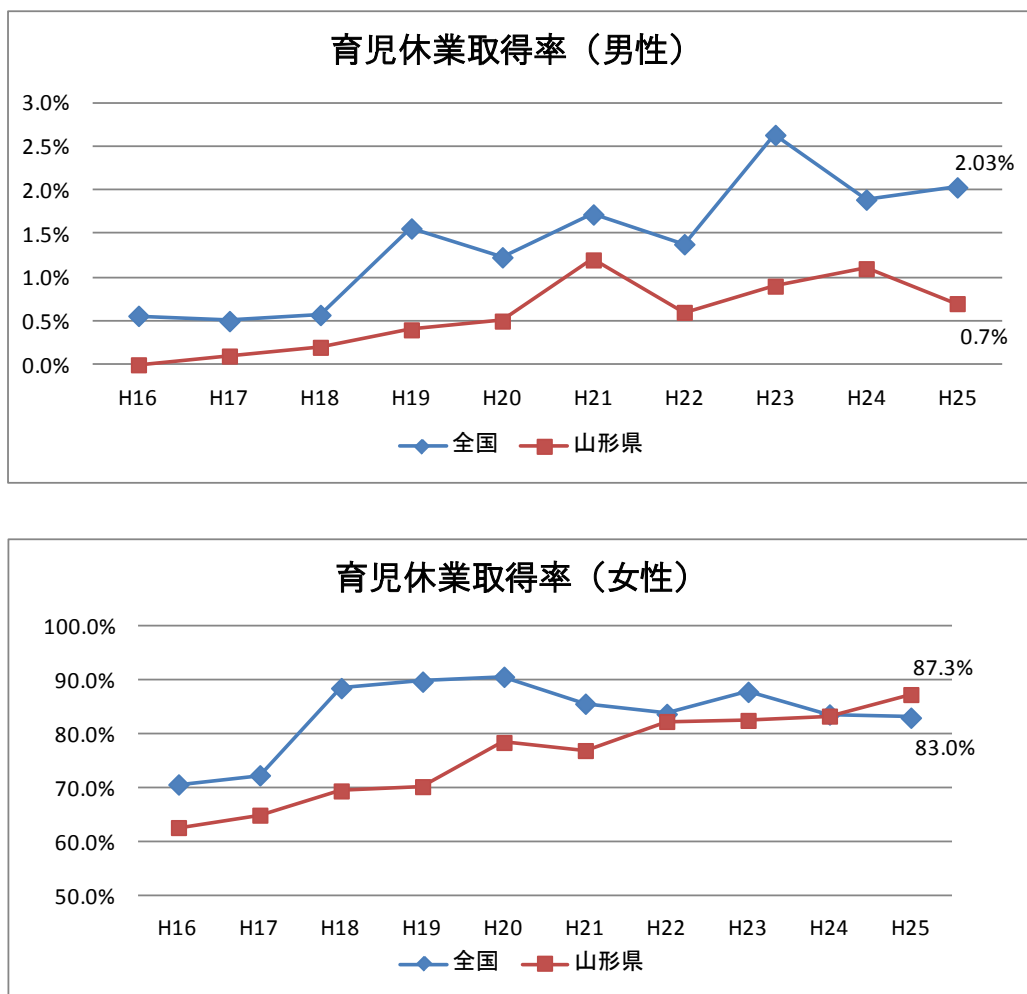
図24 育児休業の取得希望



資料：県若者支援・男女共同参画課

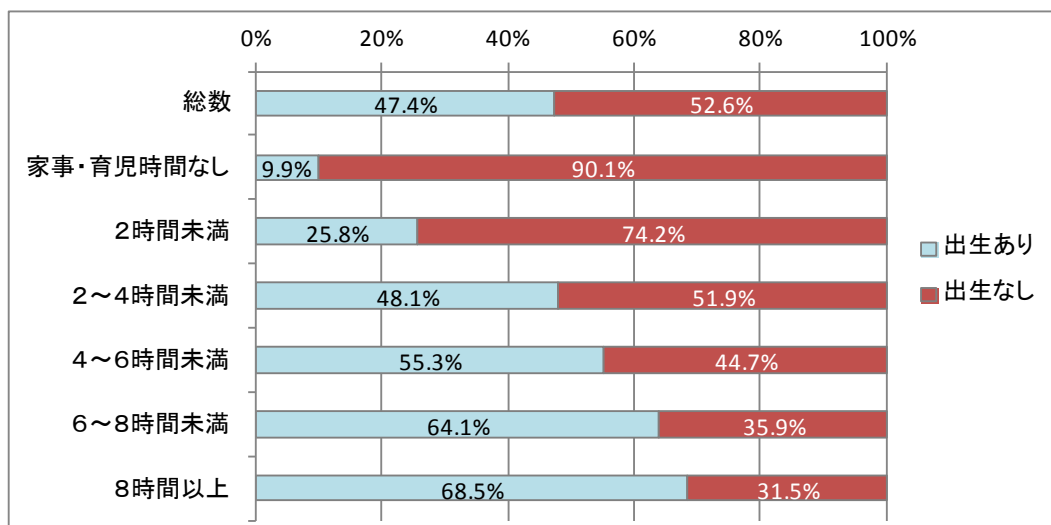
「平成26年度ワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画に関する県民意識調査」

図 25 育児休業の取得状況



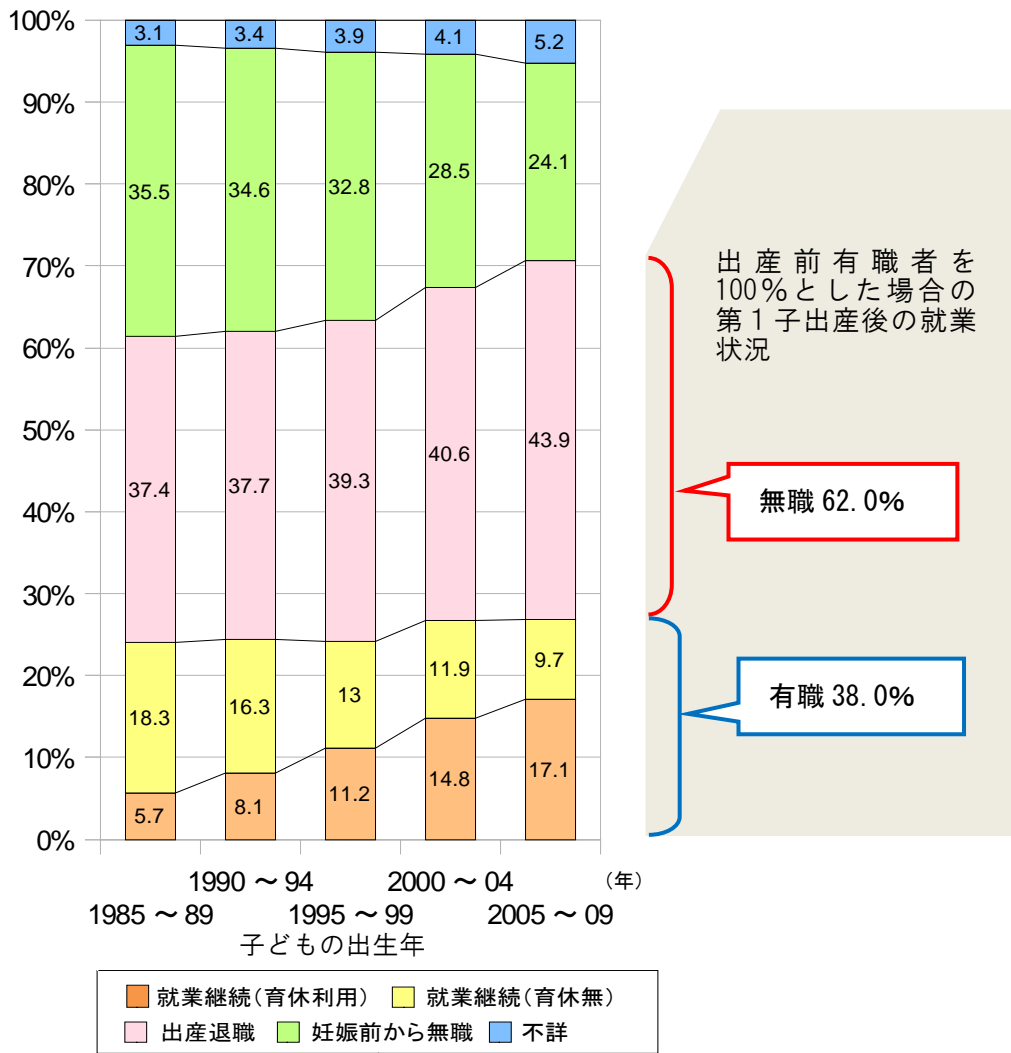
資料：県雇用対策課「山形県労働条件等実態調査」
厚生労働省「雇用均等基本調査」

図 26 夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合



資料：厚生労働省「第9回21世紀成年者縦断調査（2011）」

図 27 第 1 子出産前後の妻の就業変化



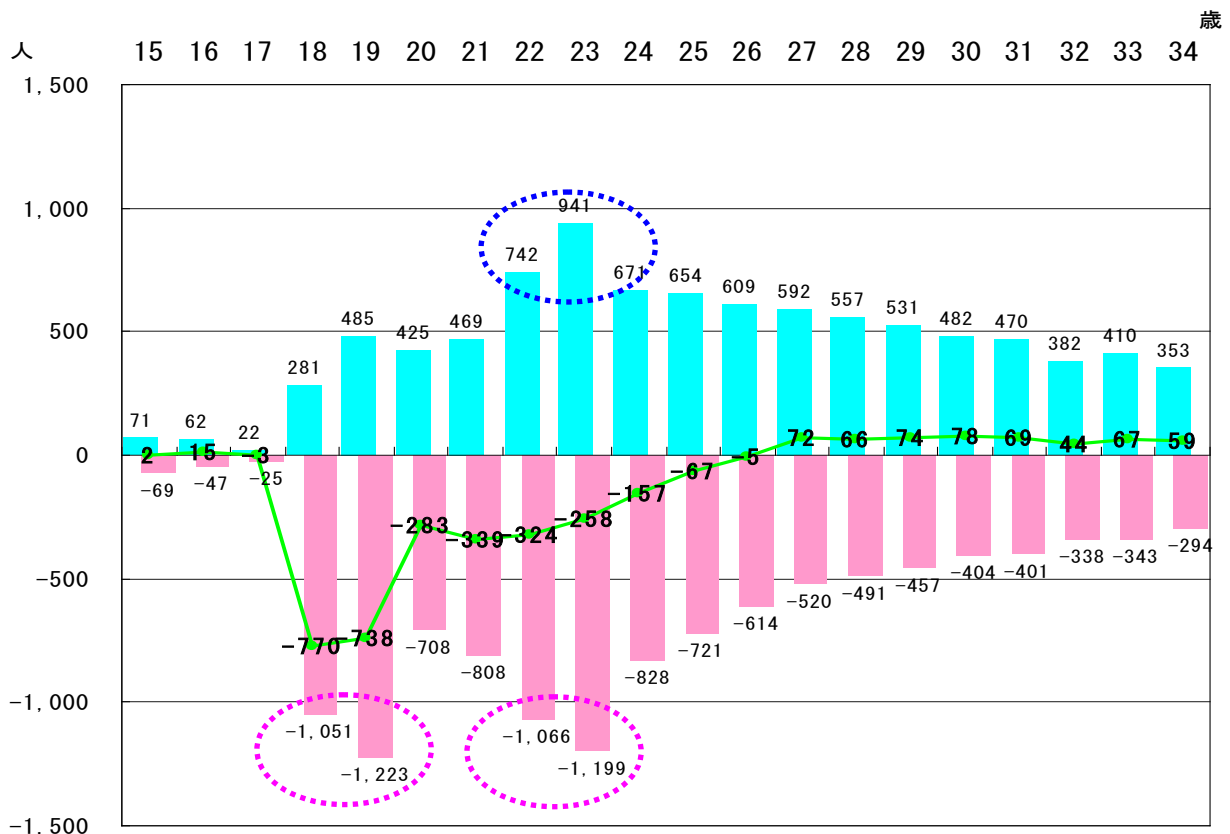
資料：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）」

(6) 若者の県外流出

① 転入・転出の状況

- 平成 23 年山形県社会的移動人口調査によると、平成 22 年 10 月～平成 23 年 9 月までの 1 年間では県外からの転入者数は 16,392 人、県外への転出者数は 17,997 人で 1,605 人の転出超過となっています。
- 本県への転入者数及び本県からの転出者数を年齢別にみると、県内への転入者数は 22～23 歳の時が最も多くなっています。一方、県外への転出者数は高校を卒業する時期である 18～19 歳と大学等を卒業する時期の 22～23 歳時が多く、18～23 歳の県外大学への進学と高校、大学等を卒業後の県外への就職が大きな要因と推定されます。
- また、18～26 歳で転出者数が転入者数を上回っていることから、若者の力が発揮できる就業の場の創出や若者の地域との関わりを増やし、地域に関心を持ってもらう環境づくりが求められます。

図 28 転入・転出の状況



資料：山形県社会的移動人口調査、総務省「国勢調査」平成 22 年)

② 県外への進学と就職に伴う若者の人口流出

- 大学等への進学状況をみると、大学等への進学者のうち7割が県外に転出している状況となっています。
- 高校卒業後の就職の状況についてみると、就職者のうち2割超が県外へ就職しています。

図 29 県外への進学状況

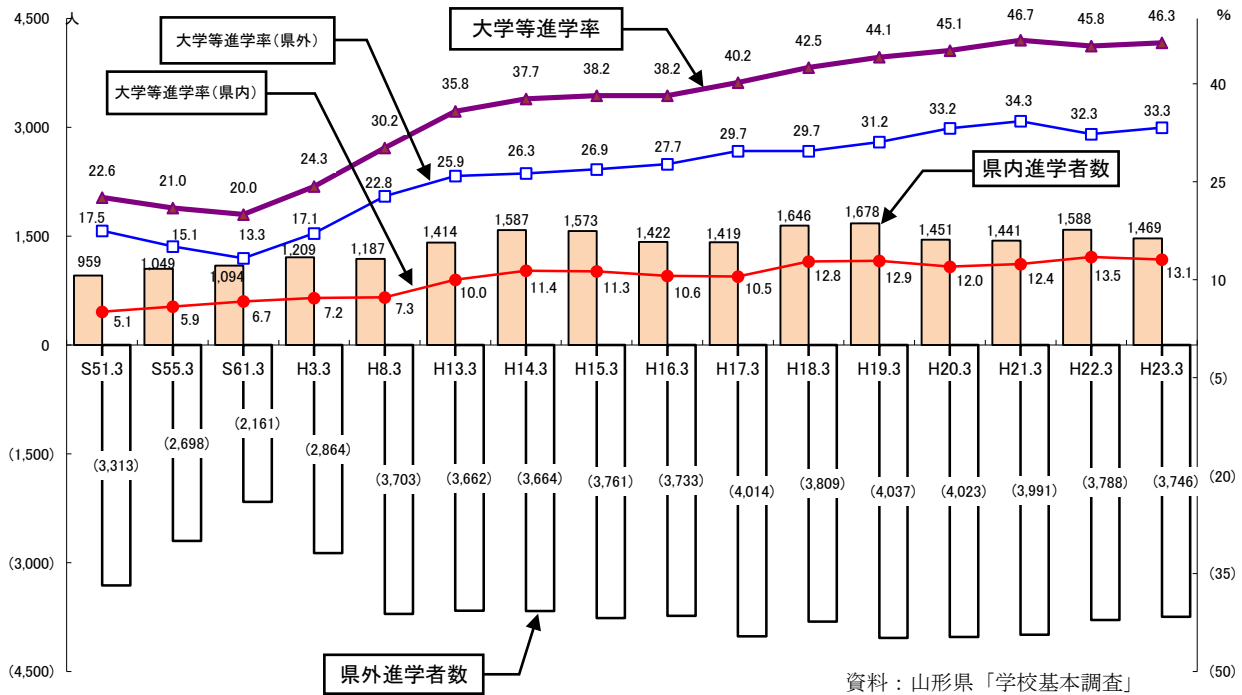
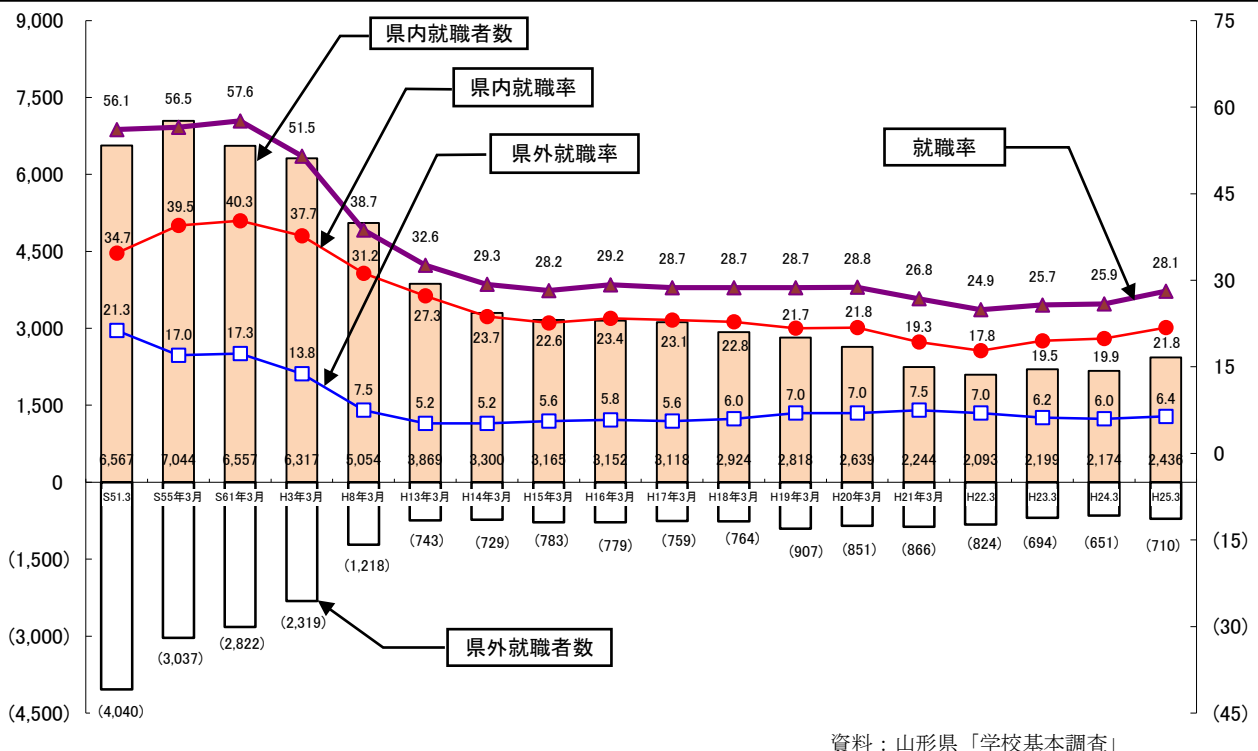


図 30 県外への就職状況



(1) 未婚化・晩婚化の進行

- 未婚化・晩婚化の進行は子どもを生む女性の数の減少とともに、晩産化による出生数の減少をもたらします。
- 未婚化・晩婚化の要因としては、若者の結婚観や家庭観の多様化や出会いの少なさなどの影響が考えられます。

【施策の方向】

結婚支援の充実・強化

○ オール山形による新たな結婚支援の仕組みづくり

- ・ 市町村、経済団体などの民間団体等と連携した出会いの機会の拡大に向けた取組みを充実・強化し、結婚を望む人が希望する時期に結婚できる社会を構築することが重要です。

○ 次代を担う若者への意識醸成の推進

- ・ 児童生徒に対し次世代に生命を継承していくことの大切さを考える機会を提供し、理解を深める教育を推進することが必要です。
- ・ 中・高校生が親や家庭が果たす役割について理解し、将来、親になる自覚が持てるよう、乳幼児とのふれあいや、結婚や子育てを含めたライフデザインの形成支援など、実践的・体験的な学習活動の推進が重要です。

(2) 子育ての不安感・負担感の増大

- 核家族化の進行や、地域との関わりの希薄化、仕事と家庭の両立の困難さ、雇用環境の変化などによる子育てに対する不安感や負担感が増大していることが要因として考えられます。

【施策の方向】

子育て支援の充実・強化

○ 地域のつながりを活かした切れ目のない子育て支援体制づくり

- ・ 妊娠中の相談、産前・産後の心身のケア、育児中の相談など、一人ひとりの相談者に丁寧に寄り添い、ワンストップでの切れ目のない継続的な支援ができる体制づくりが必要です。

○ 社会全体による支え合い

- ・ 子育て家庭がよりきめ細かな支援を受けることができるよう、地域の実情に応じた支援情報の発信や子育て支援の展開が重要です。
- ・ 子育て経験が豊富な中高年層の活躍など、地域社会における支え合いを推進することが重要です。
- ・ 地域やPTA、企業等との連携による子育てしやすい環境づくりなど、社会全体で支える環境づくりを推進していくことが重要です。

○ 家族が支える子育て支援の促進

- ・ 三世帯同居等の山形らしさを活かした、家族が支え合う体制づくりへの支援が重要です。

○ 子育て環境の整備

- ・ 子育て世帯等のニーズに即した居住環境づくりのための支援や公園や遊び場の整備など、子育てにやさしいまちづくりを推進していくことが重要です。

○ 子育て世代の負担感の軽減

- ・ 多子世帯に対する保育料の軽減措置等の経済的負担感を軽減するための取組みを推進することが重要です。

(3) 女性の就労継続の難しさ

- 多様なニーズに応じた保育サービスが十分でないことや、働きながら子育てをすることに対する企業の理解不足が要因として考えられます。

【施策の方向】 仕事と家庭の両立支援の推進

○ 仕事と家庭の両立を支援する保育サービス等の充実

- ・ 本県の特色である共働き率の高さや、女性の就業率の高さを踏まえ、保育環境の整備や保育サービスの量と質の確保を図る取組みなど、男性も女性も共に働き共に育むことができる社会を形成することが重要です。

○ 女性の活躍・多様な働き方の促進

- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業の意識改革を促進するため、先行した取組みを進めている企業経営者同士のネットワークの構築など、県全体へ普及拡大していくための体制づくりを進めることが重要です。

○ 男性の育児・家事参画の促進

- ・ 女性の活躍や、男性が当事者として育児・家事に参画することが可能となる労働環境を創出することが重要です。

(4) 若者人口の減少・雇用環境の変化

- 地域とのつながりの希薄化により、郷土への愛着や興味を持つ若者が減少していることが考えられます。
- 雇用形態の多様化による若者の就業や所得が不安定化している現状や、県外転出の要因として、若者がやりがいを感じ、その能力や個性を発揮できる仕事や就職先が十分でないことが考えられます。

【施策の方向】

若者が活躍できる環境づくりの推進

○ 地域における若者の活躍促進

- ・ 若者が地域とつながり、人とのつながりの中で、十分に能力を発揮し、県づくりの主体として活躍できる環境づくりが必要です。
- ・ 交流の機会や情報交換の場の提供、地域活動への支援などにより、若者のネットワークづくりを促進することが重要です。

○ 若者が魅力を感じ安心して就業できる環境の整備

- ・ 県内企業の活躍や特徴等に関する情報の効果的な発信が必要です。
- ・ 若者が能力を十分に発揮できる魅力的な就労の場の確保や、安定した雇用を確保する正社員化への支援が重要です。

○ ふるさと回帰・移住の促進

- ・ 本県の魅力や都市部と比べた暮らしの優位性など、効果的な情報発信が必要です。
- ・ 移住希望者一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな対応ができる相談支援体制の整備が必要です。

○ 郷土愛を育む教育の推進

- ・ 地域との絆を大切にし、郷土に愛着を抱く気持ちの醸成が必要です。

6

前計画の評価において計画に盛り込むべきとされた基本的な考え方

- 前計画の評価については、平成26年6月に外部有識者等からなる「子育てするなら山形県推進協議会」より意見を伺うとともに、今後の人口減少対策に関する部局横断の「人口減少対策プロジェクトチーム」における検討を踏まえながら、同年8月に、「子育てするなら山形県推進本部」において前計画の評価を行ったところ、計画の策定の際に考慮すべき視点や新たな施策の展開方向等が示されました。

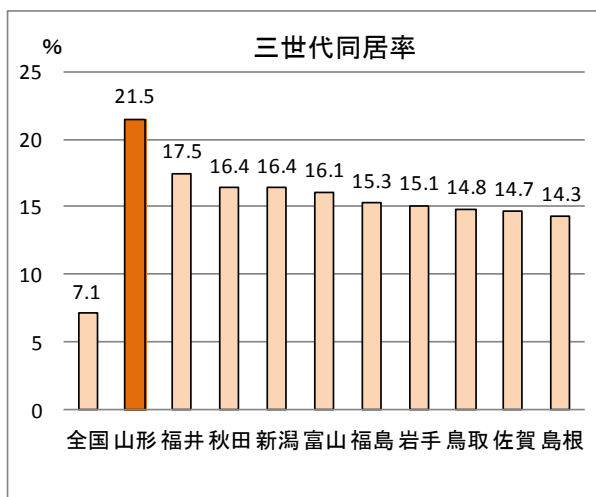
(1) 計画策定の際に考慮すべき視点

- 結婚、妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援
- 「山形らしさ」を活かした社会全体による支え合いの推進

■ ～子育てを取り巻く環境～

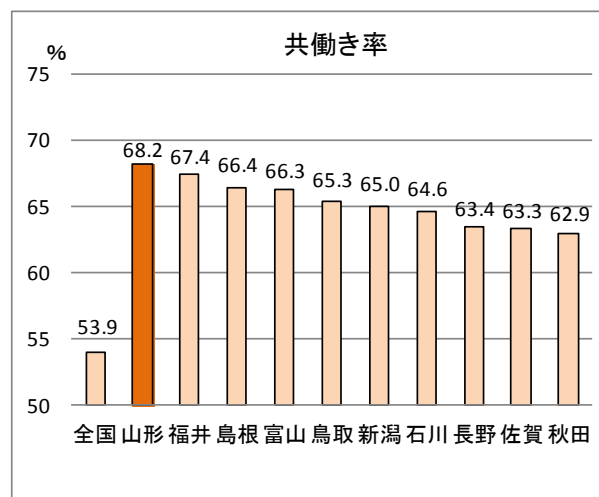
「山形らしさ」の主な指標

○ 三世帯同居率（全国1位）



資料：総務省「国勢調査」（平成22年）

○ 共働き率（全国1位）

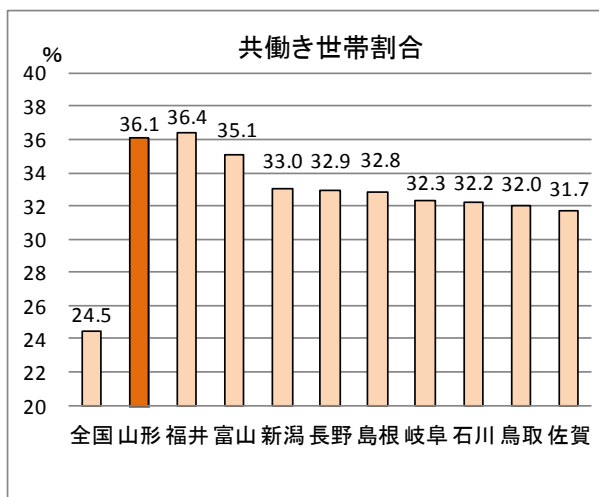


資料：総務省「国勢調査」（平成22年）

※「共働き率」

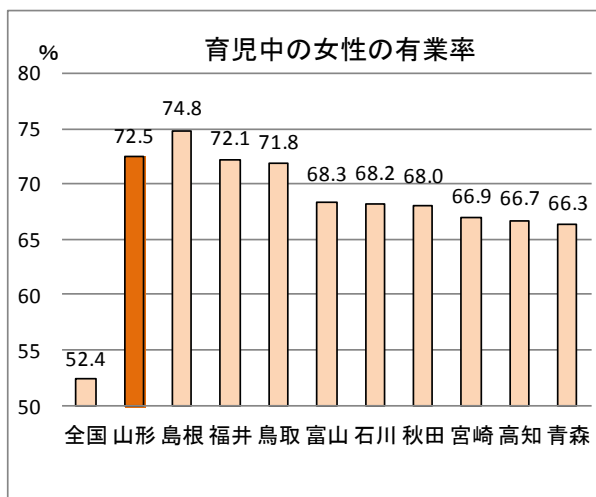
就業者である夫婦のいる一般世帯に占める夫婦共に就業者である世帯の割合

○ 共働き世帯割合（全国2位）



資料：総務省「統計でみる都道府県のすがた 2014」

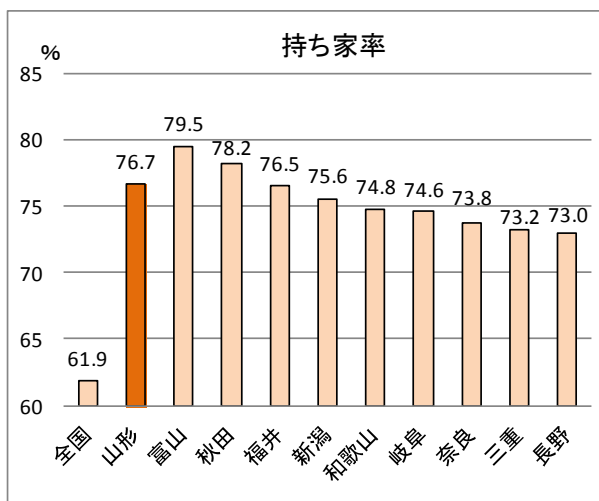
○ 育児中の女性の有業率（全国2位）



資料：総務省「平成 24 年就業構造基本調査」

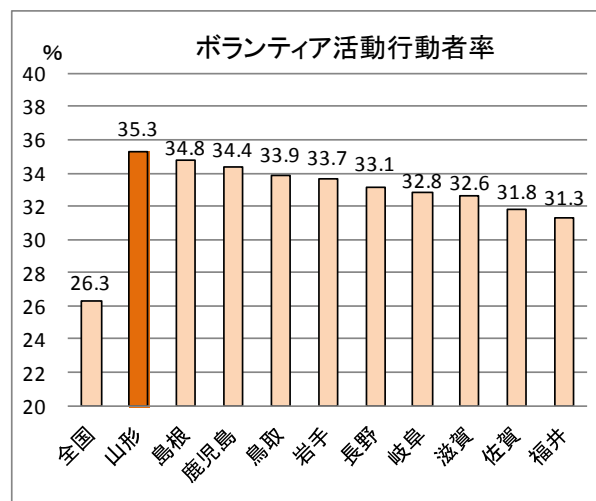
※「育児中の女性」
25歳～44歳の育児をしている女性

○ 持ち家率（全国3位）



資料：総務省「平成 25 年住宅・土地統計調査」

○ ボランティア活動行動者率（全国1位）



資料：総務省「平成 23 年社会生活基本調査」

(2) 新たな施策の展開方向

〔結婚支援の充実・強化〕

未婚化・晩婚化の進行に歯止めをかけるため、「出会いの機会提供、サポート体制の強化」に引き続き取り組むとともに、教育の場における意識醸成の取組みの拡大や、企業・地域などの多様な主体との連携による結婚支援の取組みを強化します。

- ・次代を担う若者への意識醸成の推進
- ・市町村や民間団体等と連携した県民総ぐるみによる出会いの提供、結婚支援

〔子育て支援の充実・強化〕

核家族化の進行や地域との関わりが希薄化しているなかで、山形ならではの家族や地域の支え合う文化・特性を積極的に活かし、子育てに対する不安感、負担感を解消し、妊娠・出産、子育てがしやすい社会を形成します。

- ・妊娠・出産から子育てまでの継続的支援
- ・中高年層の力を活かした子育て支援など社会全体による支え合い
- ・子育て世代の負担感の軽減
- ・三世同居など家族が支える子育て支援の促進
- ・子育て環境の整備

〔仕事と家庭の両立支援の推進〕

本県の特色である共働き率の高さや、女性の就業率の高さを踏まえた、男性も女性も共に働き共に育むことができる社会を形成します。

- ・両立を支援する保育サービス等の充実
- ・女性の活躍・多様な働き方の促進（“やまがた”ウーマノミクスの推進）
- ・男性の育児・家事参画の促進

〔若者が活躍できる環境づくりの推進〕

若者が地域で活躍できる基盤づくりや県内企業への就業支援により人口の社会減を抑制するとともに、次代を担う子ども、若者が心身ともに健やかに成長し、夢や希望を持って生き活きと輝いて暮らすことができる社会を形成します。

- ・若者が活躍できる基盤づくり
- ・安定した生活基盤（雇用）の確保
- ・郷土への愛着や誇りの醸成
- ・県内定着・県内回帰の促進




(3) 前計画の進捗状況

平成22年に策定された「やまがた子育て応援プラン」の評価については、施策ごとの数値目標を設定し、毎年度、その状況を把握・検証することで進捗状況を評価するとともに、「目指す社会」の実現に向けた計画期間内における施策の評価を指標を設定し検証しています。

① 施策効果の検証指標と現状

【目指す社会1】

子どもがひとりの人間として尊重され、夢と希望を持って成長できる社会

	計画策定時	動向	直近のデータ	目指す方向
① 夢や目標を持つ 子どもの割合	◆ H21年調査 小学生 86.4% 中学生 72.6%	小学生  中学生 	◆ H25年調査 (全国調査) 小学生 89.2% (87.7) 中学生 74.6% (73.5) H24年調査 (全国調査) 小学生 87.2% (86.7) 中学生 73.4% (73.2) H23年調査 (県調査) 小学生 87.7% (-) 中学生 72.6% (-)	上昇
② 若者の5年後の人口増減率 (現在 15-24歳の年齢層が、5年前の10-19歳のときに比べて、どれだけ減少しているかをみる)	◆ 17年国勢調査 (15-24歳) ▲ 13.4%		◆ 22年国勢調査 (15-24歳) ▲ 16.8%	減少幅の縮小

出典 ①「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)

②「山形県の人口と世帯数」(県統計企画課)

【目指す社会2】

子どもを生みたい、育てたいと思うすべての人が愛情と喜びを持って、安心して出産・子育てができる社会


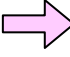

	計画策定時	動向	直近のデータ	目指す方向
③ 保育所待機児童数	◆ 220人 (H21. 4. 1現在)		◆ 0人 (H26. 4. 1現在) 77人 (H25. 4. 1現在) 158人 (H24. 4. 1現在) 127人 (H23. 4. 1現在)	0人 (0人まで減少)
④ 合計特殊出生率	◆ 1.44 【1.51※】 (H20)		◆ 1.50 (H25) 【1.47※】 1.47 (H24) 【1.44※】 1.50 (H23) 【1.46※】 1.48 (H22) 1.46 (H21) 【1.39※】	1.50に向けた 上昇

出典 ③ 県子育て支援課調べ

④ 東北大学再計算値、※厚生労働省「人口動態統計」

【目指す社会 3】

子どもは「未来への希望」、「社会の宝」という思いを共有し、県民みんなが一体となって、子育て、子どもの育ちを応援する社会

	計画策定時	動向	直近のデータ	目指す方向
⑤育児休業取得率	◆ H20年調査（全国値） 女性：78.4%（90.6） 男性：0.5%（1.23）	女性  男性 	◆ H25年調査 女性：87.3%（ - ） 男性：0.7%（ - ） H24年調査 女性：83.3%（ - ） 男性：1.1%（ - ） H23年調査 女性：82.5%（ - ） 男性：0.9%（ - ） H22年調査 女性：82.3%（83.7） 男性：0.6%（1.38） H21年調査 女性：76.9%（85.6） 男性：1.2%（1.72）	上 昇
⑥子育て県民運動参加者数	◆22年1月末把握分 延べ20,340人・団体		◆26年3月末把握分 延べ22,380人・団体 (1,239の増)	拡 大

出典 ⑤県：「山形県労働条件等実態調査」（県雇用対策課） 全国：「雇用均等基本調査」（厚生労働省）

⑥県子育て支援課調べ

【課題】

- ・若い世代に対し、結婚や子育て、県内での暮らし、就職を男女共に前向きに考えてもらう情報発信
- ・企業や地域社会における少子化の現状と課題への理解
- ・多子世帯への経済的支援
- ・県民のニーズを踏まえた保育サービスの提供
- ・女性の活躍促進
- ・男女共に家事・育児を行うことが当たり前となる社会の実現
- ・若者の生活基盤の確保に向けた安定雇用
- ・U J I ターンの推進

やまがた子育て応援プラン【H22～26】の進捗状況（個別の目標）

指標等	策定時の現状	目標年度	目標値	H25実績	
基本の柱1 子育て家庭に対する支援の推進					
(1) 子育てに関する情報提供・相談支援体制の充実					
施策①	地域子育て支援拠点施設設置箇所数	H20実績 68箇所	H26	86箇所	86箇所
(2) 多様な子育て支援サービスの充実					
施策①	ファミリー・サポート・センター設置数	H20実績 17箇所	H26	24箇所	21箇所
施策①	保育所等による一時預かり実施箇所数	H20実績 114箇所	H26	125箇所	121箇所
施策②	子育て短期支援事業(ショートステイ)実施市町村数	H20実績 7市町村	H26	9市町村	11市町村
(4) 母と子の健康づくりの支援					
施策②	不妊専門相談件数	H20実績 41件	H26	100件	65件
施策②	1歳6ヶ月児健診受診率(未受診児の状況把握も含む)	H20実績 99.8%	H26	100%	100%
施策②	3歳児健診受診率(未受診児の状況把握も含む)	H20実績 99.9%	H26	100%	100%
(5) 小児医療等の充実					
施策①	新生児死亡率	H16～H20平均 1.5	H26	H21～H25平均 1.5未満	1.6
施策①	周産期死亡率	H16～H20平均 4.8	H26	H21～H25平均 4.8未満	4.5
施策①	妊産婦死亡率	H16～H20平均 6.1	H26	H21～H25平均 6.1未満	4.5
施策②	15歳未満人口10万人あたり小児科医数(重複標榜科)	H20.12実績 149.3人	H24	160人	149.7
(6) ひとり親家庭の支援					
施策①	家庭生活支援員(ヘルパー)の登録人数	H20当初 190人	H26	250人	242人
施策②	母子家庭の母等の職業訓練参加者における就職率 →H25から事業変更により目標値の比較ができない	H20実績 75.7%	毎年	60%超	-
基本の柱2 社会全体による子育て支援の推進					
(1) 子どもや子育て家庭を応援する県民運動の展開					
施策①②	子育て県民運動実践者数	H20 20,340人	H26	拡大	22,380人
施策②	山形子育て応援パスポート協賛企業数(ほのぼの店)	H21.10.1 364店舗	H26	2,000店舗	1,441店
(2) NPO、団体など地域における子育て支援の充実					
施策②	シルバー人材センターにおける育児支援受注件数	H20実績 65件	H26	1,000件	361人
(3) 子どもを健やかに育む家庭・地域づくりの推進					
施策③	幼児共育推進事業への参加者数	H20実績 3,044人 (H25～)	H24 H27	4,500人 5,000人	- 6,503人
施策④	「ふるさと塾」の活動に賛同して伝承活動をする団体数	H20実績 235団体 (H25～)	H24 H27	280団体 300団体	- 281団体
施策④	ふるさと発見遊び塾実施箇所数	H20実績 4箇所	H24	24箇所	10箇所
施策④	環境学習・環境保全活動への参加者数	H22実績 94千人	H26	135千人	140千人
施策⑤	子どもの朝食欠食率(小6)	H20実績 10.8% (H25～)	H24 H27	6.9%以下 H22実績の半減(4.2%)	- 9.7%
(4) 保護や支援を要する子どもの養育環境の整備					
施策①	養育支援訪問事業開始届出市町村数	H21実績 24市町村	H26	全市町村	35市町村
施策②	里親委託率	H20実績 6.6%	H26	15%	13.5%
施策②	児童自立生活援助事業の実施箇所数	H20実績 0箇所	H26	1箇所	0箇所
施策②	児童養護施設の小規模グループケアの実施箇所数	H20実績 3箇所	H26	4箇所	4箇所
施策⑥	障がい児等療育支援事業実施施設数	H20実績 1施設	H24	4施設	4施設
(5) 子育てしやすい生活環境の整備					
施策①	通学路の歩道整備率	H20実績 63% (H25～)	H24 H28	66% 75%	- 73.4%
施策②	地域福祉計画の策定市町村数	H20実績 13市町村	H26	全市町村	26市町村
施策③	遊具の改築・更新	H20実績 0件	H26	22件	21件
(6) 子どもの安全の確保					
施策②	チャイルドシート装着率	H20実績 38.8%	H26	全国平均(60.2%)以上	64.0%
施策③	声かけ等の検挙・解決率	H20実績 11.1%	H26	33.3%	33.2%

指標等		策定時の現状	目標年度	目標値	H25実績	
基本の柱3 仕事と家庭の両立の推進						
(1) 両立を支援する保育サービス等の充実						
施策①	保育所入所待機児童数	H21.4.1 220人	H26	0人	0人	
施策①	低年齢児保育所受入児童数	H21.4.1 6,643人	H26	7,900人	10,056人	
施策①	延長保育実施箇所数	H20実績 156箇所	H26	181箇所	177箇所	
施策①	休日保育実施箇所数	H20実績 8箇所	H26	22箇所	16箇所	
施策①	病後児保育実施箇所数	H20実績 22箇所	H26	45箇所	40箇所	
		うち病児対応型・病後児対応型	H20実績 4箇所	H26	17箇所	15箇所
		うち体調不良児対応型	H20実績 18箇所	H26	28箇所	25箇所
施策②	放課後児童クラブの設置数	H21.5.1 181箇所	H26	256箇所	270箇所	
施策②	放課後子ども教室、放課後児童クラブのいずれかを実施する小学校区の割合	H20実績 70.1%	H24	80%	86.5%	
(2) 企業等における両立支援の推進						
施策①	育休取得率(男性、女性)	H20実績 女性78.4%	H26	女性80%	87.3%	
		H20実績 男性 0.5%	毎年	0.5%より向上	0.7%	
施策①	両立支援措置普及率(注)	H20実績 66.3%	毎年	66.3%より向上	61.1%	
施策②	年間総労働時間	H20実績 1,907時間	H26	1,907時間より改善	1,865時間	
施策②	年間年休取得日数	H20実績 9.4日	H26	9.4日より改善	9.7日	
施策②	農村地域における家族経営協定数	H20実績 590件 (主業農家の4.2%)	H27	880件 (主業農家の8.0%)	897件	
施策③	男女いきいき・子育て応援宣言企業登録件数	H21.12月実績 179件	H27	500件	600件	
施策⑤	一般事業主行動計画策定のための訪問企業数	H20実績 117件	H26	700件超	930件	
施策⑥	離転職者職業訓練参加者の就職率	H20実績 60.7%	毎年	60%超	67.7%	
基本の柱4 若者が活躍する地域づくりの推進						
(2) 地域への愛着や誇りのかん養						
施策①	「ふるさと塾」の活動に賛同して伝承活動をする団体数	H20実績 235団体	H24	280団体	—	
		(H25～)	H27	300団体	281団体	
(3) 若者が活躍できる風土づくり						
施策①	YYボランティア活動参加者数	H20実績 1,948人	毎年	2,000人	2,423人	
(4) 働く場の確保と就労支援						
柱④成果	高校生の県内就職率	H20実績 72.0%	H27	80.0%	77.3%	
施策①	インターンシップ実施校率(高等学校)	H20実績 84.2%	毎年	90.0%	81.1%	
施策②	取引あっせん件数(累計)	H20実績 709件	H24	2,600件	3,536件	
施策③	新規就農者数	H20実績 150人	毎年	200人	—	
		(H25～)	H28	300人	251人	
施策④	産業技術短期大学卒業就職者の県内就職率	H20実績 87%	毎年	90%超	83.5%	
施策④	県若者就職支援センター利用者数	H20実績 23,823人	毎年	20,000人	13,373人	
施策④	Uターン情報センター利用者数	H20実績 1,312人	毎年	1,300人超	—	
		(H25～)	毎年	2,000人	1,673人	
基本の柱5 晩婚化・未婚化への対応策の推進						
(1) 次代の親としての家庭観の醸成						
施策①	乳幼児・親との交流企画への参加高校生数	H20実績 40人	毎年(～H24)	60人	—	
		(H25～)H24実績:50人	H26	拡大	540人	
(2) 出会い・結婚につながる支援の充実						
施策②	結婚支援の実施者数	H20実績 25団体	H26	35団体	147団体	

(1) 目指す社会

これまでの評価、現状分析を踏まえ、この計画が目指す社会を次の3つとします。

【目指す社会①】

結婚や子育てへの一人ひとりの希望が叶い、安心して子どもを
生み育てることができる社会

- 結婚や子育ての希望を持つすべての人たちの希望が叶い、安心して子どもを生み育てることができる社会を目指します。

- 【視点】
- ・未婚化・晩婚化への対応
 - ・希望する子どもの数の実現
 - ・子育ての安心感と経済的安定

【目指す社会②】

県民や地域、企業等の参加により世代を越えてみんなで子育て
を支え合う社会

- 家族や地域の支え合う文化・特性を積極的に活かした切れ目のない支援や、企業の参画による働き方の見直しなどにより、仕事と家庭生活の両立ができる社会を目指します。

- 【視点】
- ・家族や地域の支え合い
 - ・企業との協働による働き方の見直し

【目指す社会③】

子どもが郷土に愛着や誇りを持ち、自然や文化と関わりながら、
将来の夢を描いて生き活きと暮らすことができる社会

- 次代を担う子どもたちが緑あふれる豊かな自然の中で、地域に受け継がれてきた伝統や文化に触れながら、心身ともに健やかに成長し、将来の夢や希望を持って暮らすことができる社会を目指します。

- 【視点】
- ・地域に愛着や誇りを持つ子どもの育成
 - ・若者の県内定着

(2) 基本的視点

この計画を推進するための基本的視点は次の2つとします。

- 結婚、妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援
- 「山形らしさ」を活かした社会全体による支え合いの推進

(3) 施策の構成

この計画は、目指す社会の実現のため、4つの基本の柱を設定し、その下には子育て支援・少子化対策の方向性（推進方策）を設定しています。

施策の体系

太字ゴシック: 重点的に取り組む施策

1 結婚支援の充実・強化

- (1) **出会いから結婚までの継続的かつ総合的な支援**
- (2) **結婚観・家庭観の醸成のための将来を見据えたライフデザイン形成支援**

2 子育て支援の充実・強化

- (1) **安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり**
- (2) **地域における子育て支援の充実**
- (3) **子育て家庭が安心・安全に生活できる環境づくり**
- (4) 子育て家庭等に対する経済的支援の充実
- (5) ひとり親家庭への支援
- (6) 保護や支援を要する子どもの養育環境の整備
- (7) 学校・地域・家庭の連携による教育の展開

3 仕事と家庭の両立支援の推進

- (1) **両立を支援する保育サービス等の充実**
- (2) **企業等におけるワーク・ライフ・バランスの取組強化**
- (3) **男性の育児・家事参画の促進**
- (4) **女性の活躍促進**
- (5) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

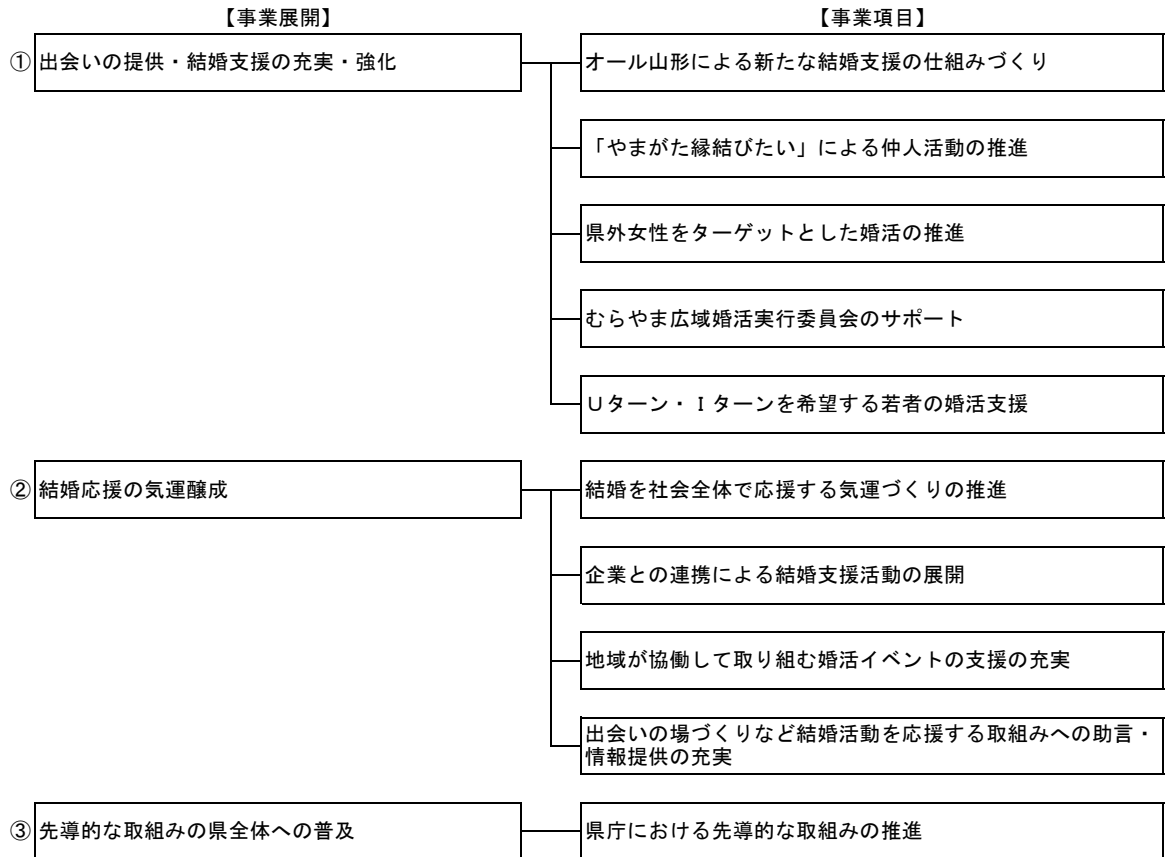
4 若者が活躍できる環境づくりの推進

- (1) 若者の意欲の醸成
- (2) **若者の生活基盤（雇用）の確保**
- (3) **若者の地域への愛着や誇りの涵養**
- (4) **UJIターンによる若者の県内移住促進**

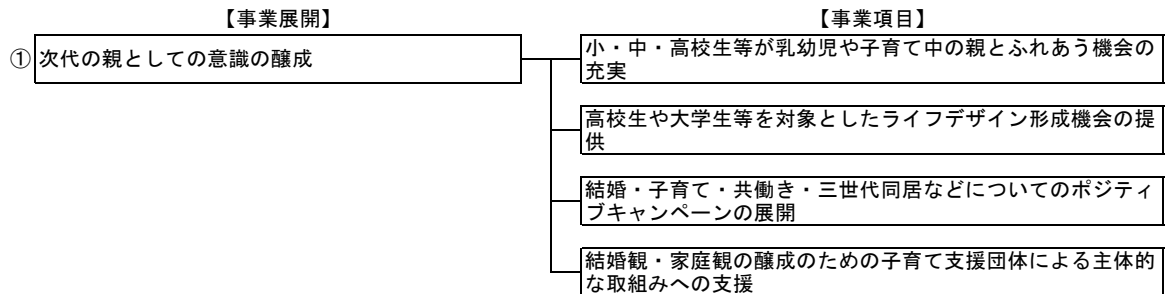
「やまがた子育て応援プラン(H27～31)」の施策体系

【基本の柱1】 結婚支援の充実・強化

推進方策(1) 出会いから結婚までの継続的かつ総合的な支援【重点施策】

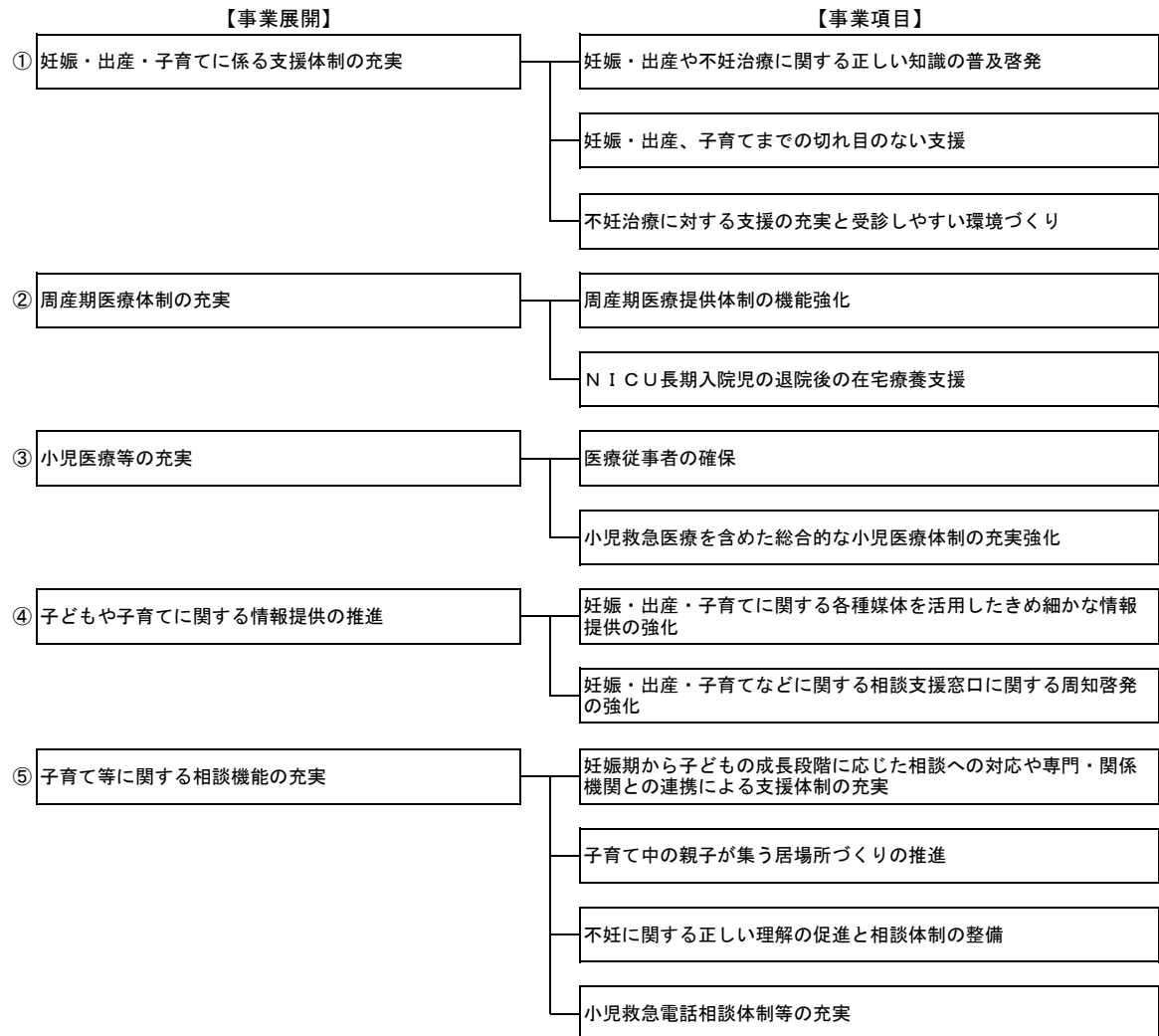


推進方策(2) 結婚観・家庭観の醸成のための将来を見据えたライフデザイン形成支援【重点施策】

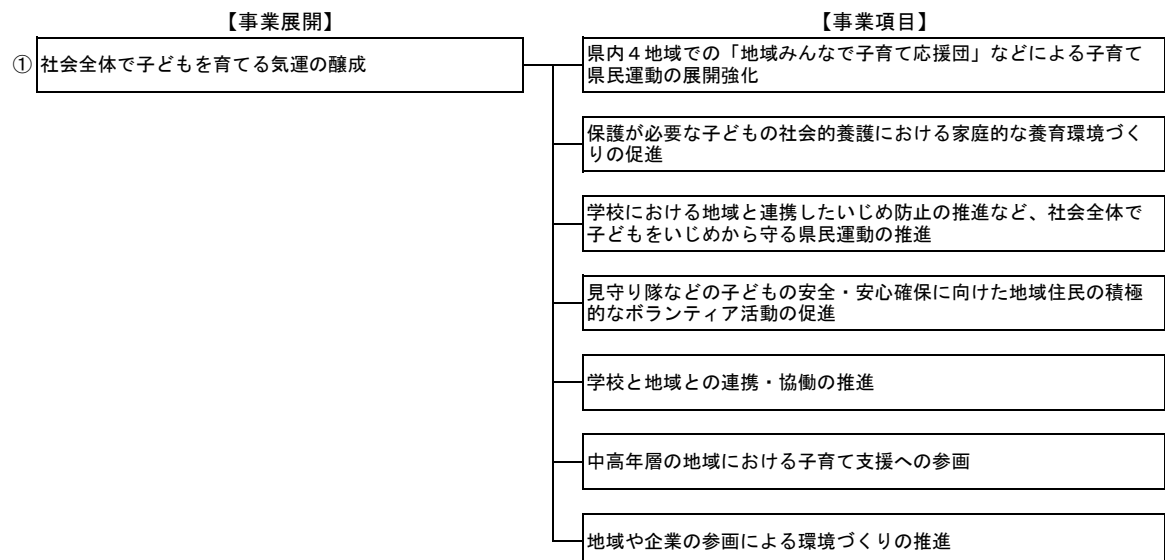


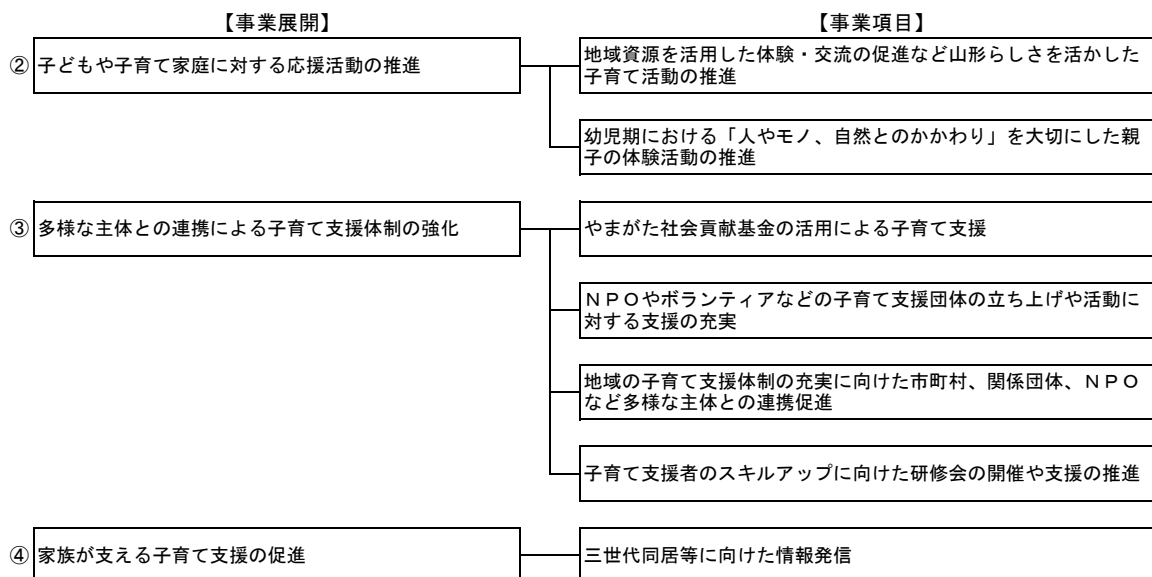
【基本の柱2】 子育て支援の充実・強化

推進方策（1） 安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり【重点施策】

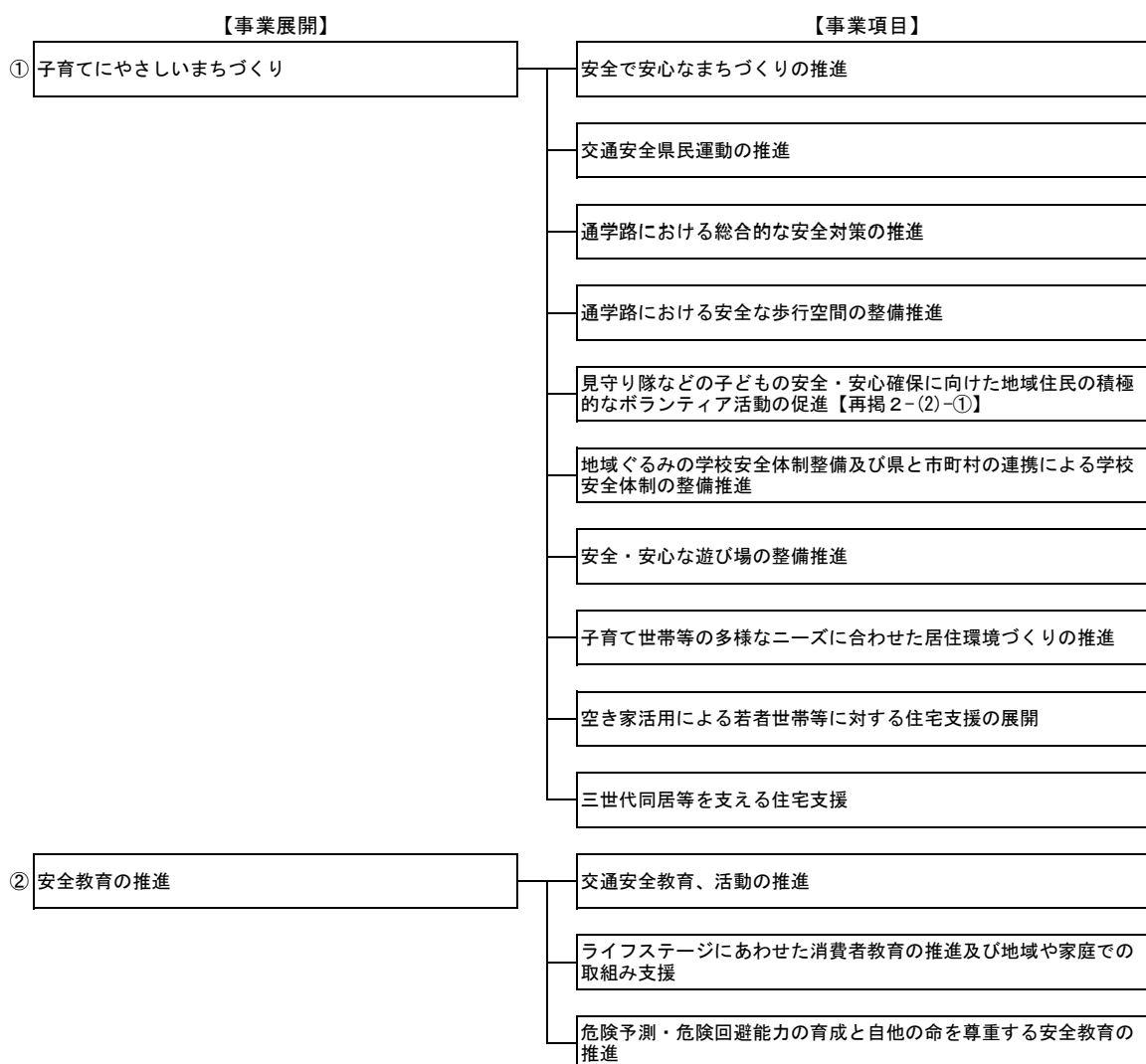


推進方策（2） 地域における子育て支援の充実【重点施策】

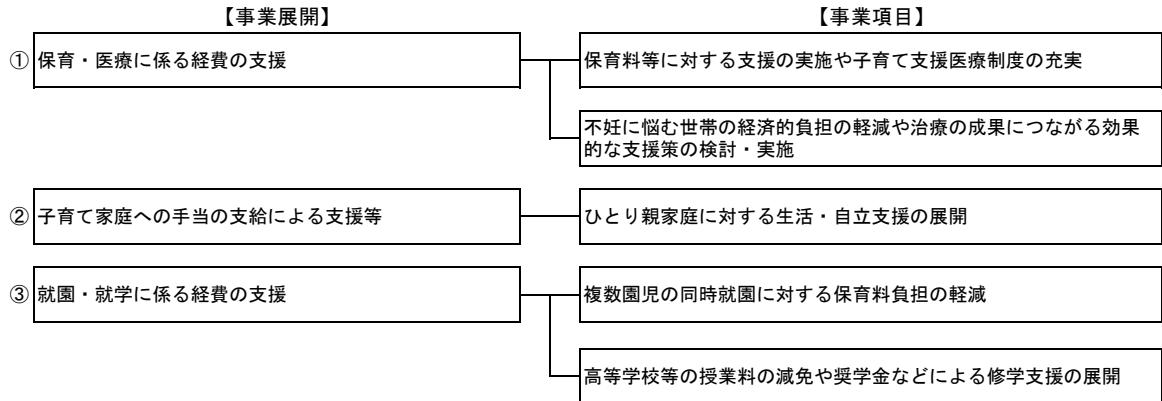




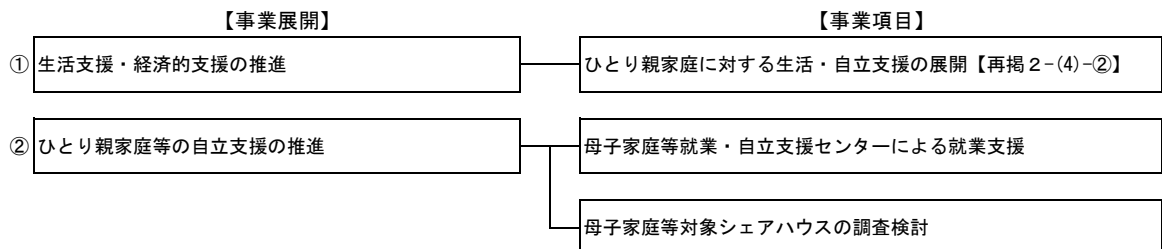
推進方策（３） 子育て家庭が安心・安全に生活できる環境づくり【重点施策】



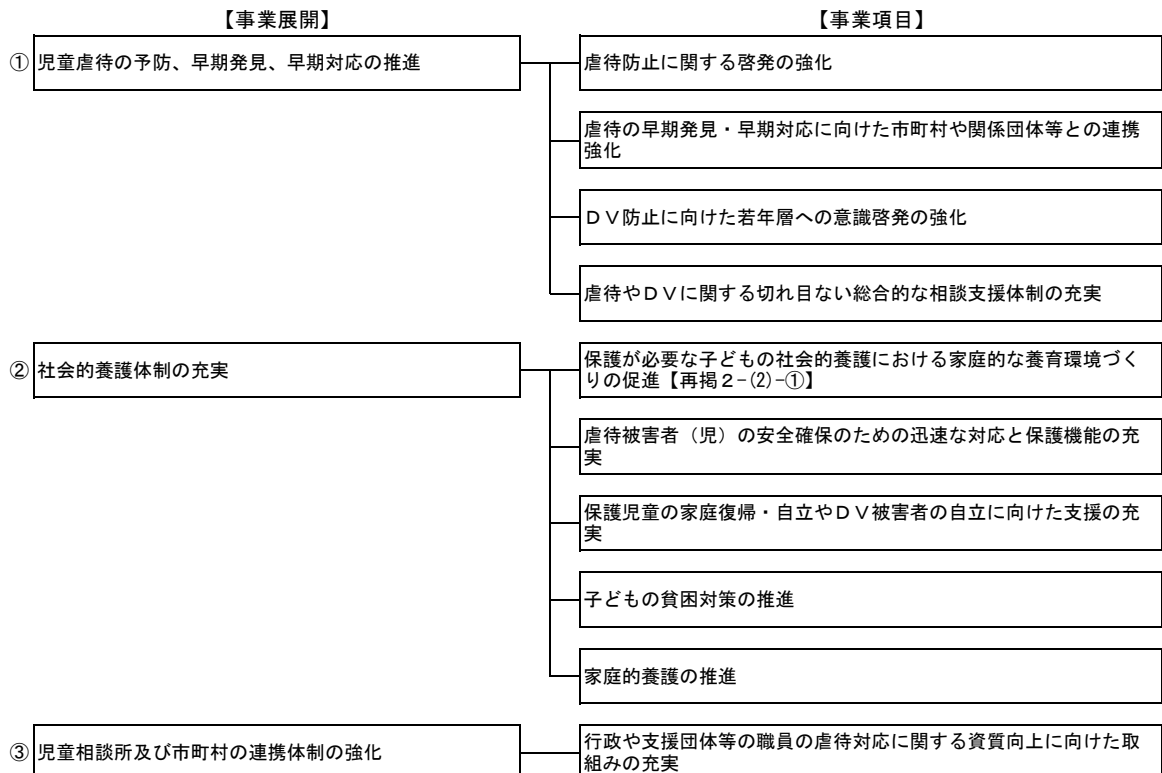
推進方策（４） 子育て家庭等に対する経済的支援の充実

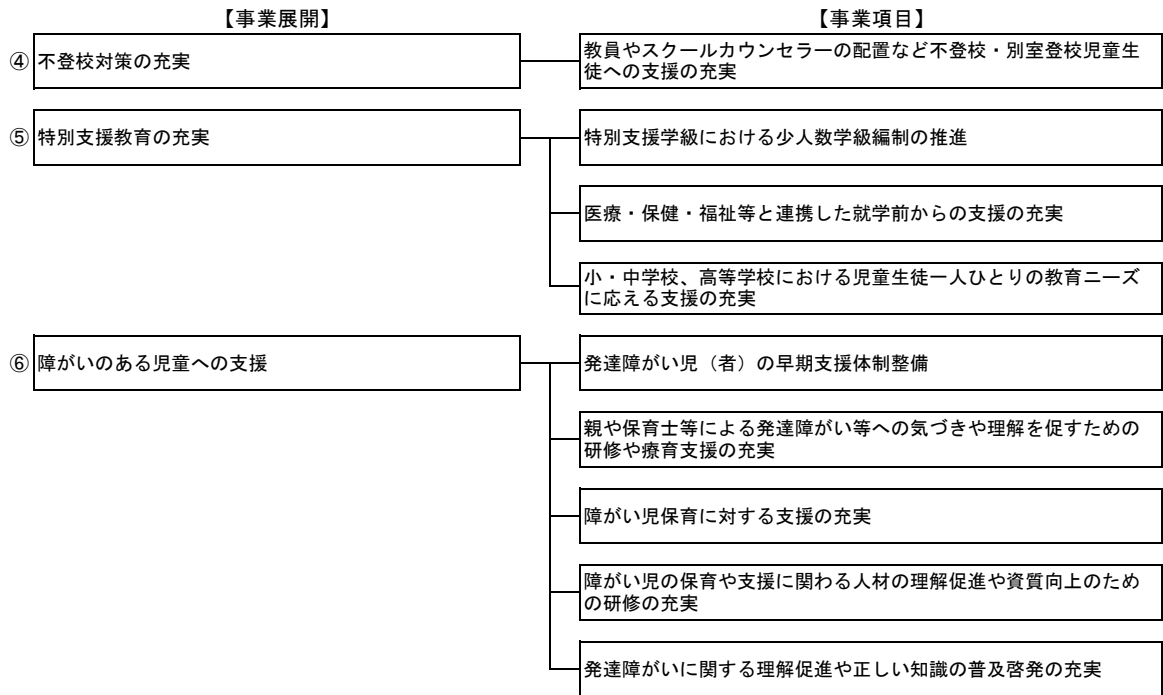


推進方策（５） ひとり親家庭への支援



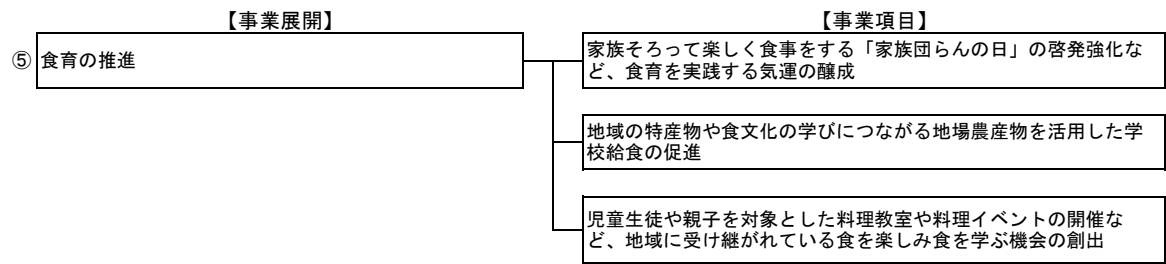
推進方策（６） 保護や支援を要する子どもの養育環境の整備





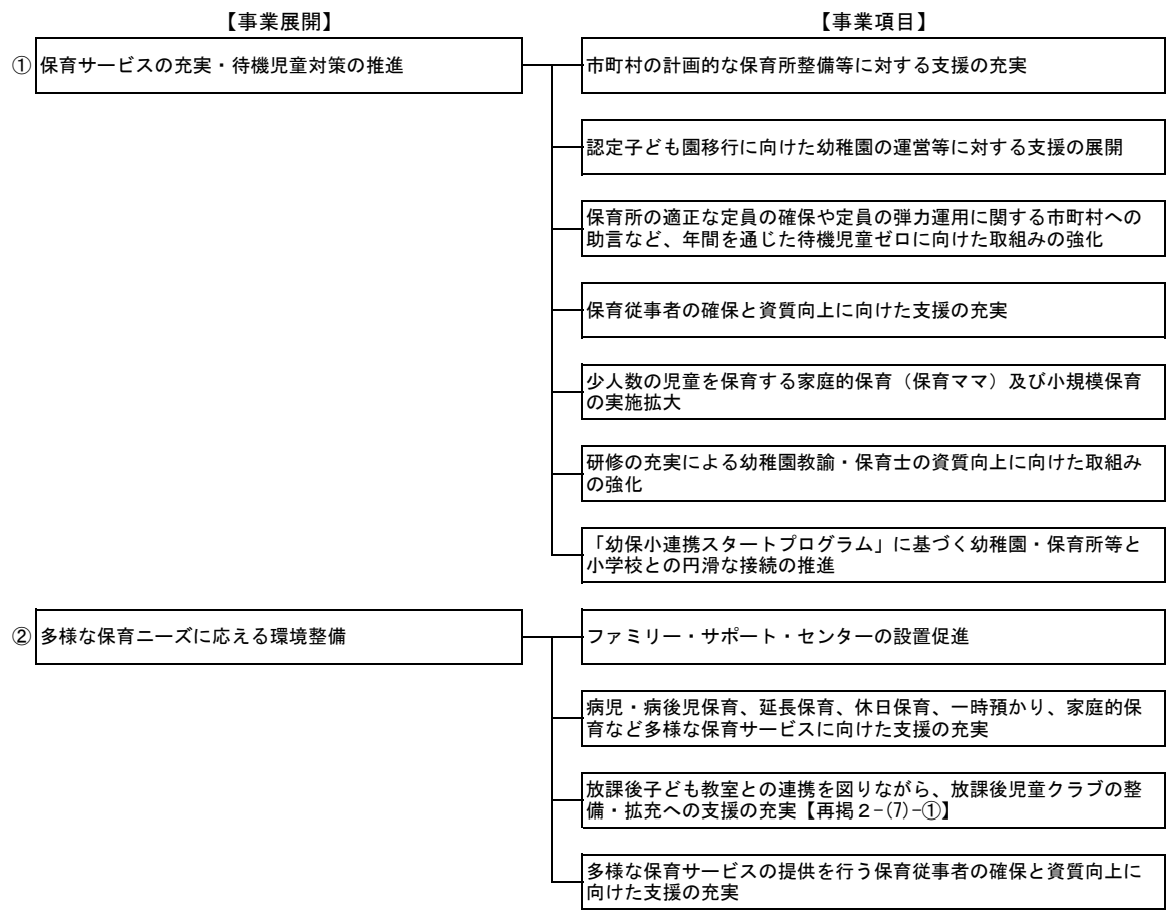
推進方策（7） 学校・地域・家庭の連携による教育の展開



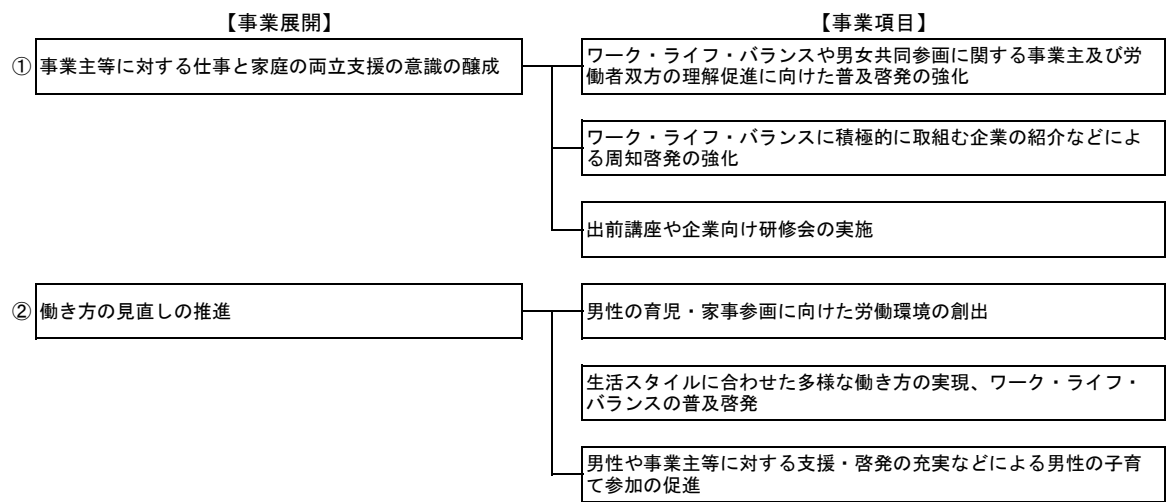


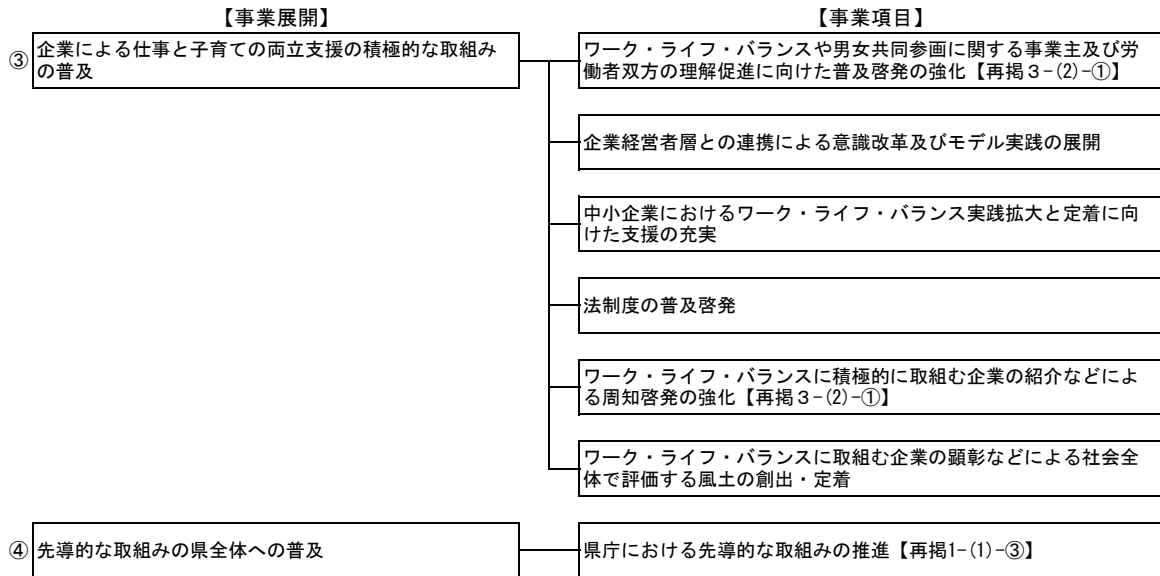
【基本の柱3】 仕事と家庭の両立支援の推進

推進方策（1） 両立を支援する保育サービス等の充実【重点施策】

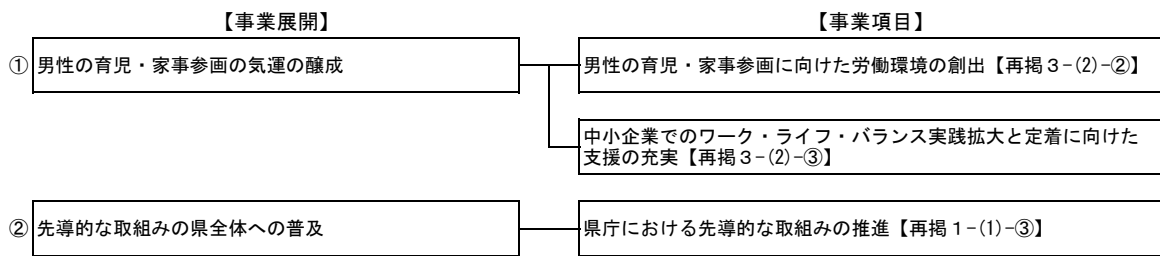


推進方策（2） 企業等におけるワーク・ライフ・バランスの取組強化【重点施策】

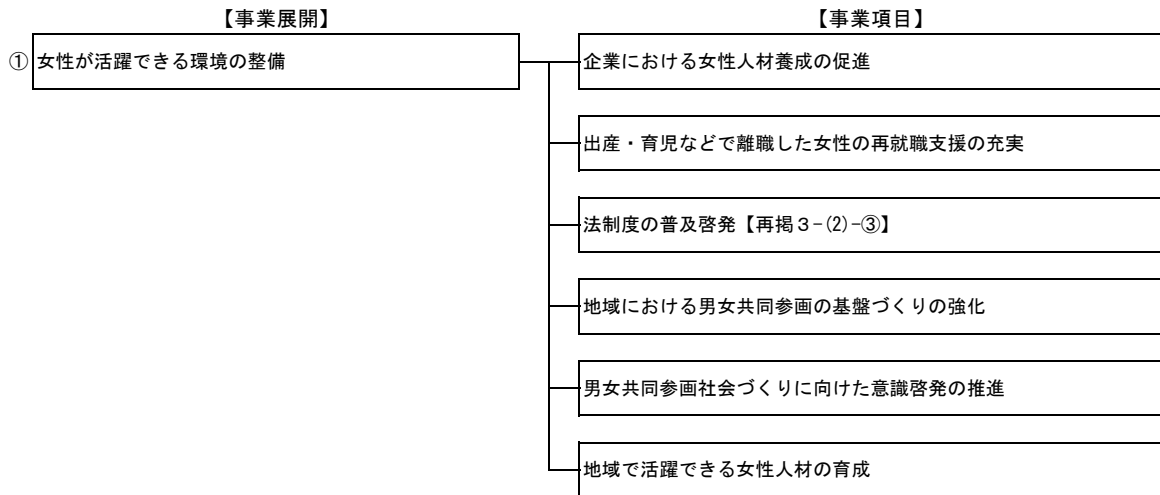




推進方策（3） 男性の育児・家事参画の促進【重点施策】



推進方策（4） 女性の活躍促進【重点施策】

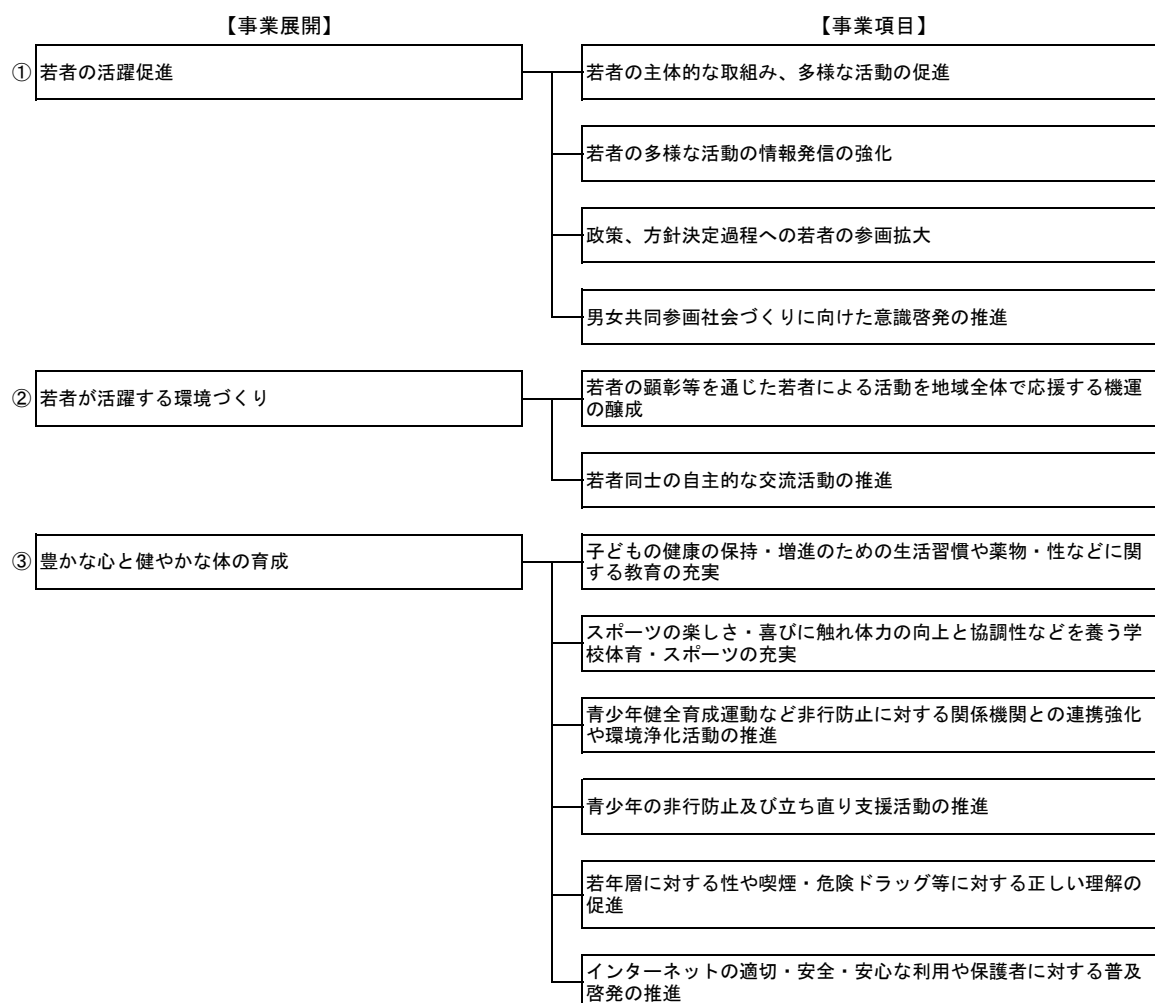


推進方策（5） 政策・方針決定過程への女性の参画促進

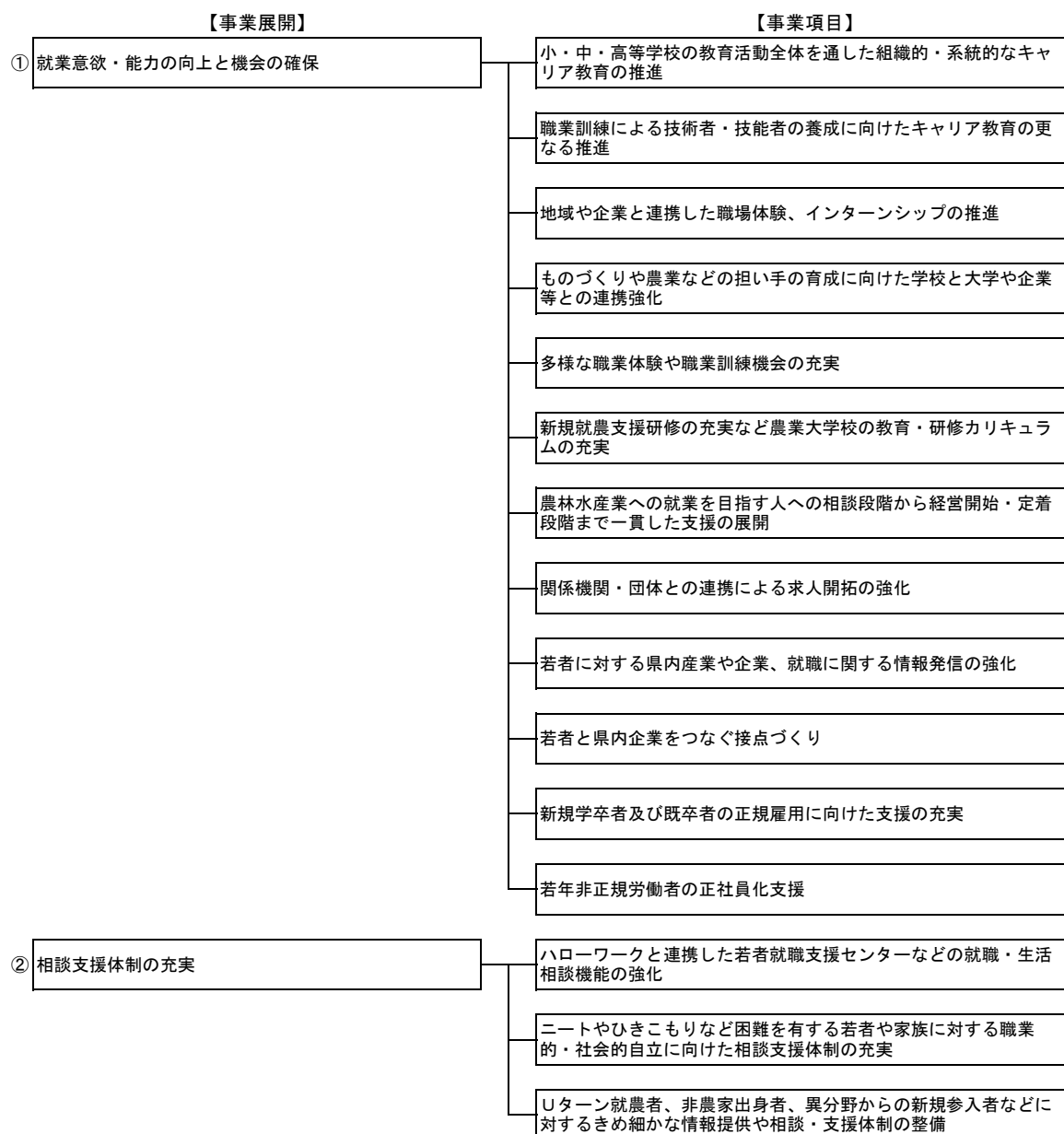


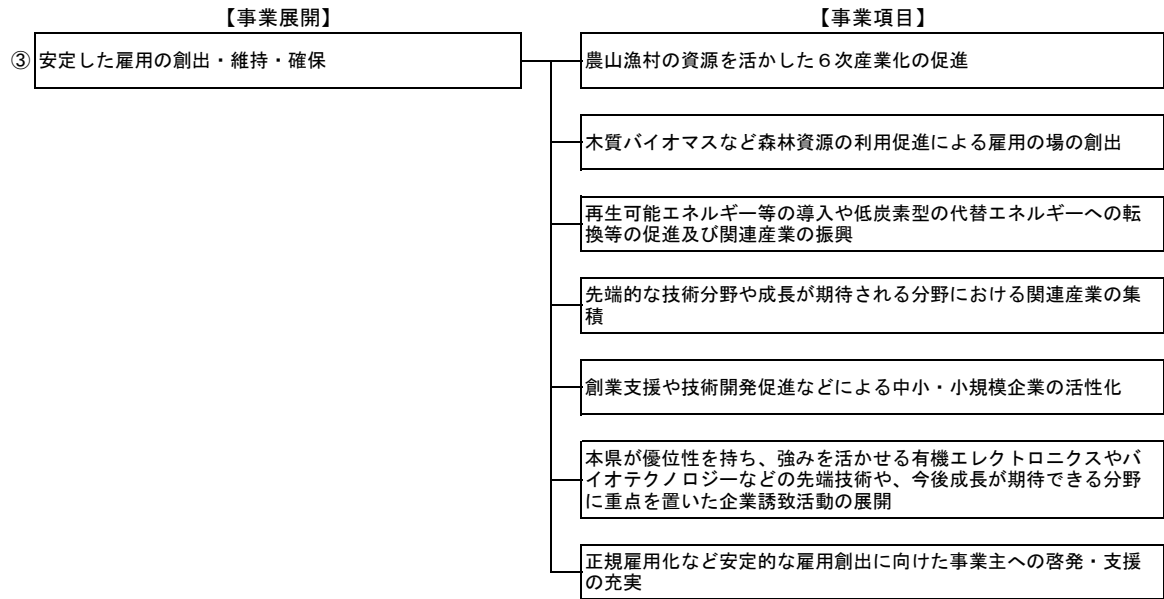
【基本の柱4】 若者が活躍できる環境づくりの推進

推進方策（1） 若者の意欲の醸成

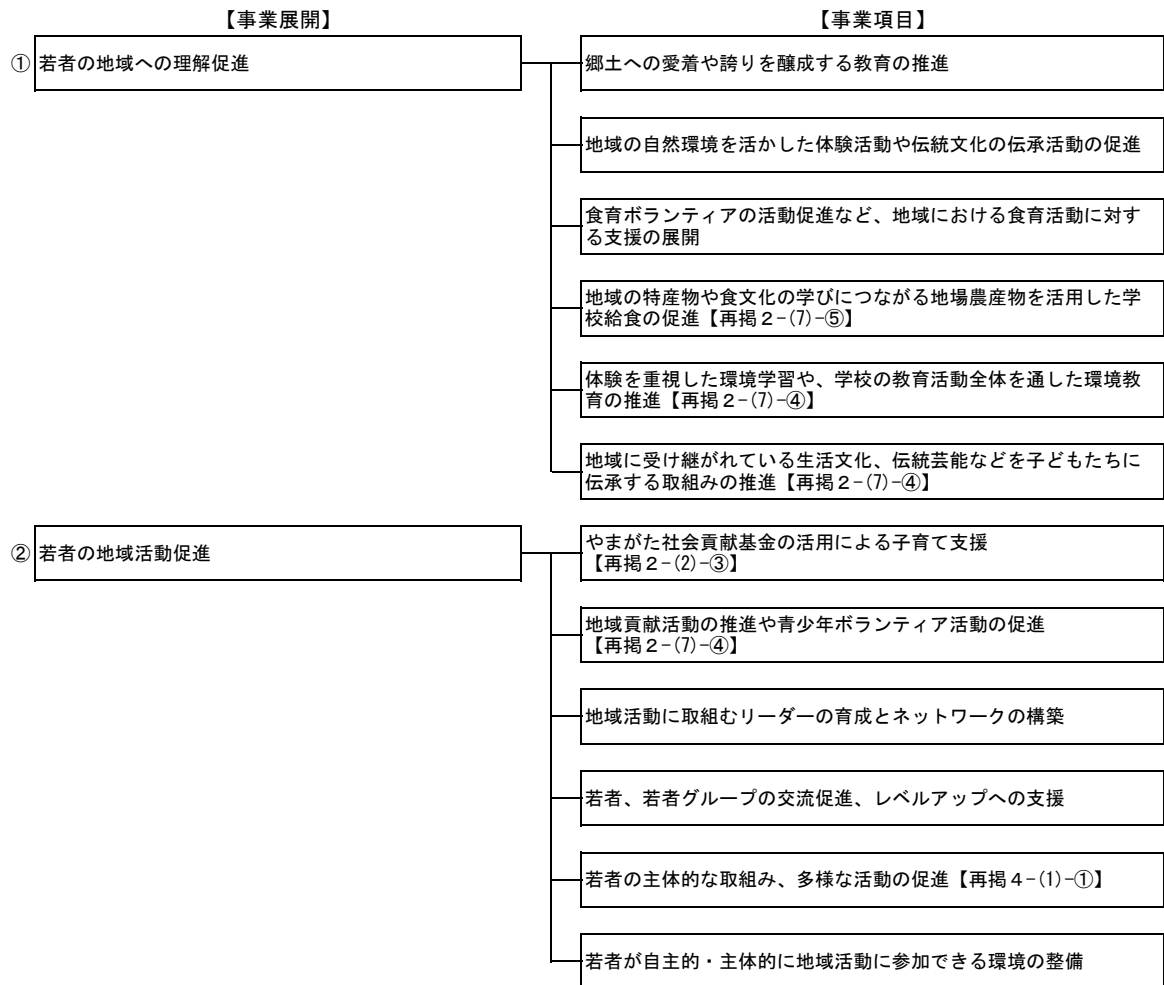


推進方策（２） 若者の生活基盤（雇用）の確保【重点施策】

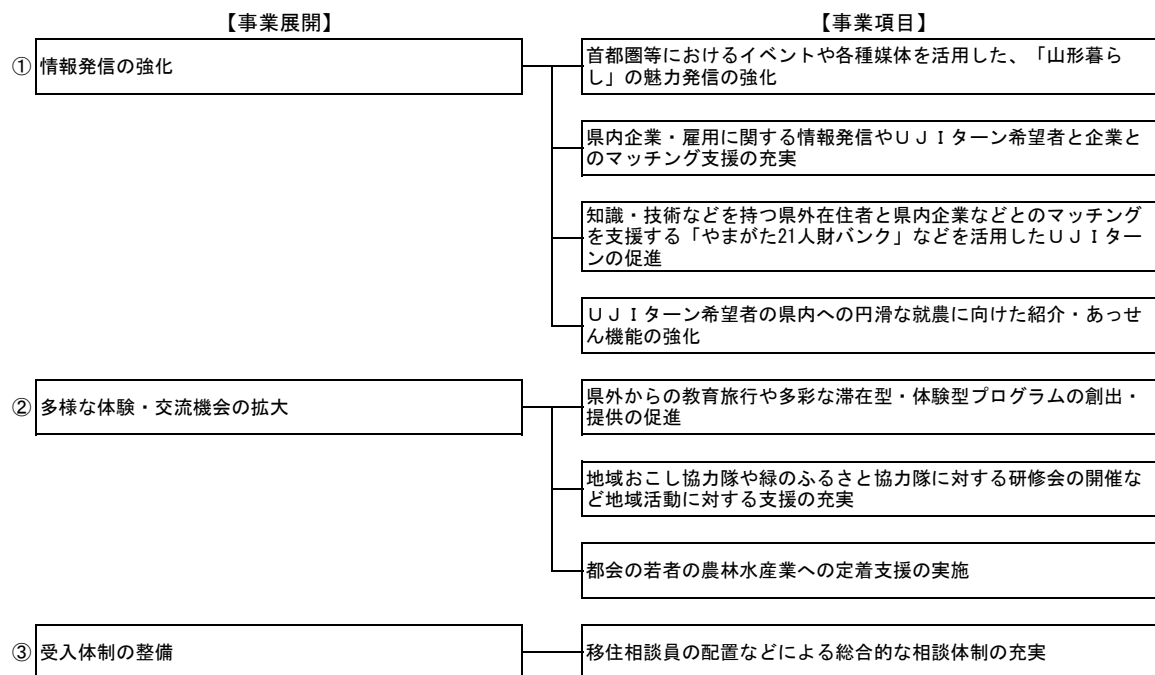




推進方策（3） 若者の地域への愛着や誇りの涵養【重点施策】



推進方策（４） UJIターンによる若者の県内移住促進 【重点施策】



(4) ライフステージに応じた施策の展開

施策は、子どもの成長に合わせて、子どもや子育て家庭が必要とする施策を切れ目なく、きめ細かく実施します。

	結婚	妊娠・出産	就学前	小学校	中学校	高校	若者	
結婚支援	出会いの提供		次代の親としての意識の醸成					
	オール山形による結婚支援							
子育て支援	医療等の支援		妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援					
			周産期医療体制の充実	小児医療等の充実				
			不妊治療支援	子育て支援医療給付				
	地域等の参画による支援		「地域みんなで子育て応援団」等による県民運動の展開					
			地域や企業の参画による子育て環境づくり					
			中高年層の参画による子育て支援					
			地域における多様な体験・交流活動					
			家族が支える子育て支援の推進					
			安心・安全に生活できるまちづくり					
			安全・安心な遊び場の整備					
経済的支援		保護や支援を要する子どもの養育環境の整備・						
		ひとり親家庭への支援						
		保育・医療に係る経費の支援						
		就園・修学に係る経費の支援						
		児童手当の支給		奨学金の貸与				
仕事と家庭の両立支援		保育サービスの充実・待機児童対策						
		多様な保育ニーズに応える環境整備						
企業の参画		企業等におけるワーク・ライフ・バランスの取組強化						
		男性の育児・家事参画、女性の活躍の促進						
若者が活躍できる環境づくり	次代の担い手育成		若者の地域活動への参画					
			若者の地域活動支援・顕彰等					
			豊かな心と健やかな体の育成					
			キャリア教育の推進				能力開発 就労支援	
			職場体験・インターンシップの推進				雇用の創出 維持・確保	
		郷土愛を育む教育・学習・活動				UJIターンによる 県内移住促進		

8 具体的な施策

基本の柱 1 結婚支援の充実・強化

現状と課題

本県の平均初婚年齢は、平成 25 年で男性が 30.5 歳（前年比 0.1 歳上昇）、女性が 28.8 歳（同 0.2 歳上昇）と上昇傾向を続けており、晩婚化が進行しています。

昭和 55 年では男性が 27.4 歳、女性が 24.9 歳であったので、30 年間で男性は 3.1 歳、女性は 3.9 歳、平均初婚年齢が上昇していることとなります。

また、婚姻件数は平成 25 年が 4,741 組（前年比△140 組）、婚姻率（人口千対）は 4.2（前年比△0.1）となっており、生涯未婚率も平成 22 年の調査では男性が 18.7%、女性が 6.9%と年々上昇が続いている状況となっています。

少子化の要因の一つとして、このような晩婚化・晩産化、未婚化が挙げられており、これらの進行を抑制するため、結婚支援を少子化対策・人口減少対策の大きな柱の一つとして、結婚適齢期にある独身者への支援、社会全体で結婚を応援する取組みに加え、若い世代を対象とした結婚観・家庭観を醸成することが求められます。

対応の方向

【推進方策(1)】 出会いから結婚までの継続的かつ総合的な支援

結婚を望む人の希望が叶うよう、「やまがた出会いサポートセンター」による支援や、結婚を社会全体で支援する体制づくりを推進します。

【推進方策(2)】

結婚観・家庭観の醸成のための将来を見据えたライフデザイン形成支援

家族の一員として家庭生活を大切にすることを育むことや、将来を見据えた人生設計を考える機会の提供により、次代の親として結婚を前向きに捉えられるよう意識の醸成を図ります。

◆事業展開① 出会いの提供・結婚支援の充実・強化

結婚や子育てに夢や希望を持つことのできる環境づくりに努め、結婚を望む人の希望が叶うよう、出会いの機会の拡大、結婚につながる支援の充実を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
オール山形による新たな結婚支援の仕組みづくり	子育て支援課	○市町村や民間団体等と連携した県民総ぐるみによる新たなサポート体制の構築
「やまがた縁結びたい」による仲人活動の推進	子育て支援課	○仲人活動者の広域的な独身者情報の共有による仲人活動の推進
県外女性をターゲットとした婚活の推進	子育て支援課	○県外女性と県内男性の出会いの場の提供
むらやま広域婚活実行委員会のサポート	村山総合支庁 子ども家庭支援課	○広域婚活に関する管内市町職員等のスキルアップのための研修会や情報交換会の開催
Uターン・Iターンを希望する若者の婚活支援	村山総合支庁 子ども家庭支援課	○市町村や民間団体等と連携して開催する、県外在住者を対象にした婚活イベントへの支援

◆事業展開② 結婚応援の気運醸成

自治体や企業、個人が連携し、若者が結婚を前向きに捉えられるよう意識啓発活動や、出会い・結婚につながる応援活動を展開するとともに、活動団体の連携強化と支援の充実による結婚応援気運の拡大を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
結婚を社会全体で応援する気運づくりの推進	子育て支援課	○市町村や民間団体等と連携した県民総ぐるみによる新たなサポート体制の構築 【再掲1-(1)-①】
企業との連携による結婚支援活動の展開	子育て支援課 庄内総合支庁 子ども家庭支援課	○企業に勤務する独身者に対する結婚支援の取組みのPRや参加しやすい環境づくり ○企業幹部社員を対象とした結婚サポーター養成講座開催による結婚しやすい職場環境づくりの啓発
地域が協働して取り組む婚活イベントの支援の充実	村山総合支庁 子ども家庭支援課	○地域づくりに取り組む若者を対象とする婚活支援の人材育成・組織づくり
出会いの場づくりなど結婚活動を応援する取組みへの助言・情報提供の充実	最上総合支庁 子ども家庭支援課 置賜総合支庁福祉課	○県や市町村等で組織する婚活推進組織による婚活事業のPR、助言、情報提供等

◆事業展開③ 先導的な取組みの県全体への普及

出会いの応援などの取組みのリード役となる行政や企業を創出し、その取組みを県全体へ普及拡大します。

事業構成	担当課	施策の概要
県庁における先導的な取組みの推進	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ○県庁職員を対象とした出会い応援体制の構築と出会いの機会を得やすい環境づくりの推進 ○県内企業等への普及拡大

推進方策(2)

結婚観・家庭観の醸成のための将来を見据えたライフデザイン形成支援

◆事業展開① 次代の親としての意識の醸成

男女が協力して家庭を築き、子どもを生き育てることの意義や、子どもや家庭の大切さに対する理解を深めるよう、乳幼児とのふれあい体験や、結婚、妊娠・出産、子育て、就労など自らのライフデザインを考える機会を持つことによる次代の親としての意識の醸成を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
小・中・高校生等が乳幼児や子育て中の親とふれあう機会の充実	子育て支援課 総合支庁 子ども家庭支援課 福祉課 義務教育課 高校教育課	○乳幼児との関わりを通して、将来自分が親になることを具体的に考える機会の提供 ○次世代に生命をつなぐことの大切さを考える教育の実施、性といのちの教育の着実な実施
高校生や大学生等を対象としたライフデザイン形成機会の提供	子育て支援課 高校教育課 庄内総合支庁 子ども家庭支援課	○結婚や子育てを含めた自らの将来を考える機会の提供及び若い時からの結婚観・家庭観の醸成 ○高校生が生命を継承していくことの大切さを学び、次代の親としての意識の醸成を図るための教材や資料集の作成、授業（家庭科）での実践 ○企業の若手社員を対象としたライフデザインセミナー開催による結婚に対する気運醸成
結婚・子育て・共働き・三世同居などについてのポジティブキャンペーンの展開	子育て支援課	○若者に対して結婚、妊娠・出産、地元での子育てに対するプラスイメージの情報発信 ○三世同居や近居などを活かした家族の支え合いによる子育ての情報発信
結婚観・家庭観の醸成のための子育て支援団体による主体的な取組みへの支援	村山総合支庁 子ども家庭支援課	○高校生を対象に、子どもを生き育てることや家庭を築くことの大切さなどを学び、子どもとのふれあいを体験する機会を提供する団体等への支援

現状と課題

本県の三世帯同居率は21.5%で全国第1位となっていますが、その割合は年々低下してきています。また、本県の1世帯当たり世帯人員数の平均をみると、昭和初期の6人台から年々減少し、昭和50年に4人を割り込むとその後減り続け、平成23年には3人を割る状況となっています。

さらに、母子家庭、父子家庭などのひとり親世帯が大幅に増加しています。

このような核家族化の進展、世帯あたりの人員数の減少、ひとり親世帯の増加による家族形態の変化は、子育ての負担が特に母親一人にかかる状況を招いています。

このような中、子育てに対する不安や負担感の解消を図るため、情報提供や相談機能の充実を図るとともに、地域における子育て支援や医療・保健・福祉のサポート、保育サービス、経済的支援、さらには安心して生活できる環境づくりを推進していくことが必要となります。

対応の方向**【推進方策(1)】 安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり**

安心して子どもを生み育てられる環境づくりのための、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援を推進します。

また、複雑化・多様化している子どもや子育てに関する相談に的確に対応するため、相談窓口との連携を強化し、子育ての不安や悩みに効果的に対応する体制の構築、情報発信の強化を図ります。

【推進方策(2)】 地域における子育て支援の充実

地域の人々の連携・協働による地域資源を活用した交流活動や、大家族による支え合い、地域の中老年層の子育てへの参画促進などの子育て支援の充実を図るとともに、県民総ぐるみで子育てを応援する取組みを展開します。

【推進方策(3)】 子育て家庭が安心・安全に生活できる環境づくり

安全で快適な子育て環境づくりのための親子の遊び場の整備や、通学路における安全・安心な歩行空間の整備を促進します。

【推進方策(4)】 子育て家庭等に対する経済的支援の充実

子育てにおいて負担となっている医療費や教育費等について支援を行うことにより、子育て家庭に対する経済的支援の充実を図ります。

【推進方策(5)】 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の生活を安定させ、安心して子育てすることができるよう、市町村と連携した生活支援と、家庭の状況に応じた職業支援を推進します。

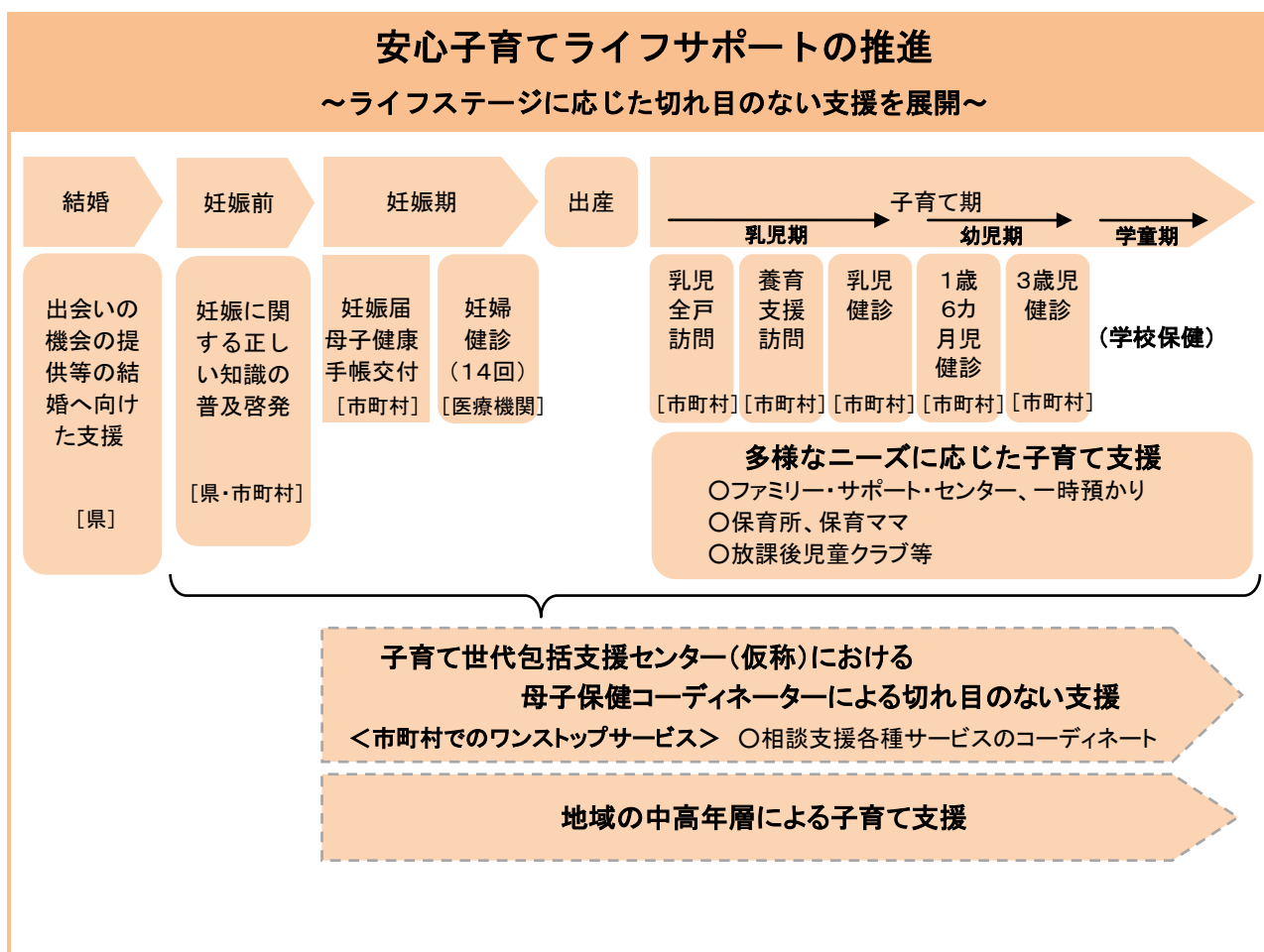
【推進方策(6)】 保護や支援を要する子どもの養育環境の整備

児童虐待を未然に防止する対策を推進するとともに、市町村や関係団体との連携により早期発見、早期対応、切れ目のない総合的な支援を講じるなど、地域全体で子どもを守る支援体制づくりを推進します。

【推進方策(7)】 学校・地域・家庭の連携による教育の展開

子どもたちが、基本的な生活習慣や社会人としての規範意識を身につける家庭の教育力の向上と、学校や地域の人々と連携した自然や文化を活かした体験活動、子ども同士や世代間の交流による子どもの健全育成を推進します。

■妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援 ～展開イメージ～



◆事業展開① 妊娠・出産・子育てに係る支援体制の充実

妊婦等の不安感、負担感の軽減や、不妊治療に関する情報提供、不妊に悩む世帯の治療に対する支援など、妊娠から子育てまでの継続的支援体制の充実を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
妊娠・出産や不妊治療に関する正しい知識の普及啓発	子ども家庭課	○妊娠・出産に関する正しい知識を身につけるための啓発リーフレットの作成・配布等
妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援	子ども家庭課 総合支庁 子ども家庭支援課 福祉課 地域保健予防課	○市町村における妊娠から出産、子育て期にわたり支援を行う「子育て世代包括支援センター（仮称）」の整備への支援 ○相談や支援を行う人材の育成 ○気軽な雰囲気の中で妊娠・出産等を学ぶ「妊活カフェ」等の開催 ○妊産婦メンタルサポート事業の実施
不妊治療支援に対する支援の充実と受診しやすい環境づくり	子ども家庭課	○不妊治療に関する普及啓発、不妊専門相談センターの設置、不妊治療費助成に関する周知広報

◆事業展開② 周産期医療体制の充実

リスクの高い妊産婦や新生児などに高度な専門的医療を適切に提供することにより、安心して出産できるよう、総合的な周産期医療提供体制の機能強化を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
周産期医療提供体制の機能強化	地域医療対策課 県立病院課	○周産期医療関係機関の連携体制強化と関係医療従事者の資質向上 ○妊娠、出産から新生児に至るまでの高度・専門的かつ総合的な医療を推進する周産期・救急医療体制の充実を図るため県立中央病院に開設した総合周産期母子医療センターの運営 ○地域周産期母子医療センターの運営に対する支援
N I C U長期入院児の退院後の在宅医療支援	子ども家庭課 地域医療対策課	○保健・医療・福祉相互の連携によるN I C U等長期入院児の退院後の在宅医療・在宅療養支援

◆事業展開③ 小児医療等の充実

次代を担う命を守り育て、子育ての安心感を確保するため、医療従事者の確保、医療体制の充実強化を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
小児救急医療を含めた総合的な小児医療体制の充実強化	地域医療対策課	○地域の医療機関等による小児救急医療体制整備のための取組み支援
医療従事者の確保	地域医療対策課	○県内で小児科・産婦人科に従事する意思を有する医学生に対する修学資金の貸与

◆事業展開④ 子どもや子育てに関する情報提供の推進

妊娠・出産、子育ての不安感・負担感を軽減するための各種媒体を活用した情報発信を強化し、子育て支援サービスの利用促進を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
妊娠・出産・子育てに関する各種媒体を活用したきめ細かな情報提供の強化	子育て支援課	○Webサイト（山形みんなで子育て応援団等）や県広報誌、子育て情報誌を活用した積極的な情報発信
妊娠・出産・子育てなどに関する相談支援窓口の周知啓発の強化	子ども家庭課	○Webサイト（ママの安心ナビゲーション）等を利用した情報発信の強化

◆事業展開⑤ 子育てに関する相談機能の充実

安心して妊娠・出産、子育てができるように正しい知識の普及啓発と、相談支援体制の充実を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
妊娠期から子どもの成長段階に応じた相談への対応や専門・関係機関との連携による支援体制の充実	子ども家庭課 総合支庁 子ども家庭支援課 福祉課 地域保健予防課	○妊娠から出産、子育てまでの様々な相談への対応 ○専門機関・関係機関との連携による支援体制の充実
子育て中の親子が集う居場所づくりの推進	子育て支援課	○子育て支援センター等における親子の交流、育児相談や指導、子育て情報の提供等の育児支援
不妊に関する正しい理解の促進と相談体制の整備	子ども家庭課 総合支庁 子ども家庭支援課 地域保健予防課	○不妊治療に関する普及啓発、不妊専門相談センターの設置、不妊治療費助成に関する周知広報【再掲2-(1)-①】
小児救急電話相談体制等の充実	地域医療対策課	○保護者の不安解消を図る小児救急電話相談の実施 ○急病時の対応方法をまとめたガイドブック等を活用した小児救急医療に関する知識の普及啓発

◆事業展開① 社会全体で子どもを育てる気運の醸成

子どもの成長や子育てを社会全体で支援する気運を醸成するため、県民総ぐるみで子育てを支援する取組みを推進するとともに、子育て家庭を見守り、支える地域づくりや、学校と地域の人々、団体などの連携による子育て支援活動を促進します。

事業構成	担当課	施策の概要
県内4地域での「地域みんなで子育て応援団」などによる子育て県民運動の展開強化	子育て支援課 総合支庁 子ども家庭支援課 福祉課	○子育て応援イベント等における子育て支援活動の周知、普及啓発 ○地域の様々な団体を取り込んだ県内4地域の「地域みんなで子育て応援団」による子育て応援イベントの実施や専用ホームページ等による子育て支援情報の発信
保護が必要な子どもの社会的養護における家庭的な養育環境づくりの促進	子ども家庭課	○里親制度の積極的な活用や児童養護施設等の小規模化、地域分散化等による家庭的な雰囲気の中で安心して生活できる環境の整備
学校における地域と連携したいじめ防止の推進など、社会全体で子どもをいじめから守る県民運動の推進	若者支援・男女共同 参画課 義務教育課 高校教育課 県警少年課	○いじめ防止対策の推進に向けた条例及び基本方針に基づいた組織的・実効的な取組みの推進 ○“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動の展開 ○児童生徒による活動の積極的な情報発信
見守り隊などの子どもの安全・安心確保に向けた地域住民の積極的なボランティア活動の促進	スポーツ保健課 県警生活安全企画課	○学校安全ボランティア養成講習会の開催による子どもを地域で見守る体制の強化
学校と地域との連携・協働の推進	義務教育課 高校教育課 生涯学習振興室	○「やまがた教育の日」「やまがた教育月間」を契機とした社会全体で教育を支える気運の醸成 ○学校情報の積極的な発信や、地域住民の意見の反映による「開かれた学校づくり」の推進 ○地域ぐるみで子どもを育む「放課後子ども教室」の推進 ○学校と家庭・地域が連携・協働して、社会全体で教育活動を支援する仕組みの構築
中高年層の地域における子育て支援への参画	子育て支援課	○「子育て支援員制度」等を活用した子育てや社会経験が豊富な中高年層の子育て支援の活躍促進
地域や企業の参画による環境づくりの推進	子育て支援課 生涯学習振興室	○「地域みんなで子育て応援団」における地域の特色を活かした子育て応援活動の推進 ○町内会やNPO、PTA、企業などによる社会全体で子育てを支える環境づくりの推進

◆事業展開② 子どもや子育て家庭に対する応援活動の推進

地域資源を活用した自然体験、交流活動など自然豊かな山形の風土を活かした子どもの成長の機会を提供します。

事業構成	担当課	施策の概要
地域資源を活用した体験・交流の促進など山形らしさを活かした子育て活動の推進	子育て支援課	○NPOや団体、市町村との協働による地域に根ざした子育て支援活動の充実
幼児期における「人やモノ、自然とのかかわり」を大切にしたい親子の体験活動の推進	文化財・生涯学習課 生涯学習振興室 子育て支援課	○親子のふれあいを大切にした「幼児共育ふれあい広場」の開催 ○青少年教育施設における幼児・親子を対象とした体験活動の実施

◆事業展開③ 多様な主体との連携による子育て支援体制の強化

NPOやボランティア、子育て支援団体の立ち上げや活動が円滑に実施できるよう必要な支援を行うとともに、市町村等と連携を促進し、社会全体に子育て支援の輪を広げたいきめ細かな支援活動を推進します。

事業構成	担当課	施策の概要
やまがた社会貢献基金の活用による子育て支援	県民文化課	○子育て支援を行うNPOなどの取組みに対する助成
NPOやボランティアなどの子育て支援団体の立ち上げや活動に対する支援の充実	子育て支援課	○市町村がNPO等と連携して実施する子育て支援事業への支援
地域の子育て支援体制の充実に向けた市町村、関係団体、NPOなどの連携促進	総合支庁 子ども家庭支援課 福祉課	○地域の様々な団体を取り込んだ県内4地域の「地域みんなで子育て応援団」による子育て応援イベントの実施や専用ホームページ等による子育て支援情報の発信 【再掲2-(2)-①】
子育て支援者のスキルアップに向けた研修会の開催や支援の推進	置賜総合支庁 地域保健予防課	○保育士等を対象とした、ケース検討会や心理職による助言指導の実施

◆事業展開④ 家族が支える子育て支援の促進

家族の絆を大切にする三世同居などの山形ならではの家族や地域の支え合う文化・特性を活かし、安心して子どもを生み育てられるよう支援します。

事業構成	担当課	施策の概要
三世同居等に向けた情報発信	子育て支援課	○世代間で支え合う暮らし方の良さの周知による三世同居や近居への意識の醸成

◆事業展開① 子育てにやさしいまちづくり

安全で安心できるゆとりある環境を整備し、子育て中の親子が安心して外出できるように、バリアフリー化の促進や、通学路の歩道整備、地域住民で子どもの安全を見守る体制の充実、さらには良好な居住環境の整備、住宅支援など子育てにやさしいまちづくりを推進します。

事業構成	担当課	施策の概要
安全で安心なまちづくりの推進	くらし安心課	○「山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例」に基づく施策の総合的な推進
交通安全県民運動の推進	くらし安心課	○関係機関・団体と連携した交通安全県民運動の推進 ○交通安全に関する各種広報啓発活動の実施
通学路における総合的な安全対策の推進	スポーツ保健課 道路整備課 県警交通規制課	○学校関係者、警察、道路管理者の連携による通学路の安全確保の推進 ○合同点検、各種安全対策の継続実施と検証に基づく追加対策
通学路における安全な歩行空間の整備推進	道路整備課 県警交通規制課	○子供たちが安心して通学できる歩行空間の整備 ○地域の要望を踏まえた、通学路における横断歩道・信号機の設置や横断歩道の塗り直し、速度規制等の交通規制の検討
見守り隊などの子どもの安全・安心確保に向けた地域住民の積極的なボランティア活動の促進【再掲2-(2)-①】	スポーツ保健課 県警生活安全企画課	○学校安全ボランティア養成講習会の開催による子どもを地域で見守る体制の強化 ○見守り隊リーダー研修会や青パト従事者への講習会における、ボランティア活動の要領等の指導 ○声かけや犯罪の発生等各種情報の迅速な提供による活動の活性化
地域ぐるみの学校安全体制整備及び県と市町村の連携による学校安全体制の整備推進	スポーツ保健課	○地域学校安全指導員の配置及び市町村教育委員会学校安全担当者との連絡協議会の開催による学校安全体制の整備
安全・安心な遊び場の整備推進	都市計画課	○遊具などの老朽化した公園施設の改築・更新による安全・安心な遊び場の提供
子育て世帯等の多様なニーズに合わせた居住環境づくりの推進	建築住宅課	○県営住宅への入居に係る優遇措置 ○住宅の新築等に対する支援（利子補給）
空き家活用による若者世帯等に対する住宅支援の展開	市町村課 子ども家庭課 建築住宅課	○母子家庭等を対象とするシェアハウス等に関する調査研究 ○空き家のリフォームに対する支援（補助、融資）
三世帯同居等を支える住宅支援	建築住宅課	○住宅の新築(建て替え)に対する支援（利子補給）【再掲】 ○住宅のリフォームに対する支援（補助、融資）

◆事業展開② 安全教育の推進

子どもの交通事故の予防や、子どもの犯罪被害防止のため、子どもの危険予測、回避能力を高める安全学習、安全指導を推進するとともに、子ども自身の意識を高める教育などを推進します。

事業構成	担当課	施策の概要
交通安全教育、活動の推進	くらし安心課	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児・児童・生徒に対する交通安全教室の開催等による交通安全教育の強化 ○家庭におけるしつけとしての交通安全教育を推進するため、交通安全母の会との連携強化
ライフステージに合わせた消費者教育の推進及び地域や家庭での取組み支援	くらし安心課	<ul style="list-style-type: none"> ○「山形県消費者教育推進計画」に基づき、消費生活出前講座や県ホームページを活用した情報提供等により消費者教育を推進
危険予測・危険回避能力の育成と自他の命を尊重する安全教育の推進	スポーツ保健課	<ul style="list-style-type: none"> ○「防災教育指導の手引き」や「防災教育用啓発資料」等の活用 ○学校における防犯教室や様々な災害等を想定した避難訓練の実施による安全教育の充実

◆事業展開① 保育・医療に係る経費の支援

妊娠・出産、子どもの医療費などに対する助成制度の充実を図るとともに、保育に係る経費に対する支援など、子育てに係る経済的負担感の軽減を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
保育料等に対する支援の実施 や子育て支援医療制度の充実	子育て支援課 子ども家庭課 総合支庁 子ども家庭支援課 福祉課 地域保健福祉課	○同一世帯で複数の児童が保育所、幼稚園及び届出保育施設等(※)を利用している場合に、2人目以降の利用料を軽減 ○乳幼児から中学生までの保険診療に係る自己負担額について助成する市町村に対する支援
不妊に悩む世帯の経済的負担の軽減や治療の成果につながる効果的な支援策の検討・実施	子ども家庭課 総合支庁 子ども家庭支援課 地域保健予防課	○医療保険が適用されない配偶者間の特定不妊治療に要する経費の支援等

※届出保育施設等：保育を目的とする施設で県の認可を受けていない施設

◆事業展開② 子育て家庭への手当の支給による支援等

児童扶養手当の支給や、生活や子どもの就学に必要な資金等の貸付等により、ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するとともに、子育てに係る負担の軽減を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
ひとり親家庭に対する生活・自立支援の展開	子ども家庭課	○ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の派遣をはじめ、市町村が行う生活支援講習会や子ども達への学習支援への支援、資金の貸付や児童扶養手当の支給等の経済的支援

◆事業展開③ 就園・就学に係る経費の支援

同時に2人以上就園させる場合の保育料負担の軽減や、経済的な理由により就学が困難な生徒等に対する就学資金の貸付による支援を行います。

事業構成	担当課	施策の概要
複数園児の同時就園に対する保育料負担の軽減	子育て支援課	○幼稚園に同時在園している多子世帯に対して保育料を軽減

<p>高等学校等の授業料の減免や奨学金などによる修学支援の展開</p>	<p>教育庁総務課 高校教育課 学事文書課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○授業料の負担軽減のための就学支援金による支援 ○授業料以外の教育費負担軽減のための奨学のための給付金による支援 ○経済的な理由により修学が困難な生徒を支援するための貸付け ○私立高校生の授業料の負担軽減のため、就学支援金への上乗せ助成を所得に応じて実施
-------------------------------------	-----------------------------------	--

◆事業展開① 生活支援・経済的支援の推進

ひとり親家庭が安心して子育てができるよう、市町村と連携した生活支援や、生活の安定と自立が可能となるよう、児童扶養手当の支給や、資金貸付等による支援を実施します。

事業構成	担当課	施策の概要
ひとり親家庭に対する生活・自立支援の展開 【再掲2-(4)-②】	子ども家庭課	○ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の派遣をはじめ、市町村が行う生活支援講習会や子ども達への学習支援への支援、資金の貸付や児童扶養手当の支給等の経済的支援

◆事業展開② ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立を促進するための生活支援、就業支援等を実施します。

事業構成	担当課	施策の概要
母子家庭等就業・自立支援センターによる就業支援	子ども家庭課	○母子家庭等就業・自立支援センターでの就業相談、就業支援セミナーの開催、就職情報の提供等
母子家庭等対象シェアハウスの調査検討	子ども家庭課	○母子家庭等を対象とするシェアハウス等に関する調査研究【再掲2-(3)-①】

◆事業展開① 児童虐待の予防、早期発見、早期対応の推進

児童虐待の防止に向けた発生予防、早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制の充実強化を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
虐待防止に関する啓発の強化	子ども家庭課 義務教育課 高校教育課 県警少年課	○関係機関との連携した児童虐待防止キャンペーンの実施等による普及啓発の強化
虐待の早期発見・早期対応に向けた市町村や関係団体等との連携強化	子ども家庭課 義務教育課 高校教育課 県警少年課	○各市町村の要保護児童対策地域協議会の活動促進と円滑な運営に係る支援、市町村担当職員や主任児童委員等を対象とする研修会の開催 ○要保護児童対策地域協議会を中心とした市町村、児童相談所、学校、警察等関係機関における支援が必要な児童の情報共有化など連携の強化
DV防止に向けた若年層への意識啓発の強化	若者支援・男女共同参画課 高校教育課 県警生活安全企画課	○高校生や学生を対象としたデートDV防止に係る出前講座の実施 ○防犯講話等を通じた啓発活動の推進
虐待やDVに関する切れ目のない総合的な相談支援体制の充実	子ども家庭課 義務教育課 高校教育課 県警生活安全企画課 県警少年課	○婦人相談所、各地域のDV相談支援センターによるDV相談への対応 ○DV被害者支援に係る関係機関のネットワークによる地域毎の体制の強化 ○要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関の連携の強化による総合的な相談支援の実施 ○警察相談専用電話（#9110）の広報促進

◆事業展開② 社会的養護体制の充実

児童の健全な発達と自立への支援のための保護と、児童が安心して生活できる環境と処遇の充実に努めます。

事業構成	担当課	施策の概要
保護が必要な子どもの社会的養護における家庭的な養育環境づくりの促進 【再掲2-(2)-①】	子ども家庭課	○里親制度の積極的な活用や児童養護施設等の小規模化、地域分散化等による家庭的な雰囲気の中で安心して生活できる環境の整備
虐待被害者（児）の安全確保のための迅速な対応と保護機能の充実	子ども家庭課 義務教育課 高校教育課 県警少年課	○児童福祉司補助員の配置等による児童相談所の緊急対応機能の強化や施設入所児の安心・安全の確保のための取組みの実施等 ○関係機関との連携による立入調査や臨検・捜索、一時保護等、児童の安全確保に向けた迅速な対応
保護児童の家庭復帰・自立やDV被害者の自立に向けた支援の充実	子ども家庭課	○児童相談所や婦人相談所におけるカウンセリング機能の強化 ○児童養護施設等入所児童等の大学等への進学支援や普通自動車免許取得への支援による就業支援等の実施
子どもの貧困対策の推進	子ども家庭課	○子どもの貧困対策に係る県計画の策定及び計画に基づく関連施策の着実な推進
家庭的養護の推進	子ども家庭課	○里親の新規開拓や里親と児童のマッチングを円滑に進めるための仕組みづくりなど、里親やファミリーホームへの委託を促進する環境の整備 ○児童養護施設等の小規模化や地域分散化の促進

◆事業展開③ 児童相談所及び市町村の連携体制の強化

きめ細かな対応が行われるよう、児童相談所の専門的機能の強化とともに、市町村職員等の資質向上と、市町村が行う相談・支援との連携強化のための取組みの充実に努めます。

事業構成	担当課	施策の概要
行政や支援団体等の職員の虐待対応に関する資質向上に向けた取組みの充実	子ども家庭課 義務教育課 高校教育課 県警少年課	○児童虐待の早期発見、早期対応、適切な保護指導、自立の支援のための関係機関と連携した研修会の実施

◆事業展開④ 不登校対策の充実

不登校に悩む児童生徒に対する適切な対応のため、教育相談体制、学習支援体制の整備・強化を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
教員やスクールカウンセラーの配置など不登校・別室登校児童生徒への支援の充実	義務教育課 高校教育課	○関係機関と連携した各学校における教育相談や学習支援体制の構築による組織的・計画的な生徒指導の推進 ○スクールカウンセラー等の配置による不登校等の困難を抱える児童生徒の適切な支援

◆事業展開⑤ 特別支援教育の充実

障がいのある幼児児童生徒の自立と社会参加に向け、それぞれの学びの場において支援体制づくりを進め、子どもの実態や特性、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
特別支援学級における少人数学級編製の推進	特別支援教育室	○児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育内容の充実 ○個別の指導計画や教育支援計画の作成・活用と引継ぎ
医療・保健・福祉等と連携した就学前からの支援の充実	特別支援教育室	○幼稚園・保育所等における支援体制の整備 ○関係機関との連携による早期からの一貫した支援体制の構築とその成果の発信
小・中学校、高等学校における児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応える支援の充実	特別支援教育室	○特別な教育的ニーズに応えるための校内体制の機能強化 ○ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善

◆事業展開⑥ 障がいのある児童への支援

障がいのある人もない人も同じように生活し、活動できる環境づくりのため、専門的な支援体制や障がいの早期発見・早期対応に向けた体制の充実を図り、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した支援を保健・医療・福祉・教育分野などが連携し推進します。

事業構成	担当課	施策の概要
発達障がい児（者）の早期支援体制整備	障がい福祉課	○乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の構築

親や保育士等による発達障がい等への気づきや理解を促すための研修や療育支援の充実	障がい福祉課 子育て支援課	○市町村担当者及び保育園・幼稚園担当者等を対象とした理解促進を図るための研修会の開催
障がい児保育に対する支援の充実	子育て支援課 障がい福祉課	○児童館、へき地保育所及び届出保育施設等における障がい児の受入に対して、その経費を助成
障がい児の保育や支援に関わる人材の理解促進及び資質向上のための研修の充実	庄内総合支庁 子ども家庭支援課 障がい福祉課 子育て支援課	○気になる子の療育支援事業の実施 ○障がいのある児童に対応する知識の習得を図るため、保育士を対象にした研修会を開催
発達障がいに関する理解促進や正しい知識の普及啓発の充実	総合支庁 子ども家庭支援課 福祉課 地域保健予防課 障がい福祉課 特別支援教育室	○発達障がい支援シリーズ基礎講座の実施 ○圏域における取組状況や課題を把握するとともに、支援機関を対象とした研修会の開催 ○特別支援学校のセンター的機能を活用した支援体制の整備

◆事業展開① 家庭や地域の教育力の向上

学校と家庭・地域が連携して地域の子どもたちを育むよう、社会全体で学校や地域での教育活動を総合的に支援する仕組みを構築し、その普及や取組みを推進します。

事業構成	担当課	施策の概要
家庭教育に関する学習機会の充実及び情報提供・相談支援体制の強化	生涯学習振興室 子ども家庭課	○子どもの発達に応じた親等への学習機会の提供・充実 ○家庭教育電話相談（ふれあいほっとライン）の実施 ○ひとり親家庭の子どもや児童養護施設入所児等に対する学習支援の実施
幼児期における「人やモノ、自然とのかかわり」を大切にしたい親子の体験活動の推進 【再掲2-(2)-②】	文化財・生涯学習課 生涯学習振興室 子育て支援課	○親子のふれあいを大切にした「幼児共育ふれあい広場」の開催 ○青少年教育施設における幼児・親子を対象とした体験活動の実施
放課後や週末などにおける子どもと大人の交流の場の創出	生涯学習振興室 子育て支援課	○地域ぐるみで子どもを育む「放課後子ども教室」の推進
放課後児童クラブとの連携を図りながら、放課後子ども教室の実施・拡充への支援の充実	生涯学習振興室 子育て支援課	○担当部局間の連携による、市町村の実情に応じた放課後子ども教室と放課後児童クラブの展開に対する支援を実施 ○コーディネーター及び指導者等を対象とした研修会の開催

◆事業展開② 幼児教育の推進

幼児期は、人間としての基礎を培う重要な時期であることから、自主性と他を思いやる心、人と関わる力や思考力、規範意識の芽生えや感性、表現する力など、人間力の基礎を育む教育を充実するための取組みを推進します。

事業構成	担当課	施策の概要
「家庭」「幼稚園・保育所等」「地域」の連携による幼児教育・幼児共育の推進	生涯学習振興室 義務教育課 子育て支援課	○幼保小連携スタートプログラムに基づいた研修の充実や関係機関との連携強化 ○親子のふれあいを大切にした「幼児共育ふれあい広場」の開催
幼児教育を推進する指導者の資質向上のための研修機会の充実	義務教育課 子育て支援課	○幼稚園・小学校教諭と保育士による合同研修会の開催

◆事業展開③ 子育てしやすい教育環境の整備

時代の変化や生徒・保護者の教育ニーズの多様化に対応した特色のある教育活動を展開している私立学校に対し、各学校の特色ある教育を支援するための助成を行うほか、経済的な理由により就学が困難な生徒等に対する就学資金の貸付による支援を行います。

事業構成	担当課	施策の概要
高等学校等の授業料の減免や奨学金などによる修学支援の展開【再掲2-(4)-③】	教育庁総務課 高校教育課 学事文書課	○授業料の負担軽減のための就学支援金による支援 ○授業料以外の教育費負担軽減のための奨学のための給付金による支援 ○経済的な理由により修学が困難な生徒を支援するための貸付け ○私立高校生の授業料の負担軽減のため、就学支援金への上乗せ助成を所得に応じて実施【再掲2-(4)-③】
私立学校に対する支援による多様な教育の推進	学事文書課	○私立学校の教育条件の維持向上及び特色ある教育を支援するため、運営費に対する助成を実施

◆事業展開④ 地域における多様な体験・交流活動の促進

地域の自然・文化に触れる体験や地域の人々との交流など、地域の特色・資源を活かした活動を促進することにより、郷土に誇りと愛着を持ち、地域で活躍する人、地域とつながる人を育成します。

事業構成	担当課	施策の概要
地域住民による地域文化の伝承活動の促進	文化財・生涯学習課 生涯学習振興室	○地域の伝統文化の保存・継承のための指導者研修会の開催 ○地域ごとの民俗芸能団体ネットワーク構築による伝承者の確保 ○地域団体等と連携した取組みの推進（情報提供、活動支援、相談受付 等）
地域の歴史や文化、産業の学びを通じた地域住民との「かかわり」の機会の充実	生涯学習振興室 義務教育課 高校教育課	○郷土を理解し大切にす心の育成、多様な地域資源を活用した体験活動の充実 ○「ふるさと塾」の取組みを通じた指導者と後継者の育成、伝統文化の素晴らしさ・大切さの再認識
地域に受け継がれている生活文化、伝統芸能などを子どもたちに伝承する取組みの推進	文化財・生涯学習課 生涯学習振興室	○「ふるさと塾」の取組みの推進による郷土愛の醸成と地域住民が指導者として子どもたちに関わる機会の提供 ○地域団体と青少年教育施設等が連携した地域の生活文化・伝承芸能等を学ぶ体験活動の実施

地域貢献活動の推進や青少年ボランティア活動の促進	生涯学習振興室	○研修・交流機会の提供によるボランティアリーダーの育成と中・高校生のボランティア活動体験機会の拡充
体験を重視した環境学習や、学校の教育活動全体を通じた環境教育の推進	環境企画課 循環型社会推進課 みどり自然課 義務教育課 高校教育課 文化財・生涯学習課	○飛島を舞台とした環境教育や森林環境学習等の実施による体験型環境学習の推進 ○山形県環境教育指針及び地域・学校の実情に基づいた実践的・体験的な環境教育の推進 ○学校と少年自然の家が連携した体験活動プログラムの開発・実施

◆事業展開⑤ 食育の推進

子どもの心身の健康の保持増進を図っていくため、食の基本的習慣を身に付け、食に関心を持ち、食を楽しみ、食を学び伝えることなどの取組みを推進するとともに、家族団らんの大切さなどの普及啓発を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
家族そろって楽しく食事をする「家族団らんの日」の啓発強化など、食育を実践する気運の醸成	6次産業推進課	○食育に関するイベントや「家族団らんの日」にあわせた地産地消ウィークの展開など機会を捉えた普及啓発
地域の特産物や食文化の学びにつながる地場農産物を活用した学校給食の促進	6次産業推進課 スポーツ保健課	○学校給食における県産農林水産物の利用拡大や県産加工品を導入する市町村への支援 ○地場農産物を活用した学校給食による地域文化の理解促進及び生産者への感謝の心の育成
児童生徒や親子を対象とした料理教室や料理イベントの開催など、地域に受け継がれている食を楽しむ食を学ぶ機会の創出	スポーツ保健課	○栄養教諭を中心とした学校・家庭・地域の連携による食育の充実

現状と課題

本県の女性の労働力率は、全国に比べ各年代とも高く、働く女性が多い現状にあります。共働き世帯率は55.1%であり、全国第2位となっています（平成22年国勢調査）。さらに、子どものいる夫婦に限ってみると72.8%と、その割合はより高くなり、全国平均54.0%を大きく上回っています。

また、出産や子育て期にあっても就業している女性の割合は高く、全国に比べて労働力の落ち込みが小さくなっており、働きながら子育てをする女性が全国に比べ多い現状があります。

育児休業取得率については、女性が87.3%と8割を超えており、全国平均を上回っていますが、男性は0.7%と全国平均を下回っている実態があります。（平成25年山形県労働条件等実態調査）

夫婦が共に働き、共に子育てができる職場環境を実現するには、子どもを持つ男性にとっても、家族と過ごす時間や、親としての責任を果たすことができる時間が確保できる働き方が求められます。

仕事と家庭の両立を推進していくためには、両立を支援する保育サービスの充実とともに、企業における育児をサポートする取組みの強化と、女性の活躍を促進するための男性の働き方の見直しなど、両立を支援する職場環境が求められます。

対応の方向**【推進方策（1）】 両立を支援する保育サービス等の充実**

就業形態の多様化に対応し仕事と子育ての両立を図るため、家庭環境や子どもの年齢などにより多様化する保育需要に対応した保育サービスの充実を図ります。

【推進方策（2）】 企業等におけるワーク・ライフ・バランスの取組強化

子育てしながら働きやすい環境づくりのための企業に対する意識改革の取組みと、女性の活躍促進や仕事と家庭の両立支援などに積極的に取り組んでいる企業の認定制度による普及啓発を図ります。

【推進方策（3）】 男性の育児・家事参画の促進

女性に偏りがちな家事・育児の負担を軽減するため、男性の家事・育児への参画と子育てをサポートする管理職の意識改革を促進するための情報発信や、企業自らの取組みを推進します。

【推進方策（4）】 女性の活躍促進

男女共同参画社会を実現するため、女性の能力が十分に活かされる環境づくりを推進します。

【推進方策（5）】 政策・方針決定過程への女性の参画促進

政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を促します。

◆事業展開① 保育サービスの充実・待機児童対策の推進

誰もが安心して子育てしながら働き続けることができるよう、保育サービスの質の確保と向上を図るとともに、保育所等の整備を促進し、待機児童対策を推進します。

事業構成	担当課	施策の概要
市町村の計画的な保育所整備等に対する支援の充実	子育て支援課	○市町村と連携し、保育ニーズに対応するための保育所整備及び運営経費を支援
認定子ども園移行に向けた幼稚園の運営等に対する支援の展開	子育て支援課	○一定の基準を満たし、5年以内に認定子ども園への移行を計画し長時間保育を実施する私立幼稚園に対して運営経費を支援
保育所の適正な定員の確保や定員の弾力的運用に関する市町村への助言など、年間を通じた待機児童ゼロに向けた取組みの強化	子育て支援課	○市町村との定期的な協議を行いながら連携した待機児童対策を展開
保育従事者の確保と資質向上に向けた支援の充実	子育て支援課	○関係機関による保育士確保推進会議を設置し、保育士サポートプログラムを策定・推進
少人数の児童を保育する家庭的保育（保育ママ）及び小規模保育の実施拡大	子育て支援課	○家庭的保育事業及び小規模保育事業に対する運営経費の支援、事業開始にあたっての改修費用の支援
研修の充実による幼稚園教諭・保育士の資質向上に向けた取組みの強化	義務教育課 子育て支援課	○保育者と教員による授業参観や幼児・児童の交流活動を通じた「子どもの姿で語る」研修の充実 ○公開保育等を実施するとともに、県内外の専門家をスーパーバイザーとして保育計画等の個別指導を実施
「幼保小連携スタートプログラム」に基づく幼稚園・保育所等と小学校との円滑な接続の推進	義務教育課 子育て支援課	○幼保小連携を中核に据えた県推進協議会及び地区別合同研修会の実施

◆事業展開② 多様な保育ニーズに応える環境整備

様々な保育ニーズに対応するため、ファミリー・サポート・センターや保育時間の延長、病気の際の預かりなど多様なサービスの充実を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
ファミリー・サポート・センターの設置促進	子育て支援課	○ファミリー・サポート・センター事業に対する運営経費の支援、事業開始にあたっての改修費用の支援
病児・病後児保育、延長保育、休日保育、一時預かり、家庭的保育など多様な保育サービスに向けた支援の充実	子育て支援課	○多様な保育サービス事業の実施に対する運営経費への支援 ○事業実施箇所の拡大を図るため、病児・病後児保育事業事例発表会等を開催
放課後子ども教室との連携を図りながら、放課後児童クラブの整備・拡充への支援の充実【再掲2-(7)-①】	子育て支援課 生涯学習振興室	○担当部局間の連携による、市町村の実情に応じた放課後子ども教室と放課後児童クラブの展開に対する支援を実施【再掲2-(7)-①】
多様な保育サービスの提供を行う保育従事者の確保と資質向上に向けた支援の充実	子育て支援課	○小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等に従事する人材を確保するため、子育て支援員養成研修等を実施

◆事業展開① 事業主等に対する仕事と家庭の両立支援の意識の醸成

企業経営者の意識改革を進めるため、ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍促進に積極的に取り組んでいる企業の紹介による普及啓発活動を推進します。

事業構成	担当課	施策の概要
ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画に関する事業主及び労働者双方の理解促進に向けた普及啓発の強化	若者支援・男女共同参画課 雇用対策課	○経営者、労働者の双方の団体及び国等の関係機関と共に締結した山形県ワーク・ライフ・バランス推進協定に基づき、各団体と連携した啓発活動を実施
ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業の紹介などによる周知啓発の強化	若者支援・男女共同参画課 雇用対策課	○ホームページやメルマガなど様々な広報媒体を活用したワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業の積極的広報
出前講座や企業向け研修会の実施	庄内総合支庁 子ども家庭支援課	○出前講座等の実施による企業におけるワーク・ライフ・バランスの意識啓発

◆事業展開② 働き方の見直しの推進

企業経営者の意識改革を進めるため、ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍促進に積極的に取り組んでいる企業の紹介や、長時間労働の解消、離職の防止など仕事と家事・育児の両立のための多様な働き方ができる職場づくりの普及啓発を推進します。

事業構成	担当課	施策の概要
男性の育児・家事参画に向けた労働環境の創出	若者支援・男女共同参画課	○山形いきいき子育て応援企業認定制度による男性の育児休業への奨励金による支援
生活スタイルに合わせた多様な働き方の実現、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	若者支援・男女共同参画課 雇用対策課	○経営者、労働者の双方の団体及び国等の関係機関と共に締結した山形県ワーク・ライフ・バランス推進協定に基づき、各団体と連携した啓発活動を実施 【再掲3-(2)-①】
男性や事業主等に対する支援・啓発の充実などによる男性の子育て参加の促進	子育て支援課	○企業経営者のネットワーク組織「企業イクボス・イクメン同盟（仮称）」の創設による企業経営者や男性の意識改革、育児・家事参画の促進 ○「やまがたイクメン応援サイト」による情報発信・気運醸成

◆事業展開③

企業による仕事と子育ての両立支援の積極的な取組みの普及

男性の育児休業取得を促進するための法制度の周知・徹底、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業経営者のネットワークを利用した意識改革の推進、企業の認定制度における優遇策など、両立支援の積極的な取組みの普及を推進します。

事業構成	担当課	施策の概要
ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画に関する事業主及び労働者双方の理解促進に向けた普及啓発の強化 【再掲3-(2)-①】	若者支援・男女共同参画課 雇用対策課	○経営者、労働者の双方の団体及び国等の関係機関と共に締結した山形県ワーク・ライフ・バランス推進協定に基づき、各団体と連携した啓発活動を実施
企業経営者層との連携による意識改革及びモデル実践の展開	子育て支援課	○婚活・男性の育児休業などの取組みのリード役となる企業等の創出
中小企業におけるワーク・ライフ・バランス実践拡大と定着に向けた支援の充実	若者支援・男女共同参画課	○山形いきいき子育て応援企業認定制度の推進及び支援措置の拡充による中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの実践拡大支援
法制度の普及啓発	雇用対策課	○雇用環境改善アドバイザーの常用雇用規模100人以下の企業訪問による育児・介護休業法等女性労働者の支援のための法制度の周知啓発及び一般事業主行動計画の策定・届出勧奨の推進 ○周知啓発セミナーの開催
ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業の紹介などによる周知啓発の強化 【再掲3-(2)-①】	若者支援・男女共同参画課 雇用対策課	○ホームページやメルマガなど様々な広報媒体を活用したワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業の積極的広報 【再掲3-(2)-①】
ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の顕彰などによる社会全体で評価する風土の創出・定着	若者支援・男女共同参画課	○ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業の知事表彰 ○企業の取組みの充実度に応じて、山形いきいき子育て応援企業の宣言企業、実践企業、優秀企業として段階的に認定し、県民に広く周知

◆事業展開④ 先導的な取組みの県全体への普及

男性の育児休業取得などの取組みのリード役となる行政や民間企業を創出し、その取組みを県全体へ普及拡大します。

事業構成	担当課	施策の概要
県庁における先導的な取組みの推進【再掲 1-(1)-③】	人事課 子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ○山形県特定事業主行動計画に基づく“生き生き職場づくり”運動と連携した時間外勤務の縮減と年次有給休暇取得の促進、研修等の実施 ○イクボスをテーマにした研修等の実施と企業への普及拡大

◆事業展開① 男性の育児・家事参画の気運の醸成

男女を問わず仕事と家庭の両立を推進するため、男性が子育ての喜びを実感し、子育ての責任を認識しながら、積極的に子育てに関わる気運の醸成を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
男性の育児・家事参画に向けた労働環境の創出 【再掲3-(2)-②】	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ○企業経営者のネットワーク組織「企業イクボス・イクメン同盟（仮称）」の創設による企業経営者や男性の意識改革、育児・家事参画の促進【再掲3-(2)-②】 ○ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた全国フォーラム開催による気運の醸成 ○「やまがたイクメン応援サイト」による情報発信・気運醸成【再掲3-(2)-②】
中小企業でのワーク・ライフ・バランス実践拡大と定着に向けた支援の充実 【再掲3-(2)-③】	若者支援・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ○山形いきいき子育て応援企業認定制度の推進及び支援措置の充実による中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの実践拡大支援を強化【再掲3-(2)-③】

◆事業展開② 先導的な取組みの県全体への普及

男性の育児休業取得などの取組みのリード役となる行政や民間企業を創出し、その取組みを県全体へ普及拡大します。

事業構成	担当課	施策の概要
県庁における先導的な取組みの推進【再掲1-(1)-③】	人事課 子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ○山形県特定事業主行動計画に基づく、男性職員の育児休業等の取得促進に向けた講演会の開催、休暇制度の積極的な情報提供による意識啓発 ○男性の育児休業取得等のリード役となる“婚活子育て応援オフィス”の創出による企業への普及拡大

◆事業展開① 女性が活躍できる環境の整備

育児休業を取得しやすい環境の整備に加え、育児休業取得後も短時間勤務制度や子の看護休暇など、子育ての時間が確保できる多様で柔軟な働き方ができる職場づくりや、再就職支援など、女性が子育てしながら活躍できる環境づくりを推進します。

事業構成	担当課	施策の概要
企業における女性人材養成の促進	若者支援・男女共同参画課	○企業で活躍する女性人材の育成やロールモデルの紹介及び企業独自の女性人材養成への支援を実施
出産・育児などで離職した女性の再就職支援の充実	若者支援・男女共同参画課 雇用対策課	○マザーズジョブサポート山形におけるハローワークと連携した相談事業及び出張セミナー・相談を実施 ○雇用のミスマッチ解消を図り、離転職者の早期再就職を推進するため、民間教育訓練機関への委託による多様な職業訓練の実施 ○子育て中の求職者に対し、託児サービスを付加した職業訓練の実施
法制度の普及啓発 【再掲3-(2)-③】	雇用対策課	○雇用環境改善アドバイザーの常用雇用規模100人以下の企業訪問による育児・介護休業法等女性労働者の支援のための法制度の周知啓発及び一般事業主行動計画の策定・届出勧奨の推進 【再掲3-(2)-③】 ○周知啓発セミナーの開催 【再掲3-(2)-③】
地域における男女共同参画の基盤づくりの強化	若者支援・男女共同参画課	○地域における男女共同参画推進の拠点施設である県男女共同参画センター「チェリア」における人材育成や団体活動支援事業の実施
男女共同参画社会づくりに向けた意識啓発の推進	若者支援・男女共同参画課	○男女共同参画社会づくりの功績者を知事表彰し広く県民に周知
地域で活躍できる女性人材の育成	若者支援・男女共同参画課 最上総合支庁 子ども家庭支援課	○地域における男女共同参画推進の拠点施設である県男女共同参画センター「チェリア」における人材育成や団体活動支援事業の実施【再掲】 ○「生き生きモガジョ養成事業」の計画的な取組みにより、最上地域の次代を担う女性人材を育成

◆事業展開① 政策・方針決定過程への女性の参画促進

男女共同参画を推進し、女性の活躍を一層促進するため、審議会等への女性委員の積極的登用による政策・方針決定過程への参画促進を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
県審議会等への女性の参画推進	若者支援・男女共同参画課	○部局ごとの年次計画に基づく県審議会等における女性の積極的な登用の推進

現状と課題

本県における県内への転入、県外への転出状況について年齢別に見ると、県内への転入者数は22～23歳の時が最も多くなっています。一方、転出者数は18～19歳と22～23歳の2回ピークがある状況となっています。（平成23年山形県社会的移動人口調査）

また、転出者数は18～26歳で転入者数を上回っており、700人を超える転出超過となっています。このような進学や就職に伴う若者の県外転出が若者の人口減少、ひいては少子化につながっていることから、若者の力が発揮できる就業の機会の創出、就業の場の確保が必要となります。

さらに、若者が県外に転出する背景の一つとして、地域コミュニティの弱体化や地域との関わり希薄化による若者の地域への関心や愛着の減少も影響していると考えられることから、地域に関心をもち、郷土の魅力を知り、地域で活躍する人を育成していく必要があります。

対応の方向**【推進方策(1)】 若者の意欲の醸成**

地域の担い手を育成するとともに、若者が力を発揮できる環境づくりを進めるため、若者の主体的な取組みの実現の機会の提供や、取組みの顕彰による、若者が活躍できる風土づくりを推進します。

【推進方策(2)】 若者の生活基盤(雇用)の確保

将来を担う若者が力を発揮し、意欲や能力を十分に発揮しながら安心して働くことができる雇用環境の確保を図ります。

【推進方策(3)】 若者の地域への愛着や誇りの涵養

地域への愛着が深まり、地域への誇りが高まるよう、地域の豊かな自然、文化に触れる活動や、地域の人々との交流など、地域の特色・資源を活かした教育活動や、若者が地域とつながり、人とのつながりの中で十分に能力を発揮し、若者が県づくりの主体として活躍できる環境づくりを推進します。

【推進方策(4)】 UJ1ターンによる若者の県内移住促進

山形で暮らすことの魅力や、県内の企業情報の発信のほか、職業相談から職業紹介までの一体的な就業支援の強化を図ります。

◆事業展開① 若者の活躍促進

地域における多様な担い手を育成するとともに、若者の多様な活動や主体的な取組みの実現の機会を提供し、若者の県づくりへの参加を促進します。

事業構成	担当課	施策の概要
若者の主体的な取組み、多様な活動の促進	若者支援・男女共同参画課	○若者が企画実行する地域課題の解決や地域の元気を創出するアイデアへの助成 ○若者交流ネットワーク「やまがたおこしあいネット」を軸とした、県内の若者同士のネットワークづくりの推進
若者の多様な活動の情報発信の強化	若者支援・男女共同参画課	○若者交流ネットワーク「やまがたおこしあいネット」を用いた活動紹介・情報発信 ○インターネット・マスメディアを活用した若者活動の情報発信
政策、方針決定過程への若者の参画拡大	若者支援・男女共同参画課	○県の審議会等における若者委員（39歳以下）1名以上の登用による若者の県づくりへの参画促進
男女共同参画社会づくりに向けた意識啓発の推進	若者支援・男女共同参画課	○男女共同参画社会づくりの功績者を知事表彰し広く県民に周知【再掲3-(4)-①】

◆事業展開② 若者が活躍する環境づくり

若者が力を発揮できる環境づくりを進めるため、若者の優れた功績・成果や地道な取組みを顕彰し、若者が活躍できる風土づくりや、自主的な交流活動を推進します。

事業構成	担当課	施策の概要
若者の顕彰を通じた若者による活動を地域全体で応援する気運の醸成	若者支援・男女共同参画課	○本県の地域活性化に寄与する若者の優れた功績・成果及び地道な取組み等への「輝けやまがた若者大賞」による顕彰
若者同士の自主的な交流活動の推進	村山総合支庁 子ども家庭支援課 置賜総合支庁 地域振興課	○NPO等との協働による若者の活動、連携の支援 ○若者グループ間の情報交換・ノウハウ伝授の場をコーディネートすることによる新たな交流機会の創出

◆事業展開③ 豊かな心と健やかな体の育成

子どもの心と体の健康の保持と、青少年の非行や問題行動の未然防止のため、薬物や性の正しい理解の促進や、インターネットなどに関する適切・安全な利用の普及啓発を推進します。

事業構成	担当課	施策の概要
子どもの健康の保持・増進のための生活習慣や薬物・性などに関する教育の充実	スポーツ保健課	○学校・家庭・地域が連携し、児童生徒が健康の保持・増進を図っていくための資質や能力を身に付けられるよう学校教育活動全体を通じた健康教育の充実
スポーツの楽しさ・喜びに触れ体力の向上と協調性などを養う学校体育・スポーツの充実	スポーツ保健課	○体育授業及び運動部活動への地域における外部指導者の派遣 ○教員の体育実技指導力向上を図る講習会等の実施
青少年健全育成運動など非行防止に対する関係機関との連携強化や環境浄化活動の推進	若者支援・男女共同参画課 県警少年課	○山形県青少年育成県民会議をはじめとする各関係機関・団体との連携による青少年健全育成県民運動の展開 ○山形県青少年育成県民会議におけるいじめ・非行防止活動への支援 ○地域ぐるみによる健全育成活動、少年の社会参加活動、非行防止活動の推進
青少年の非行防止及び立ち直り支援活動の推進	県警少年課	○非行防止教室の開催を含め、再非行のおそれのある少年の立ち直りを意識した活動の推進
若年層等に対する性や喫煙・危険ドラッグ等に対する正しい理解の促進	若者支援・男女共同参画課 健康長寿推進課 薬務・感染症対策室 スポーツ保健課 県警少年課	○街頭やイベント等における周知・啓発の実施 ○高校、大学及び専門学校への出前講座の実施等未成年者の喫煙防止対策、若年者に対する喫煙に関する知識の普及啓発の推進 ○幼稚園、保育所、乳幼児健診等での子どもの保護者に対する喫煙及び受動喫煙に関する啓発の推進 ○主に高校生を対象とした登校時の啓発資材配布等薬物乱用防止啓発活動の推進 ○学校・家庭・地域が連携し、児童生徒が健康の保持・増進を図っていくための資質や能力を身に付けられるよう学校教育活動全体を通じた健康教育の充実 ○薬物乱用防止教室による危険ドラッグ等に対する理解の促進
インターネットの適切・安全・安心な利用や保護者に対する普及啓発の推進	義務教育課 高校教育課	○適切なスマートフォン等の利用に向け、PTAと連携した啓発活動の充実

◆事業展開① 就業意欲・能力の向上と機会の確保

職業を通じて社会の一員として役割を果たすことの意義を理解し、社会的自立に向けた必要な基盤となる能力や態度を身につけるよう、幼児期からの計画的・系統的なキャリア教育を推進するとともに、次代の担い手の育成に向けた学校と大学や企業との連携強化や、職業訓練による技術者の育成を推進します。

事業構成	担当課	施策の概要
小・中・高等学校の教育活動全体を通じた組織的・系統的なキャリア教育の推進	義務教育課 高校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校段階のキャリア教育の目標の在り方等を内容とする山形県キャリア教育体系の整備 ○全県立高等学校による「キャリア教育総合実践プログラム」の実施 ○全県立高等学校による「やまがたのスペシャリストに聞くトップセミナー」の実施
職業訓練による技術者・技能者の養成に向けたキャリア教育の更なる推進	雇用対策課	<ul style="list-style-type: none"> ○県内外の求職者あて、中小を中心とする県内企業の情報を一元的に提供するポータルサイトを県独自に構築し、企業情報、求人情報、インターンシップ受入情報等の積極的な発信による、県内企業の認知度向上と、就職促進 ○認定職業訓練実施団体に対する職業訓練実施経費の一部助成 ○県立職業能力開発施設における企業ニーズを踏まえた多様な訓練の実施
地域や企業と連携した職場体験、インターンシップの推進	義務教育課 高校教育課 雇用対策課 庄内総合支庁 建設総務課	<ul style="list-style-type: none"> ○義務教育における地域の実情に応じたキャリア教育実践プログラムの作成と実践の促進、学校における事前・事後指導の徹底 ○地域連絡協議会による、地域経済界や企業と連携したインターンシップの実施 ○県内外の求職者あて、中小を中心とする県内企業の情報を一元的に提供するポータルサイトを県独自に構築し、企業情報、求人情報、インターンシップ受入情報等の積極的な発信による、県内企業の認知度向上と、就職促進【再掲4-(2)-①】 ○地元建設業が果たす重要性を伝える啓発活動

<p>ものづくりや農業などの担い手の育成に向けた学校と大学や企業との連携強化</p>	<p>義務教育課 高校教育課 雇用対策課 農政企画課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○高等教育機関や地域産業との連携の強化、多様な地域資源を活用した体験活動の充実 ○産業担い手育成プロジェクトにより、農業、工業、水産の専門学科に学ぶ高校生を対象にした中長期インターンシップの実施 ○山形大学農学部、県立農業大学校、農業に関する学科を置く県立高等学校による3機関連携シンポジウムの開催 ○県内ものづくり系の高等教育機関の学生を対象とした、県内企業の魅力を伝える取組みや、県内企業とのマッチングの実施 ○農業大学校における高校、大学や企業等と連携した研修等の実施
<p>多様な職業体験や職業訓練機会の充実</p>	<p>雇用対策課 農業経営・担い手支援室 義務教育課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○県立職業能力開発施設における即戦力となる技術者・技能者を育成するための県内企業や地域産業のニーズを踏まえた職業訓練の実施 ○県立職業能力開発施設における企業ニーズを踏まえた多様な訓練の実施 【再掲4-(2)-①】 ○農業関係機関等と連携し、希望に沿った農業体験等を提供 ○小・中・高等学校のキャリア教育について、地域や企業、県民等の協力のもと県全体で支援する仕組みの構築
<p>新規就農支援研修の充実など農業大学校の教育・研修カリキュラムの充実</p>	<p>農政企画課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○新規就農者等の発展段階やニーズに応じた様々な研修機会の提供
<p>農林水産業への就業を目指す人への相談段階から経営開始・定着段階まで一貫した支援の展開</p>	<p>農業経営・担い手支援室 水産振興課 林業振興課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関・団体と連携し、各段階に応じ、就農相談・研修・就農給付金・無利子融資等を実施 ○市町村や農業団体等と連携し、地域で新規就農者等を支える仕組みを支援
<p>関係機関・団体との連携による求人開拓の強化</p>	<p>雇用対策課 高校教育課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員5人以上の事業所（約7,900事業所）を対象とした要請文の送付 ○山形労働局等と連携した求人要請訪問の実施 ○県内各商工会議所等への求人要請訪問の実施

若者に対する県内産業や企業、就職に関する情報発信の強化	雇用対策課 高校教育課 最上総合支庁 産業経済企画課	<ul style="list-style-type: none"> ○進学等により県外に在住している若者に対する就職相談、無料職業紹介、県内企業（就職）情報の提供によるUターン就職支援 ○県内外の求職者あて、中小を中心とする県内企業の情報を一元的に提供するポータルサイトを県独自に構築し、企業情報、求人情報、インターンシップ受入情報等の積極的な発信による、県内企業の認知度向上と、就職促進【再掲4-(2)-①】 ○就職活動前の若者・女性を対象に、ウェブサイトによる本県ものづくり産業や地域企業に係る情報発信 ○小・中学生向けに県内企業・産業の特徴や強みを掲載したガイドブックの作成 ○山形労働局等関係機関と連携した進路ガイダンス、企業説明会の開催 ○高校生向けの企業見学会、若手社員との交流会、パネルディスカッションの開催等による地域企業の情報発信
若者と県内企業をつなぐ接点づくり	雇用対策課 庄内総合支庁 産業経済企画課	<ul style="list-style-type: none"> ○進学等により県外に在住している若者に対する就職相談、無料職業紹介、県内企業（就職）情報の提供によるUターン就職支援【再掲4-(2)-①】 ○高校卒業時に連絡先情報の提供を受けた方に対し、就職ガイダンス開催案内等各種の就職情報を発信。 ○高校生を対象とした庄内を代表する企業人によるトップセミナーの開催
新規学卒者及び既卒者の正規雇用に向けた支援の充実	雇用対策課 高校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ○県高校就職指導連絡会議の開催により、関係機関と連携した就職支援、未内定者への個別支援の実施
若年非正規労働者の正社員化支援	雇用対策課	<ul style="list-style-type: none"> ○県内で正規雇用を希望する若年労働者を対象とした研修・キャリアカウンセリング、職業紹介の一体的実施 ○雇用後の一定期間の定着支援

◆事業展開② 相談支援体制の充実

ハローワークとの連携による就職相談機能の強化のほか、ニートやひきこもり等の若者に対する職業的、社会的自立に向けた支援の充実、新規就農者等に対するきめ細かな相談支援体制の整備などを推進します。

事業構成	担当課	施策の概要
ハローワークと連携した若者就職支援センターなどの就職・生活相談機能の強化	雇用対策課	<ul style="list-style-type: none"> ○県が有する職業相談機能と、国が有する職業案内機能の一体的な提供による就職支援

ニートやひきこもりなど困難を有する若者や家族に対する職業的・社会的自立に向けた相談支援体制の充実	若者支援・男女共同参画課 雇用対策課 高校教育課	○社会的困難を有する若者の相談支援拠点の設置・運営 ○ニート等の若者の職業的自立を支援するため、個々のケースに対応した具体的な支援プログラムを実施
Uターン就農者、非農家出身者、異分野からの新規参入者などに対するきめ細かな情報提供や相談・支援体制の整備	農業経営・担い手支援室	○農業関係機関等と連携し、首都圏におけるPR活動や出展相談を実施

◆事業展開③ 安定した雇用の創出・維持・確保

産業振興策と一体となった若者に対する就業支援のほか、正規雇用化など安定的な雇用の創出に向けた取組みを展開します。

事業構成	担当課	施策の概要
農山漁村の資源を活かした6次産業化の促進	農政企画課 6次産業推進課	○若者や女性等による加工品開発などのスモールビジネスの芽出し活動への支援 ○農業者や食品事業者、JA等による継続的な事業展開のための地域ネットワーク形成への支援
木質バイオマスなど森林資源の利用促進による雇用の場の創出	林業振興課	○森林資源を森のエネルギー、森の恵みとして活用する「やまがた森林ノミクス」の展開による所得向上と雇用創出
再生可能エネルギー等の導入や低炭素型の代替エネルギーへの転換等の促進及び関連産業の振興	エネルギー政策推進課 工業戦略技術振興課	○大規模事業の県内展開促進、地域分散型の導入促進 ○液化天然ガス（LNG）の産業利用を促進するための支援
先端的な技術分野や成長が期待される分野における関連産業の集積	工業戦略技術振興課	○有機エレクトロニクス関連産業の集積やバイオクラスター形成の促進に向けた支援及び成長分野への参入に向けた総合的な支援
創業支援や技術開発促進などによる中小・小規模企業の活性化	工業戦略技術振興課 中小企業振興課	○創業の気運醸成、創業相談、創業の知識修得、創業経費の助成、経営が軌道に乗るまでの支援 ○中小企業トータルサポート補助金等による研究開発から付加価値アップを図るための設備投資、販路拡大までの一貫した支援
本県が優位性を持ち、強みを活かせる有機エレクトロニクスやバイオテクノロジーなどの先端技術や、今後成長が期待できる分野に重点を置いた企業誘致活動の展開	工業戦略技術振興課	○本県の強みを活かせる分野や若者・女性が志向する分野を重点とした企業誘致の推進
正規雇用化など安定的な雇用創出に向けた事業主への啓発・支援の充実	雇用対策課	○国のキャリアアップ助成金の対象外である、有期契約労働者としての通算雇用期間3年以上の者を無期雇用労働者に転換し、かつ基本給を転換前よりも5%以上昇給させた事業主に対する奨励金支給

◆事業展開① 若者の地域への理解促進

地域の豊かな自然環境や文化など、郷土を理解し大切にすることを育む体験活動を推進するとともに、食育や、地域の伝統文化の伝承活動による地域への愛着と理解を促進します。

事業構成	担当課	施策の概要
郷土への愛着や誇りを醸成する教育の推進	教育庁総務課 文化財・生涯学習課 生涯学習振興室 義務教育課 高校教育課 スポーツ保健課 庄内総合支庁 地域振興課	○地域資源を活用した学習・体験活動等の推進 ○「ふるさと塾」の取組みの推進 ○山形を学ぶ地域教材の作成・活用 ○職場体験、インターンシップ等の実施 ○県民の歌（「最上川」「月山の雪」）の普及 ○インターネット、SNSや様々な機会を利用した、庄内の優位性、幸福度、活躍する若者の情報の戦略的な発信
地域の自然環境を活かした体験活動や伝統文化の伝承活動の促進	義務教育課 高校教育課 文化財・生涯学習課 生涯学習振興室	○「ふるさと塾」の取組みを通じた伝統文化、伝承活動の教え合い学び合い活動の推進 ○地域団体等と連携した取組みの推進（情報提供、活動支援、相談受付等） ○少年自然の家を拠点に地域の海・山・川を活動エリアとする体験活動プログラムの開発・実施
食育ボランティアの活動促進など、地域における食育活動に対する支援の展開	6次産業推進課	○食育に関する情報提供や相談、栽培や農産加工の技術指導等に関する専門家の派遣による各種活動団体への支援
地域の特産物や食文化の学びにつながる地場農産物を活用した学校給食の促進 【再掲2-(7)-⑤】	6次産業推進課 スポーツ保健課	○学校給食における県産農林水産物の利用拡大や県産加工品を導入する市町村への支援【再掲2-(7)-⑤】 ○地場農産物を活用した学校給食による地域文化の理解促進及び生産者への感謝の心の育成【再掲2-(7)-⑤】
体験を重視した環境学習や、学校の教育活動全体を通じた環境教育の推進 【再掲2-(7)-④】	環境企画課 循環型社会推進課 みどり自然課 義務教育課 高校教育課 文化財・生涯学習課	○飛鳥を舞台とした環境教育や森林環境学習等の実施による体験型環境学習の推進【再掲2-(7)-④】 ○山形県環境教育指針及び地域・学校の実態に基づいた実践的・体験的な環境教育の推進 ○学校と少年自然の家が連携した体験活動プログラムの開発・実施
地域に受け継がれている生活文化、伝統芸能などを子どもたちに伝承する取組みの推進 【再掲2-(7)-④】	文化財・生涯学習課 生涯学習振興室	○「ふるさと塾」の取組みの推進による郷土愛の醸成と地域住民が指導者として子どもたちに関わる機会の提供【再掲2-(7)-④】 ○地域団体と青少年教育施設等が連携した地域の生活文化・伝承芸能等を学ぶ体験活動の実施【再掲2-(7)-④】

◆事業展開② 若者の地域活動促進

多様な主体が活躍する県づくりを推進するため、「やまがた社会貢献基金」を活用した公益活動への支援や、若者同士の交流機会の拡大など、地域活動に参加できる環境を整備します。

事業構成	担当課	施策の概要
やまがた社会貢献基金の活用による子育て支援 【再掲2-(2)-③】	県民文化課	○若者の地域活動促進を行うNPOなどの取組みに対する助成
地域貢献活動の推進や青少年ボランティア活動の促進 【再掲2-(7)-④】	生涯学習振興室	○研修・交流機会提供によるボランティアリーダーの育成と中・高校生のボランティア活動体験機会の拡充
地域活動に取り組むリーダーの育成とネットワークの構築	生涯学習振興室	○若者活動支援組織の設置と地域貢献活動を学ぶ機会の提供
若者、若者グループの交流促進、レベルアップへの支援	若者支援・男女共同参画課	○若者交流ネットワーク「やまがたおこしあいネット」を軸とした、若者同士の交流・協働・連携の促進 ○若者グループを対象としたマネジメント・団体運営等に係る研修会の開催
若者の主体的な取組み、多様な活動の促進 【再掲4-(1)-①】	若者支援・男女共同参画課	○若者が企画実行する地域課題の解決や地域の元気を創出するアイデアへの助成 【再掲4-(1)-①】 ○若者交流ネットワーク「やまがたおこしあいネット」を軸とした、県内の若者同士のネットワークづくりの推進 【再掲4-(1)-①】
若者が自主的・主体的に地域活動に参加できる環境の整備 【再掲4-(1)-②】	置賜総合支庁 地域振興課	○若者グループ間の情報交換・ノウハウ伝授の場をコーディネートすることによる新たな交流機会の創出【再掲4-(1)-②】

◆事業展開① 情報発信の強化

山形での暮らしや県内企業の魅力、情報等をインターネットで効果的に発信するとともに、U J I ターン希望者と企業とのマッチング支援など、県内への円滑な就業・就農に向けた紹介・あっせん機能を強化します。

事業構成	担当課	施策の概要
首都圏等におけるイベントや各種媒体を活用した、「山形暮らし」の魅力発信の強化	市町村課	○HP等での情報提供、移住専門誌への記事掲載や移住セミナーの開催、移住フェア等への出展など積極的な「山形暮らし」の魅力発信
県内企業・雇用に関する情報発信やU J I ターン希望者と企業とのマッチング支援の充実	雇用対策課 庄内総合支庁 産業経済企画課	○進学等により県外に在住している若者に対する就職相談、無料職業紹介、県内企業（就職）情報の提供によるUターン就職支援【再掲4-(2)-①】 ○県内外の求職者あて、中小を中心とする県内企業の情報を一元的に提供するポータルサイトを県独自に構築し、企業情報、求人情報、インターンシップ受入情報等の積極的な発信による、県内企業の認知度向上と、就職促進【再掲4-(2)-①】 ○Uターン情報センターが県内企業への就職を誘導した県外在住のUターン希望者に対し、面接等のための交通費助成による就職活動を支援。 ○U J I ターン希望者及び新卒学生を対象とした庄内就職ガイダンスの開催 ○県外進学者等を対象としたUターン就職に関するニーズ調査の実施
知識・技術などを持つ県外在住者と県内企業などとのマッチングを支援する「やまがた21人財バンク」などを活用したU J I ターンの促進	雇用対策課	○県内企業が求める高度人材、専門知識・技能等を有する企業退職者（主に首都圏在住の既卒U J I ターン希望者）の県内誘致
U J I ターン希望者の県内への円滑な就農に向けた紹介・あっせん機能の強化	農業経営・担い手支援室	○農業関係機関等と連携し、首都圏におけるPR活動や出展相談を実施【再掲4-(2)-②】

◆事業展開② 多様な体験・交流機会の拡大

地域の魅力を体感できる滞在型・体験型プログラムの創出や、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
県外からの教育旅行や多彩な滞在型・体験型プログラムの創出・提供の促進	観光交流課	○本県の農山漁村等の特色ある資源を活かした教育旅行の誘致促進及び農業と観光の連携によるグリーン・ツーリズムに関する情報発信、受入体制整備
地域おこし協力隊や緑のふるさと協力隊に対する研修会の開催など地域活動に対する支援の充実	市町村課	○隊員及び受入れ市町村担当者の研修会を開催するなどの交流機会の創出を通し、地域活動に資する情報提供等の支援を展開
都会の若者の農林水産業への定着支援の実施	農業経営・担い手支援室	○市町村や農業団体等と連携し、地域で新規就農者等を支える仕組みを支援 【再掲4-(2)-①】

◆事業展開③ 受入体制の整備

山形暮らしの総合的な情報提供のほか、各種専門の相談機関・市町村と連携した相談体制の充実を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
移住相談員の配置などによる総合的な相談体制の充実	市町村課	○移住に関する総合的な窓口機能として、相談員及びコンシェルジュを配置し、移住相談へのワンストップサービスを展開

指 標 等		現 状	数 値 目 標	到 達 年 度
基本の柱1 結婚支援の充実・強化				
(1) 出会いから結婚までの継続的かつ総合的な支援				
事業展開①	出会いイベントにおける交際成立数	642件 (H25)	700件	H31
①	「やまがた出会いサポートセンター」登録会員数	441人 (H25)	2,000人	H31
①	「やまがた出会いサポートセンター」及び「やまがた縁結びたい」におけるお見合い件数の増	263件 (H25)	660件	H31
(2) 結婚観・家庭観の醸成のための将来を見据えたライフデザイン形成支援				
事業展開①	次代の親としての意識の醸成に係る授業を実施した県立高等学校の割合	H27教材作成	100%	H31
基本の柱2 子育て支援の充実・強化				
(1) 安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり				
事業展開①	母子保健コーディネーターを配置する市町村数	0 (H26)	18市町村	H31
①	不妊専門相談件数	65件 (H25)	75件	H31
①	1歳6ヶ月児健診受診率(未就学児の状況把握分を含む)	100% (H25)	100%	H31
①	3歳児健診受診率(未就学児の状況把握分を含む)	100% (H25)	100%	H31
②	新生児死亡率	1.7 (H21～25平均)	1.2	H31
②	周産期死亡率	4.3 (H21～25平均)	4.3	H31
②	妊産婦死亡率	4.6 (H21～25平均)	3.9	H31
③	15歳未満人口10万人あたりの小児科医	97.2人 (H24)	全国平均以上 ※参考H24 98.7	H31
⑤	利用者支援事業実施箇所数	0箇所 (H25)	40箇所	H31
⑤	子育て短期支援事業(ショートステイ)実施市町村数	11市町村 (H25)	17市町村	H31
(2) 地域における子育て支援の充実				
事業展開①	山形子育て応援パスポート協賛店舗数	3,425店舗 (H25)	4,000店舗	H31
①	シルバー人材センターにおける育児支援利用者数	361件 (H25)	420件	H31
(3) 子育て家庭が安心・安全に生活できる環境づくり				
事業展開①	法指定通学路整備率	73.4% (H25)	75%	H31
①	使用禁止遊具数	16基 (H26)	0基	H31
(5) ひとり親家庭への支援				
事業展開①	家庭生活支援員(ヘルパー)の登録人数	242人 (H25)	270人	H31
(6) 保護や支援を要する子どもの養育環境の整備				
事業展開①	要保護児童対策地域協議会の年間開催件数(市町村平均)	3.8回 (H25)	8回以上	H31
②	里親委託率	13.5% (H25)	17.5%	H31
②	児童養護施設のグループホーム実施箇所数	—	3ホーム	H31
②	児童養護施設の小規模グループケアの実施箇所数	6箇所 (H25)	15箇所	H31
②	地域小規模養護施設の設置箇所数	—	2箇所	H31
④	不登校児童生徒の出現率(小学校)	0.28% (H25)	減少	H31
④	不登校児童生徒の出現率(中学校)	2.28% (H25)	減少	H31
(7) 学校・地域・家庭の連携による教育の展開				
事業展開①	家庭教育講座等を実施した市町村	33市町村 (H25)	全市町村	H31
②	幼稚園・保育所等と合同研修を実施した小学校の割合	75.6% (H25)	85%	H31
④	地域の行事に参加している児童生徒の割合(小学校)	86.3% (H26)	90%	H31
④	地域の行事に参加している児童生徒の割合(中学校)	59.0% (H26)	70%	H31
④	高校生のうちボランティア活動に参加した生徒の割合	77.8% (H26)	100%	H31
④	環境学習・環境保全活動への参加者数	140千人 (H25)	143千人	H31
④	「ふるさと塾」の活動に賛同して伝承活動をする団体数	281団体 (H25)	300団体	H31
⑤	毎日朝食を摂っている児童生徒の割合(小6)	90.8% (H26)	増加	H31
⑤	毎日朝食を摂っている児童生徒の割合(中3)	87.5% (H26)	増加	H31

指 標 等		計画策定時	数値目標	到達年度
基本の柱3 仕事と家庭の両立支援の推進				
(1) 両立を支援する保育サービス等の充実				
事業展開①	保育所入所待機児童数	0人 (H26.4.1)	0人	H31
①	低年齢児保育確保数	10,056人 (H25)	11,863人	H31
①	延長保育実施箇所数	177箇所 (H25)	270箇所	H31
①	病後児保育実施箇所数	40箇所 (H25)	57箇所	H31
	(うち病児対応型・病後児対応型)	15箇所 (H25)	30箇所	H31
	(うち体調不良児対応型)	25箇所 (H25)	27箇所	H31
②	ファミリーサポートセンター設置数	21箇所 (H25)	26箇所	H31
②	保育所等による一時預かり実施箇所数	121箇所 (H25)	233箇所	H31
②	放課後児童クラブの設置数	270箇所 (H25)	310箇所	H31
②	放課後子ども教室、放課後児童クラブのいずれかを実施する小学校区の割合	86.5% (H25)	100%	H31
②	放課後児童支援員認定資格研修受講者数	1,137名 (H25)	1,300名	H31
(2) 企業等におけるワーク・ライフ・バランスの取組強化				
事業展開①	育休取得率(男性、女性)	女性：87.3% (H25) 男性：0.7% (H25)	90% 13%	H31 H31
①	両立支援措置普及率(注)	61.1% (H25)	現状より向上	H31
②	年間総労働時間	1,865時間 (H25)	現状より改善	H31
②	年間年休取得日数	9.7日 (H25)	現状より改善	H31
②	農村地域における家族経営協定数	897件 (H25)	1,000件	H31
③	「山形いきいき子育て応援宣言企業」登録・認定企業数	600社 (H25)	第4次男女共同参画 計画で設定(H27)	H31
③	「山形いきいき子育て応援宣言企業」実践・優秀企業数	31社 (H25)		H31
③	一般事業主行動計画策定のための訪問企業数	930件 (H25)	1,530件	H31
③	離転職者職業訓練参加者の就職率	67.7% (H25)	68.0%	H31
(3) 男性の育児・家事参画の促進				
事業展開①	育児休業取得率(男性)【再掲】	男性：0.7% (H25)	5%	H31
(4) 女性の活躍の促進				
事業展開①	県審議会等委員に占める女性委員の割合	43.2% (H25)	50%程度を維持	H31
①	マザーズジョブサポート山形の利用者数	— (H26.9開所)	第4次男女共同参画 計画で設定(H27)	H31
(5) 政策・方針決定過程への女性の参画促進				
事業展開①	県審議会等委員に占める女性委員の割合【再掲】	43.2% (H25)	50%程度を維持	H31
基本の柱4 若者が活躍できる環境づくりの推進				
(1) 若者の意欲の醸成				
事業展開①	若者委員を1名以上登用している県審議会等の割合	59.1% (H25)	100%	H31
①	地域活動に取組む青年グループ数	30市町村62団体 (H25)	35市町村70団体	H31
②	高校生のうちボランティア活動に参加した生徒【再掲】	77.8% (H26)	100%	H31
(2) 若者の生活基盤(雇用)の確保				
事業展開①	就職を希望している高校生の就職率	99.3% (H26.3)	100%	H31
①	高校生の県内就職率	77.2% (H26.3)	80%以上	H31
①	産業技術短期大学卒業就職者の県内就職率	83.5% (H25)	83.5%	H31
①	新規就農者数	251人 (H25)	300人	H31
②	若者就職支援センター利用者数	13,373人 (H25)	15,000人	H31
②	若者就職支援センター登録者の就職率	44.1% (H23)	36%	H31
(3) 若者の地域への愛着や誇りの涵養				
事業展開①	「ふるさと塾」の活動に賛同して伝承活動をする団体数【再掲】	281団体 (H25)	300団体	H31
②	「やまがたおこしあいネット」への参加団体数	213団体 (H25)	350団体	H31
(4) U J I ターンによる若者の県内移住促進				
事業展開①	Uターン情報センター利用者数	1,673人 (H25)	2,000人	H31

第2部 保育サービス等の提供

～ 子ども・子育て支援法に基づく

「教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期」～

第2部 保育サービス等の提供

～子ども・子育て支援法に基づく「教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期」～

各市町村は、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、幼稚園や保育所等の現在の利用状況や今後の利用希望、保護者の就労状況に関する調査を実施し、今後必要とされる教育や保育の量の見込みを算出し、これに対応するため、平成27年度から5年間の間に実施する教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期を定めています。

県は、保育等の現状、各市町村の計画及び既存施設の認定こども園への移行の見込みを踏まえ、県全体の教育・保育の量の見込みと、教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期を定めます。

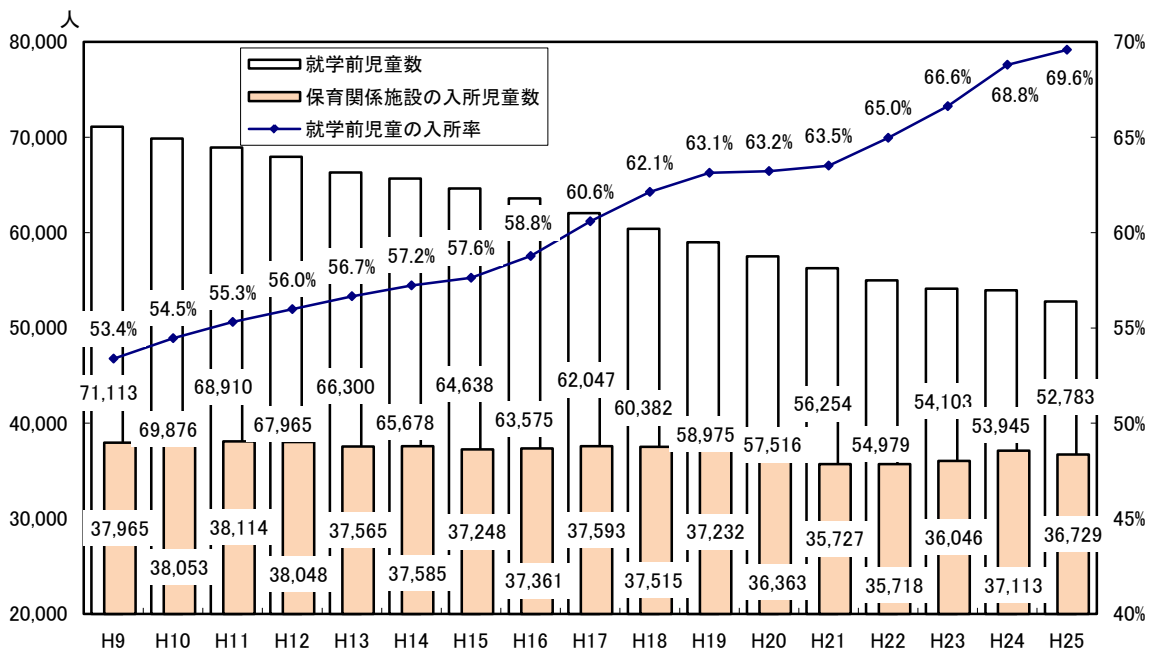
【関連：基本の柱3】

1 就学前児童の保育等の状況

就学前児童数が減少し続けている中、就学前児童が保育所や幼稚園などの保育関係施設を利用する割合は、年々増加しており、平成25年度では69.6%となっています。

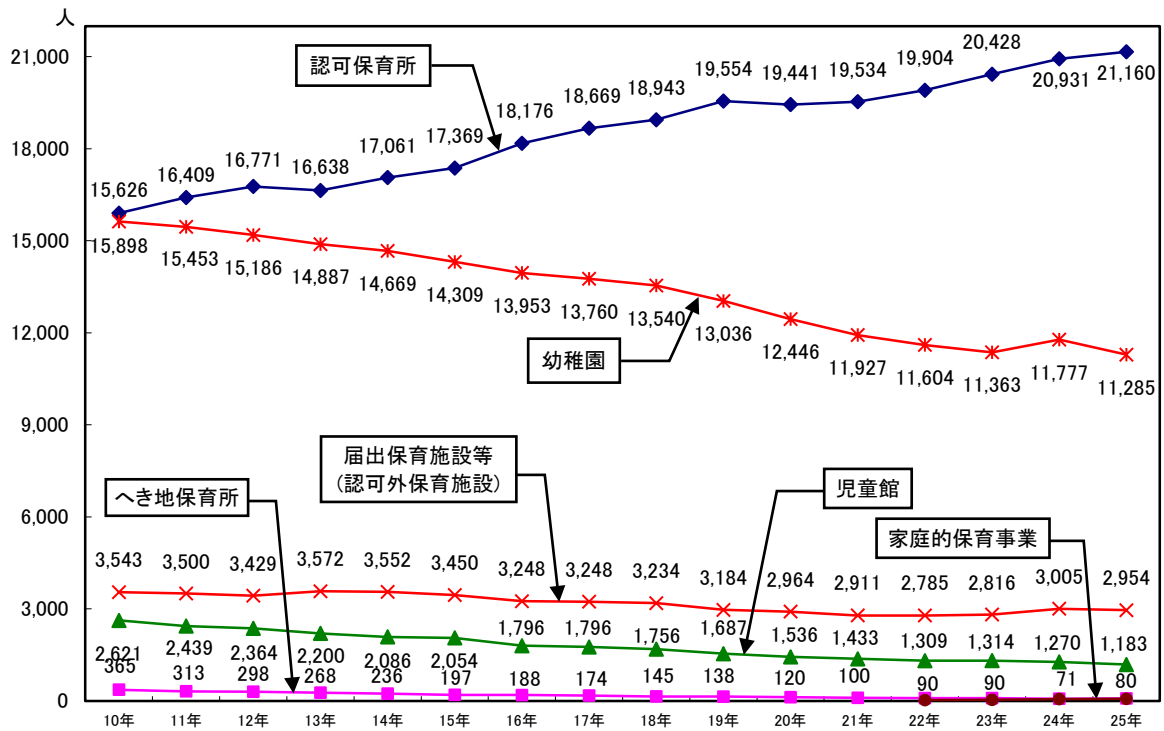
保育関係施設の利用児童数は就学前児童数がこの10年間で約2割減少している一方で、認可保育所の利用児童数は約2割増加しています。

○就学前児童の保育関係施設入所状況



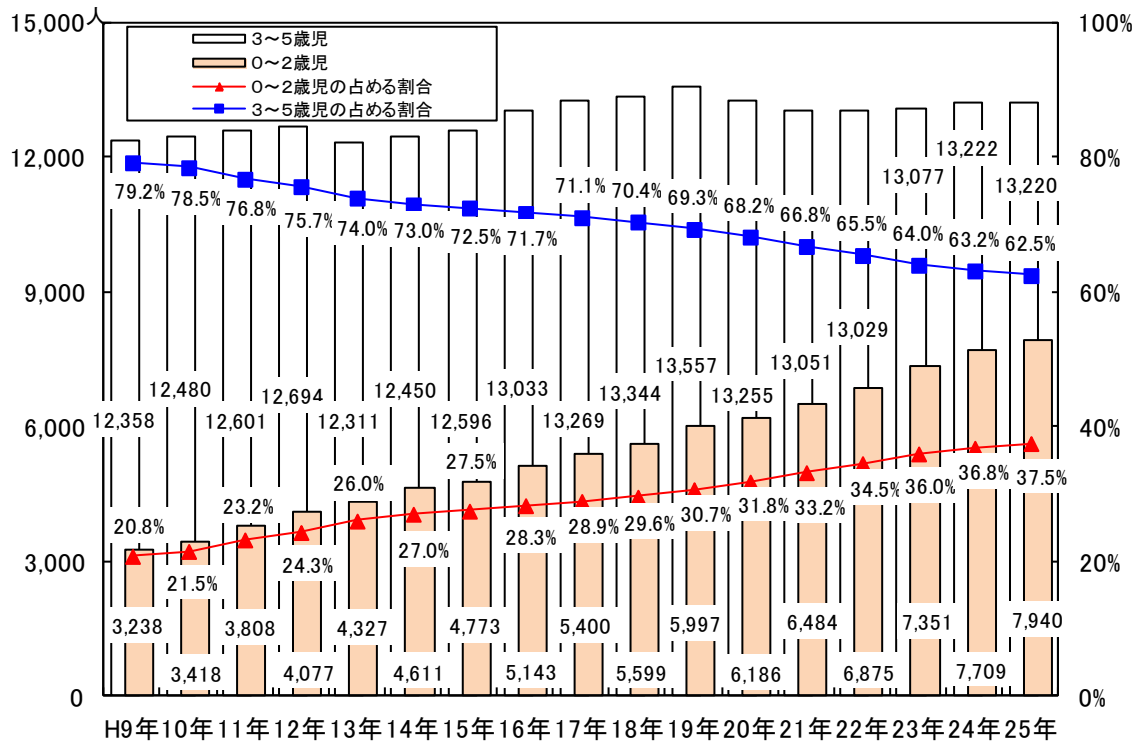
資料：県子育て支援課調べ、山形県「学校基本調査」

○保育関係施設利用児童数の推移



資料：県子育て支援課調べ、山形県「学校基本調査」

○保育所の年齢別児童数の推移



資料：県子育て支援課調べ

2 区域の設定

子ども・子育て支援法では、教育・保育の量の見込み並びに教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めるに当たり、その単位となる区域を定めることとなっています。

県は、県内の市町村間の広域利用の状況や、定められた区域が幼稚園や保育所等の教育・保育施設の認可・認定の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて、この区域を県全域で1区域と設定します。

3 保育サービス等の提供に係る取組方針

県は、保育サービス等の提供に当たり、本プランが目指す社会の実現に向けて、基本的視点にある「結婚、妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援」及び「山形らしさ」を活かした社会全体による支え合いの推進」を柱とし、需要に応じた保育サービス等の質の向上や量の確保を図るとともに、次の項目を重点的に取り組みます。

◆ 妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援 【基本の柱2(1)①、⑤】

妊娠から出産、子育てまでの継続的な相談・支援体制の充実

◆ 地域における子育て支援の充実 【基本の柱2(2)①】

子育て支援員など、中高年層による地域における子育て支援の充実

◆ 待機児童「ゼロ」の維持 【基本の柱3(1)①】

認可保育所等施設の整備促進及び地域型保育事業の実施拡大、児童館での集団保育及びへき地保育所などの活用

◆ 保育従事者の確保と資質向上に向けた支援の充実 【基本の柱3(1)①】

保育士サポートプログラムの策定による、保育サービス実施の支えとなる保育従事者の確保等への支援

◆ 家庭的保育事業、小規模保育事業の拡大 【基本の柱3(1)①】

地域型保育事業の実施拡大、保育従事者の確保や研修の実施

◆ ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業の拡大 【基本の柱3(1)②】

地域の実情に応じた市町村連携などの広域的な対応も視野にいたした整備促進

◆ 放課後児童クラブの拡大 【基本の柱3(1)②】

設置がない小学校区での整備促進及び放課後子ども教室との連携、指導員に対する研修の実施

4

教育・保育施設及び地域型保育事業

教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）及び地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）等について、下表のとおり計画します。

県は、この計画に基づいて、教育・保育施設の認可・認定を判断します。

また、記載する施設及び事業のほか、本県の特徴である児童館での集団保育及びへき地保育所などを活用し、市町村と連携しながら提供体制の確保を図ります。併せて、届出保育施設等の認可化について、引き続き促進してまいります。

県は、市町村間の情報共有や広域的な調整について、必要があれば、市町村計画の策定状況を踏まえ調整を行います。

○教育・保育の量の見込みと確保の内容等

(人)

	平成27年度				平成28年度			
	3-5歳 学校教育 (1号)	3-5歳 保育の必要性あり (2号)		0-2歳 保育の 必要性 あり (3号)	3-5歳 学校教育 (1号)	3-5歳 保育の必要性あり (2号)		0-2歳 保育の 必要性 あり (3号)
		教育 希望	その他			教育 希望	その他	
①量の見込み (必要利用定員総数)		10,195	15,132	11,797		9,930	14,948	11,789
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼 稚園・保育所)	3,709	13,609	9,542	4,478	14,046	10,018	
	特定教育・保育施設 以外の幼稚園※1	10,542			9,144			
	届出保育施設等 ※2		2,517	1,157		1,885	753	
	特定地域型保育 事業所 ※3			382				600
②-①		4,056	994	-716		3,692	983	-418

※1：子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園

※2：いわゆる認証保育所（一定の基準を満たし市町村からの運営費補助を受けている届出保育施設等）

※3：小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の事業所

表中、平成27、28年度の確保の内容が不足する部分については、児童館での集団保育やへき地保育所、届出保育施設等などの地域の協力を得ながら対応します。

(前ページからの続き)

		平成29年度			平成30年度				
		3-5歳 学校教育 (1号)	3-5歳 保育の必要性あり (2号)		0-2歳 保育の 必要性 あり (3号)	3-5歳 学校教育 (1号)	3-5歳 保育の必要性あり (2号)		0-2歳 保育の 必要性 あり (3号)
			教育 希望	その他			教育 希望	その他	
①量の見込み (必要利用定員総数)		9,859	14,498	11,680	9,683	14,256	11,582		
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼 稚園・保育所)	5,301	14,181	10,328	5,801	14,144	10,392		
	特定教育・保育施設 以外の幼稚園	8,372			7,499				
	届出保育施設等		1,341	598		1,349	598		
	特定地域型 保育事業所			680			793		
②-①		3,814	1,024	-74	3,617	1,237	201		

		平成31年度			
		3-5歳 学校教育 (1号)	3-5歳 保育の必要性あり (2号)		0-2歳 保育の 必要性 あり (3号)
			教育 希望	その他	
①量の見込み (必要利用定員総数)		9,558	14,124	11,478	
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼 稚園・保育所)	5,954	14,179	10,494	
	特定教育・保育施設 以外の幼稚園	7,275			
	届出保育施設等		1,272	491	
	特定地域型 保育事業所			878	
②-①		3,671	1,327	385	

県は、認定こども園の整備を推進するため、上表に計画されているもの以外で、幼稚園及び保育所が認定こども園へ移行する場合は、上表の①量の見込みに下表の数を加えた数で、認可・認定の判断をします。

○幼稚園及び保育所の認定こども園への移行見込みを踏まえて量の見込みに加える数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
加える数	220	220	220	220	220

5 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業（以下に掲げる13事業）については、市町村が地域の実情に応じて実施することとなっておりますが、県としても、その推進を図るため、以下のとおり計画します。

県は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、地域子ども・子育て支援事業に掲げられる事業や、その他本県で実施されている特色のある事業を生かしながら、施設による教育・保育に限らない多様な保育サービスにより、県内の需要に対応します。

（１）利用者支援事業

子ども・子育て支援新制度からの新規事業であり、平成31年度までに、県内23市町村で30箇所程度の需要見込みに対応していく予定です。

子ども・子育て支援新制度の目的である「教育・保育、地域の子ども・子育て支援の総合的な推進」を進めるためにも重要な事業であるため、県内すべての市町村における積極的な実施を推進します。

(箇所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	20	29	30	31	31
②確保の内容	17	28	30	31	32
②-①	-3	-1	0	0	1

（２）地域子育て支援拠点事業

現在、県内33市町村が92箇所で実施しており、平成31年度までに、すべての市町村が実施する予定です。

利用者支援事業と同様、需要が見込まれるため、各市町村における積極的な実施を推進します。

(①：人回、②：箇所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	323,098	321,602	319,150	314,486	310,339
②確保の内容	97	98	99	98	98

（３）妊婦健康診査

現在、県内すべての市町村が実施しており、引き続き円滑な実施を推進します。

(人回)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	87,239	85,668	84,130	82,880	81,496

（４）乳児家庭全戸訪問事業

現在、県内すべての市町村が実施しており、引き続き円滑な実施を推進します。

(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	7,369	7,249	7,140	7,022	6,908

(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

現在、県内すべての市町村が需要に応じて実施しており、引き続き円滑な実施を推進します。

(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1,832	1,837	1,835	1,829	1,827

(6) 子育て短期支援事業

〔 短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）
夜間養護等事業（トワイライトステイ事業） 〕

現在、県内11市町村が実施（施設と契約）しており、平成31年度までに、17市町村が実施する予定です。

すべての市町村が需要に応じて対応ができるよう、積極的な実施を推進します。

(人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	508	510	507	508	509
②確保の内容	1,101	1,119	1,123	1,127	1,130
②-①	593	609	616	619	621

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

現在、県内22市町が21箇所（共同実施あり）で実施しており、平成31年度までに、24市町が23箇所で実施する予定です。

需要が見込まれるため、単独市町村での実施のみでなく広域的な対応も視野に一層の整備を図るとともに、提供会員の増（平成25年度2,260人→平成31年度2,800人）を目指します。

(人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	14,664	14,693	14,707	14,679	14,658
②確保の内容	15,038	14,973	14,897	14,878	14,861
②-①	374	280	190	199	203

(8) 一時預かり事業

現在、県内29市町が152箇所で実施しており、平成31年度までに、34市町村が233箇所で実施する予定です。

子ども・子育て支援新制度では、新たに幼稚園で行っている預かり保育も含めて、一時預かり事業として実施します。引き続き、需要に応じて実施されるよう推進します。

(人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	586,769	558,298	548,721	539,754	533,926
②確保の内容	631,412	608,391	608,823	605,554	602,124
②-①	44,643	50,093	60,102	65,800	68,198

(9) 延長保育事業

現在、県内すべての市町村が183施設で実施しており、平成31年度までに、270施設で実施する予定です。

今後も毎年度14,000人程度の需要が見込まれており、引き続き、需要に応じて実施されるよう推進します。

(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	13,691	13,835	13,983	14,187	14,222
②確保の内容	13,916	14,118	14,356	14,536	14,625
②-①	225	283	373	349	403

(10) 病児保育事業

現在、保育所における体調不良児への対応も含めて、県内12市町が40箇所で開催しており、平成31年度までに、23市町が57箇所で開催する予定です。今後も毎年度延べ14,000人程度の需要が見込まれています。

現在実施されている地域には偏りがあるが、事業実施の要望が多いので、単独市町村での実施のみでなく広域的な対応も視野に、より一層の整備を図ります。

(人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	14,261	14,097	13,919	13,706	13,579
②確保の内容	10,189	11,011	14,250	15,235	15,646
②-①	-4,072	-3,086	331	1,529	2,067

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

現在、県内34市町村が276箇所で開催しており、他の1町が放課後子ども教室で対応しています。小学校数に対する設置率は9割を超えています。

今後も毎年度11,000人超の需要が見込まれており、引き続き、必要な整備を行うとともに、指導員に対する研修や処遇改善を図ります。

(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	11,675	11,726	11,750	11,831	11,844
②確保の内容	12,047	12,152	12,403	12,490	12,465
②-①	372	426	653	659	621

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（保護者の負担軽減）

子ども・子育て支援新制度からの新規事業であり、平成31年度までに、7市町が実施する予定です。市町村が実施するために必要な支援を行います。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

子ども・子育て支援新制度からの新規事業であり、平成31年度までに、6市町が実施する予定です。市町村が実施するために必要な支援を行います。

参 考 资 料

山形県子育て基本条例（平成22年3月県条例第4号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第11条）

第2章 基本的施策（第12条—第19条）

附則

「子ども」は、いつの時代においても社会の宝であり、未来への希望である。本県の子どもが、健やかに心豊かに成長するとともに、県民誰もが安心して子どもを生み、育てることができることは、県民の願いである。

しかしながら、家族形態が多様化している中で、子育てに大変さを感じている県民も多いのが現状であり、特に共働き世帯が多い本県においては、仕事と家庭との両立が課題である。また、少子化も進行しており、県民生活の全般にわたり、将来に深刻な影響をもたらしかねない。

今、全力を挙げて取り組んでいかなければならないのは、こうした事態に対処するための少子化対策であり、「将来の山形」を担う子どもたちを安心して生み、育てる環境を整備することである。これは、本県にとって、人口減少の流れを変える未来への礎である。

幸い本県には、「もう一つの日本」と称されるように自然と人間との調和がとれ、多彩な地域文化、三世代同居や地域社会における連帯感をはじめとする互助の精神が引き継がれるなど、子育てにとって恵まれた環境がある。

これらの子育てに適した環境を生かして、行政、県民、家庭、事業者、保育所、幼稚園、学校、非営利活動団体、地域の団体等がそれぞれの役割分担の下に連携し、子育ての喜びや素晴らしさを共有しながら、総ぐるみで支援し、子育ての負担感の軽減を図っていくことが大切である。

そのためには、県民一人一人ができることから、子どもや子どもを生み、育てる家庭に対する応援活動を実践することが必要である。

人と人が「お互いさまの心」を大切に助け合う行動が積み重なって、やがて、山形らしい風土となって親から子へと受け継がれていく。これにより、自然と人間との調和を図りながら、多彩な地域文化を生かし、将来にわたって、本県に生まれ、育つすべての子どもが健やかに心豊かに成長するとともに、誰もが「子育てするなら山形県」と実感できる社会を実現することを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子育て支援・少子化対策に関し、基本理念並びに県、県民、保護者及び事業者の責務又は役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、県、市町村、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者総ぐるみで子育て支援・少子化対策を推進し、もって県民が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「子育て支援・少子化対策」とは、子どもを生み、育てる者の負担の軽減その他の県民が安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備のための県、市町村、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者の取組をいう。

(基本理念)

第3条 子育て支援・少子化対策は、次に掲げる事項を旨として、行われなければならない。

- (1) 子どもの権利を尊重し、その最善の利益を考慮すること。
- (2) 父母その他の保護者が、子育てについて第一義的責任を有するものであること。
- (3) 県、市町村、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者が適切な役割分担の下に連携し、協力すること。
- (4) 結婚、出産及び子育てに関する個人の意思を尊重すること。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子育て支援・少子化対策に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、子育て支援・少子化対策の推進に当たり、市町村と緊密に連携するものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、子育て支援・少子化対策の重要性についての関心と理解を深め、県及び市町村が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、それぞれの地域において、すべての世代の県民が互いに協力し、地域の特色ある資源を活用した子どもの自然体験、文化体験その他の体験を豊かにするための多様な機会の提供等を通じて、子育て支援・少子化対策に取り組むよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第6条 父母その他の保護者は、基本理念にのっとり、家庭が子どもを育てる基盤であることを認識し、子どもが社会の一員としての自覚と責任を持つよう、自らが模範となって、深い愛情と責任を持って育てるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を送ることができるよう雇用環境の整備に努めるとともに、県及び市町村が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(計画の策定)

第8条 知事は、子育て支援・少子化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

- 2 知事は、計画を策定するに当たっては、子育てするなら山形県推進協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

(連携体制)

第9条 県は、子育て支援・少子化対策に関する施策を市町村、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者と協力して推進するための連携体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、子育て支援・少子化対策に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第11条 県は、毎年度、子育て支援・少子化対策に関する施策の実施状況を公表するものとする。

第2章 基本的施策

(社会的気運の醸成)

第12条 県は、子育てにおいて家庭が果たす役割及び家庭生活における男女の協力の重要性について県民の認識を深めるとともに、結婚及び子育ての支援に取り組む社会的気運の醸成を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(子どもを生み、育てる者の負担軽減)

第13条 県は、子どもを生み、育てる者の負担を軽減するため、子どもを生み、育てる者の交流の促進、保育サービスの整備その他の多様な需要に対応した子育ての支援が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(子ども及び子どもを生み、育てる者の健康増進)

第14条 県は、県民が安心して子どもを生み、育てることができるよう、妊娠及び出産に関する情報の提供及び相談の実施、母子保健医療体制の充実その他の子ども及び子どもを生み、育てる者の健康を増進するために必要な措置を講ずるものとする。

(仕事と子育てとの両立の支援)

第15条 県は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を送ることができるよう、子どもを生み、育てる者の雇用の継続を図るための制度の普及、保育サービスの体制の整備に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(安心して生活を送ることができる環境の整備)

第16条 県は、子ども及び子どもを生み、育てる者が安心して生活を送ることができるよう、居住環境の整備に係る支援、道路の整備その他の子ども及び子どもを生み、育てる者に配慮した生活環境を整備するために必要な措置を講ずるものとする。

(若者が自立して家庭生活を送ることができる環境の整備)

第17条 県は、子どもを生み、育てる若者が自立して家庭生活を送ることができるよう、県内における就業機会の確保、地域において能力を発揮することができる環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民運動)

第18条 県は、子育て支援・少子化対策が、市町村、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者と総ぐるみとなった運動として行われるよう、これらの者の取組に対する支援、啓発、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(家庭の日)

第19条 県民の間に広く子育てにおいて家庭が果たす役割の重要性についての関心と理解を深めるとともに、県民が家族のきずなを大切にするため、家庭の日を設ける。

2 家庭の日は、毎月第3日曜日とする。

3 県は、市町村その他子育ての支援に関する取組を行う者と連携し、家庭の日の趣旨について普及及び啓発に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年7月9日条例第41号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

子育てするなら山形県推進協議会条例（平成25年7月県条例第4号）

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第4項に規定する合議制の機関及び山形県子育て基本条例（平成22年3月県条例第4号）第8条第2項に規定する事項を処理するための附属機関として、子育てするなら山形県推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会は、法の規定によりその権限に属させられた事項及び前条に規定する事項を処理するほか、子育て支援・少子化対策（山形県子育て基本条例第2条に規定する子育て支援・少子化対策をいう。）に関する施策に関し必要な事項を調査審議する。

（組織）

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、子ども（法第6条第1項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

（会長）

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、子育て推進部において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（山形県子育て基本条例の一部改正）

2 山形県子育て基本条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「市町村、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者」を「子育てするなら山形県推進協議会」に改める。

附 則（平成26年10月10日条例第87号）

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

子育てするなら山形県推進協議会委員名簿

五十嵐 友明	山形県保育協議会 会長
井上 京子	保健医療大学看護学科 准教授
大泉 えみ子	日東ベスト株式会社 寒河江工場物流資材課長
大風 亨	株式会社大風印刷 代表取締役社長
小関 早苗	山形県児童館等連絡協議会 会長
柏木 実	日本労働組合総連合会山形県連合会 組織広報部長
金森 成裕	公益社団法人村山青年会議所 監事
國方 敬司	山形大学人文学部 教授
児玉 昭平	公益社団法人山形県私立幼稚園協会 会長
瀬川 宗穂	山形市保育園保護者会連絡協議会 前会長
高橋 重美	山形県町村会（最上町長）
高橋 由和	NPO法人きらりよしじまネットワーク 事務局長
武田 真理子	東北公益文科大学公益学部 准教授
土田 正剛	山形県市長会（東根市長）
長岡 好永	山形県青少年育成県民会議 常任理事
野口 比呂美	NPO法人やまがた育児サークルランド 代表
畠山 紀子	公募委員
三浦 明弓	g o u z e グループ 専務
村上 智子	東北文教大学 准教授
山川 美江子	山形県学童保育連絡協議会 事務局次長
山田 紋子	金井幼稚園保護者会 前副会長

（計21名、任期：平成25年10月1日～平成27年9月30日）

※五十音順、敬称略

「子育てするなら山形県」推進本部設置要綱

(目的)

第1条 次代の山形県を担う子どもを健やかに育成するとともに育成しようとする家庭を社会全体で支援する環境づくりを総合的かつ効果的に推進するため、「子育てするなら山形県」推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 次代を担う子どもの育成支援の総合的な指針及び行動計画の策定並びに推進に関すること。
- (2) 次代を担う子どもの育成支援の企画調整及び実施に関すること。
- (3) その他次代を担う子どもの育成支援の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長には知事、副本部長には副知事を充てる。
- 3 本部長は、会務を総括し、推進本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第4条 本部会議は、必要に応じて本部長が招集し、議長を務める。

- 2 本部長は、必要と認めた場合は、第3条に定める者以外の者を本部会議に出席させることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に別表第2に掲げる職にある者をもって構成する幹事会を置く。

- 2 幹事会に幹事長を置き、子育て推進部次長をもって充てる。
- 3 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長は議長を務める。
- 4 幹事長は、必要と認めた場合は、第1項に定める者以外の者を幹事会に出席させることができる。

(検討部会)

第6条 次代を担う子どもの育成支援の推進事案を検討するため、幹事会のもとに検討部会を置く。

- 2 検討部会の運営等については、別に定める。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、子育て推進部子育て支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係） 本部構成員

本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	企業管理者 病院事業管理者 教育長 警察本部長 総務部長 企画振興部長 環境エネルギー部長 危機管理監 子育て推進部長 健康福祉部長 商工労働観光部長 農林水産部長 県土整備部長 会計管理者 村山総合支庁長 最上総合支庁長 置賜総合支庁長 庄内総合支庁長

別表第2（第5条関係） 幹事会構成員（21課）

幹事長	子育て推進部	子育て推進部次長
幹事	総務部	人事課長
	企画振興部	企画調整課長
	環境エネルギー部	環境企画課長
	環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局	危機管理課長
	子育て推進部	子育て支援課長 子ども家庭課長 若者支援・男女共同参画課長
	健康福祉部	健康福祉企画課長
	商工労働観光部	産業政策課長
	農林水産部	農政企画課長
	県土整備部	管理課長
	会計局	会計課長
	企業局	総務企画課長
	病院事業局	県立病院課長
	教育庁	総務課長
	警察本部	生活安全企画課長 交通企画課長
総合支庁	村山総合支庁子ども家庭支援課長 最上総合支庁子ども家庭支援課長 置賜総合支庁福祉課長 庄内総合支庁子ども家庭支援課長	

だいじょうぶ みんながあなたの サポーター



子育てするなら山形県